# 〈特集〉ソヴィエトの世紀 Ⅳ 藤井一行とソ連研究

# コミンテルンと日本人粛清

藤井 一行 ●富山大学名誉教授

# 第一部 野坂竜の逮捕をめぐって

#### はじめに

務人民委員部)によって逮捕されたことはよく知られており、その経過の妻のことである。彼女が一九三○年代の末にソ連でNKVD(ソ連内共産党の最高指導者の地位にあった野坂参三(一八九二~一九九三年)野坂竜(一八九八~一九七一年)とは、いうまでもなく、長らく日本

資料が多く含まれていた。 である加藤哲郎・一橋大学教授から、 大が同書の執筆のために収集したあまたの粛清関係資料を提供された日本人。 でが公にされているわけではない。 私は、『モスクワで粛清された日本人。 である加藤哲郎・一橋大学教授から、 大が同書のも、 である加藤哲郎・一橋大学教授から、 大が同書のも、 である加藤哲郎・一橋大学教授から、 大がら、 である加藤哲郎・一橋大学教授から、 大がら、 である加藤哲郎・一橋大学教授から、 であるが、 である加藤哲郎・一橋大学教授がら、 であるが、 でっなが、 であるが、 でから、 であるが、 であるが、 でが、 であるが、 でっなが、 であるが、 でかなが、 であるが、

は少なからぬ価値をもつことであろう。
に、とりわけ日本共産党の活動や歴史に関心をもつ読者にとって、それることにする。もちろん本邦初公開の史料である。世界の共産主義運動版」の試みである。初回はまず、野坂竜にかかわる記録の全容を紹介すじて随時公開してゆくことにした。紙のメディアによらない初めての「出じて随時公開してゆくことにした。紙のメディアによらない初めての「出

にソ連に渡るよう指示を受けて非合法にソ連に入る。参三は日本共産党時の日本共産党委員長、風間丈吉(変名はタケダ)に、夫の参三ととも日本共産党の一員(一九二三年入党)であった竜は、一九三一年、当

玉 U T V 供 中央委員会に報告をするというのが二人の任務であった に 0 (述から)。竜は入ソ後の一九三二年にソ連共産党に移籍′ 労働者出版所で働くことになる 報告し 頭につ 東洋勤労者共産主義大学の略称) 竜 いてコミンテルン は日本のモップル [共産主義インタナショ (国際救援会) で学んだあと、 の活動についてモップル 「ナル」 (後述する竜の クートヴェ(K モスクワの外 執行委員会

申

け 筆者藤井によるものである 立 野坂夫妻の生還には謎が多いが、ここにかかげる資料はその謎解きに役 どで釈放され、 ではなかった。 者が逮捕・投獄 として付け加えた、 かしひとり彼女の運命だけは不可思議である。 輝 つかもしれ ける指導者 引用文のなかの 九三〇年代後半の粛清の嵐のなかで在ソ中の多くの日本人共産主義 でもはっきりしないため、 藤井教授の注を「 コミンテルン最高幹部の地位にあった野坂の妻、 ない。 粛清を免れ、 彼女も一 野坂参三の夫人として天寿をまっとうするのである。 処刑の運命に見舞 また最小限の句読点を加えた 読者もそれなりになにかの手がかりを発見してほし 九三八年二月、 」で残しつつ、 内の注ならびにゴシックによる強調語句 以下、 第一 本誌では、 一次大戦後、 藤井教授のゴチックはウェブ上 われる。 NKVDにより逮捕され 最小限の編集上の注 小見出し等に加藤が独自 日本へ帰り、 その経緯は上記 彼女は逮捕から五〇日 加 藤注 日 竜もその例外 本共産党の 0 )加藤 を る。 加 一の元 本に 藤注 に は 5 L ほ

b のである。 道局 の手もとにある記録 審理番号第六七六 の 熱田充克氏がモスクワで入手し、 それにはつぎのような目録がつ (以下、 N K V 野 D 坂竜ファ モスクワ州局アル ζJ のちに加藤教授に提供した イルと呼ぶ)は、 って ζJ ヒーフ第五 フジテレ

逮 捕請求状 保全処分決定書、 逮捕 ・捜査令状 兀 捜

> イター にかんする決定 查報告、 ンテルン執行委員会党委員会記録抜粋、 書 -引き渡 Ŧī. 被疑者キム・シアンの尋問調書、 被逮捕者調書、 受け取り、 八 六 居住証明書引き渡しうけとり、 武器引き渡し受け取り、  $\overline{\bigcirc}$ 被疑者キム・ 事件審理打ち切 七 シアン 九 夕 イブラ 。 の コ

九と一〇だけは、 これらの文書のほとんどは、 そこで、まずこの逮捕前の二つの文書を先にとりあげることにした 竜 が逮捕され 野 るまえに作成された文書であ 坂竜の逮捕・尋問関係の文書であるが

#### 野坂竜、 除名を申

#### ためたようであるが、 テルン執行委員会の党委員会にさしだした文書である。 れた当日、 除名上申書 はじめは彼女の 九三七年一一 「上申 ファイルにあるのはロシア語でタイピングされ 書 月二 である。 日 Щ それは野坂竜 本 の逮捕を知っ が山

本懸蔵

が逮

捕さ

竜は英文でした てすぐにコミン



「 コミンテルン執行委員会党委員会へ

タナカが朝早くNKVDに逮捕されたと私につたえてきた。 ― 今朝 (一一月二日)、タナカ [山本懸蔵] の妻 [関マツ――加藤注] が、

を結成した。何度かそのメンバーたちが私の家で会議を行なった。志オカノ [野坂参三] を含む他の同志たちとともに、非合法の「左翼同盟」は活動的な革命的分子として労働組合の指導部で働いていた。かれは同二 私はタナカのことは一九二二年から東京で知っている。その頃かれ

である その頃行なわれていたストライキを指導していて、 五日まで私の家に住んでいた。 次共産党事件 秋にソ連を訪れ、 タナカは一 九二三年の初めに日本共産党に入った。 -加藤注 一九二三年の春に日本に戻った。 が行なわれた。 その日、東京で共産主義者たちの検挙 かれはその時逮捕を免れた。 家にいなかったから その後、 かれは一九二二年 同年六月 第

の家に訪ねていく機会はなかった。の家に訪ねていく機会はなかった。私たちは労働組合の会議で会うだけで、私がかれの大量逮捕が行なわれた一九二八年三月まで私とタナカの関係はごくあの大量逮捕が行なわれた一九二八年三月まで私とタナカの関係はごくありふれたものだった。私はこの時初めてかれの妻に会った。この後、共産主義者の家に訪ねていく機会はなかった。

なかった 間刑務所に入ったほか、 平洋労働者会議に出席し、 してしばしば容赦のない拷問方法を用いたが、 を擁護してきわめて真摯で強固な態度をとった。 この間 裁判においてもかれは日本の警察に抵抗し、 (一九二四年から一九二八年) 何度か共産主義活動の罪で逮捕された。 一九二三年の共産党裁判にしたがって八ヵ月 に、 タナカは中 プロレタリアートの事業 かれは決して敵に屈服し 日本の警察はかれに対 -国で開か いずれ n た太

コミンテルンの第六回大会に出席するためソ連に向かった。一九二八年六月、かれは警察の厳しい監視下にあった自宅を抜け出し

た。私は二週間ほどかれの家で暮らした。 一九三一年四月に私はヴラヂヴォストークで約三年ぶりにかれに会っ

ける日本共産党の唯一の指導者であり、私たちは毎日コミンテルンでいればかれともっとも親しい関係にあった。なぜならかれがモスクワにおに同志オカノが外国に出かけた(一九三四年の夏と一九三六年)あとは、に同志オカノが外国に出かけた(一九三四年の夏と一九三六年)あとは、一九三一年一二月にかれは妻をつれてモスクワに行き、プロフィンテー九三一年一二月にかれは妻をつれてモスクワに行き、プロフィンテーカニー年一二月にかれは妻をつれてモスクワに行き、プロフィンテーカニー年

退院後は数日働いたにすぎなかった。 九月の初めにかれは病気にかかり、一○月二五日まで入院していた。

っしょに仕事をしていたからである。

ながら私はプロレタリアートの事業にたいするかれの信念にいかなる疑 クワに住んでいる日本人のなかでもタナカのことをまるで自分のことの たかしたということは推測できる。正直に言うが、私は今朝まで、 が大きな誤りを犯したか、 かしながら、 いも抱いたことがなかった ように信じていた。 ある日本人が何人か人民の敵としてNKVDに逮捕されている。 ることは私にはきわめてつらいことである。 五年間のかれの活動を知っているからである。多少ともかれと関係 タナカが人民の敵としてNKVDに逮捕されたのは事実である。 彼がソ連の裏切り者であり、 もちろんかれには個人的な欠点がある。 あるいはそれらの人々に対して不注意であっ ファシズムの手先だったと知 かれの過去を、 そしてこの しかし遺憾 タナカ モス L

四 タナカの逮捕は私にとってまったく予期しない重大な打撃であった。

除名決定書

よって私は私にかんして決定をくだすよう党に要請する。なぜなら、党にたいしてもっと早くかれを摘発できなかったからである。私は党員としての自分の過ち、不注意、警戒心の欠如を深く自覚している。

という手書きの書きこみがある。 右の文書の欄外には「ペレグドフへ」(後述するNKVD国家保安中尉) キム・シアン[野坂竜] 一九三七年一一月二日 」

罪としていることである。 の敵」 は、 愚行に見える 本を「密告」したかどで野坂参三を除名したのは、 のである。 なかったことへの自己批判である。このような規律意識 関に報告することである。 にたいしてもっと早くにかれを摘発できなかったこと」を自分の重 落ち度があるという自己批判の論理である。 山本懸蔵にも非があるし、 民の敵」とは考えられないとしても、 われている。 たいする疑念もまた表明されていない。 の密告=党への忠誠とする) いない。 竜の上申書には、 山本懸蔵の側にそれなりの非があるはずだ、という論理に竜はとら であるかもしれず、 むしろ正反対である。 同じような規律を固守している日本共産党が、 山本を昔から知っている自分としてはとうていかれを 山本懸蔵にたいする疑惑は一片たりともあらわ これは、 それを見ぬけなかった自分にも党員としての 事前の摘発とは、 その限りで、「人民の敵」を見ぬけなかった は、 それにもかかわらず、 コミンテルン型共産党に共通のものな まさしく自分に ほかの三名はことによると「人民 したがって、逮捕されたからに 疑惑を感じたときに関係機 とくに注目すべきは、「党 天に向かって唾する 「密告」する力量が NKVDの措置に (報告という名 同 志である山 れて

判読しえなかった部分もあり、そこには?を付してある)。定記録である。その全文はつぎのとおり(残念ながら文字が消えていての党委員会は即日、竜を召喚して、査問したようである。野坂竜ファイの党委員会は即日、竜を召喚して、査問したようである。野坂竜ファイの党委員会は即日、竜を召喚して、査問したようである。野坂竜ファイの党委員会のアパラート党組織

「秘密 三七年一一月二日付きコミンテルン執行委員会アパラート

議事録第四五号からの抄録キム・シアン問題を聴取した(コ

テリニコフ)

党組織から???へ

兄弟は管理者として工場で働いている、非党員。八六六号。父は一九二九年に死亡、母と兄弟ひとりが日本に住んでいる。八六六号。父は一九二二年以来全連邦共産党(ボ)員、党員証第一二五五に生まれた。一九三二年以来全連邦共産党(ボ)員、党員証第一二五五の大工業家の家庭

彼女は見学と休養のためにそれらの国々へ渡った。
ノは就学中であった)とともにイギリス、ドイツ、フランスに居住した。一九一八年から一九二○年まで中学校で教師をつとめた。オカノ(オカキム・シアンは一九一八年まで学校に通い、東京の高等女子学校を卒業、

証金をはらって釈放された。八年にキム・シアンは投獄され、一三ヵ月入っていた。八○円??の保の研究所はオカノが日本の???として組織したものであった。一九二一九二四年から一九二八年まで東京の研究所で書記として勤めた。そ

ら日本語に翻訳したり女性問題について自由主義的な雑誌に書い

九二二年~二三年には日本にいて雑誌の仕事をし、

???を英語か

たりし

た。

「九三四年から一九三七年三月まで外国労働者組合出版所で働いてい九三四年まで???やクートヴェの??セクターのコースで学んだ。一九三四年、彼女は共産党の許可をもらって(彼女の申し出で)夫の一九三一年、彼女は共産党の許可をもらって(彼女の申し出で)夫の

いた。 藤政之助 産主義運動のメンバーたち、 キム・シアンは仕事上、 加藤注」、 コンジョ また個人的に、 コン [前島武夫 [国崎定洞 今逮捕されている日本人の共 -加藤注] 加藤注」、 と関係をもって タキウチ 伊

ていた。外国労働者組合出版所で働いており、かれらは彼女の住まいをよく訪ね外国労働者組合出版所で働いており、かれらは彼女の住まいをよく訪ねコン[逮捕済みの国崎定洞]とタキウチはキム・シアンといっしょに

た。 
これがってかれは逮捕の日まで彼女と密接に関係をもっていかでいた。したがってかれは逮捕の日まで彼女と密接に関係をもっていシアンのところに通っており、彼女から日本のブルジョア新聞を受け取っていは逮捕の直前まできわめて頻繁にリュックス[ホテルの名]のキム・

キム・シアンはいま逮捕されている日本のスパイ、タナカと一九二二年に東京で共同の活動を通じて知り合いになった。その??年かれは数年に東京で共同の活動を通じて知り合いになった。その??年かれは数が二週間ばかりタナカの住まいに住んでいた。

の信頼を裏切った者として、キム・シアンを全連邦共産党(ボ)の隊列以下のとおり決定する。党と人民の敵とのつながり、ならびに??とでも生活上でもきわめて親密な友人関係ができていた。

から追放する

# コミンテルン執行委員会アパラート党組織党委員会書記

F・コテリニコフ 」

根底にあった根本的要因ではなかったか。織の論理――そうした党派性・党への忠誠精神こそ戦慄すべき大粛清の上申する党員の論理、確たる根拠なしに、疑惑だけで処分を決する党組確たる根拠なしに、たんなる疑惑だけでみずからの非を認めて処分を

知られる。 きこみがあり、この文書がNKVDによる竜の逮捕に活用されたことがきこみがあり、この文書がNKVDによる竜の逮捕に活用されたことが文書の欄外には、NKVDの「同志ペレグドフへ」という手書きの書



藤井一行(1933  $\sim$  2015)。教授の経歴などは本号の加藤哲郎論文に記載されている。

#### 逮捕状

かかげる。 さて野坂竜ファイルの第一文書は、逮捕請求状である。つぎに全文を

キム・シアンは一九三一年に夫オカノとともに日本からソ連へ非合法される。ゴーリキー街第三六号棟「リュックス」第五六号室居住。一八九六年生まれ、日本出身、大林業家の家庭出身、民族籍――日本人、一 照会状 (逮捕について) キム・シアン (リョウ・ノサキ)、

NKVDモスクワ州局国家保安局キエフスキー地区支所長地区支所捜査全権・国家保安軍曹オリムピエフ 「同意する」

# NKVDモスクワ州局国家保安局第三部長

国家保安大尉 ソロキン

### 一九三八年二月七日」

幹部の伴侶でありながら、逮捕される。察官)により逮捕が承認される。こうして野坂竜は、コミンテルン最高察官)により決裁され、同月一○日、VPMVO(モスクワ軍管区軍事検逮捕請求状は、同月九日、同国家保安局長代理国家保安少佐ヤクボヴ

逮捕された竜は、保全処分をうけ、告発される。

という文書である。

疑者として、保全処分をとり、ブトヴイルスカヤ監獄に拘禁するというそれは、キム・シアンをスパイ容疑で、刑法第五八条第六項により被

ものである。

起案・決裁者は右の同じ四名である。

月一一日。 ワ州局の国家保安部が捜査係員に交付したものである。日付は三八年二9州局の国家保安部が捜査係員に交付したものである。日付は三八年二第三文書は「逮捕・捜索令状」(第三○三四号)で、NKVDモスク

用実包二〇発、ピストル用実包三発。
第四文書は捜査報告書。一一日、ホテル「リュックス」の野坂の部屋第四文書は捜査報告書。一一日、ホテル「リュックス」の野坂の部屋第四文書は捜査報告書。一一日、ホテル「リュックス」の野坂の部屋

するので、 被疑者の回答を記入する様式になっている。 第五文書は被疑者調書である。 割愛する。 あらかじめ用意されている質問事項に 内容は次の尋問調書と重複

#### 尋問

#### 尋問調書

か モスクワ州局のネーム入りの、 尋問というものがどんな形ですすめられ、どんな形で調書が作成される れている様式に必要事項を記入するようになっている。 がわかる史料でもある。 第一一文書は 「尋問調書」 である。 記入項目があらかじめ印刷されて用意さ 全文を示す。 調書はソ連NKVD NKVDによる

グドフ国家保安中尉が、被疑者に尋問した 九三八年二月一二日、 小官、 キエフスキー地区支所長M N ペ

キム・シアン (リョ・ノサカ)

生年 一八九八年

四 生地 神戸市、 日本

Ŧī. 居住地 ゴーリキー街第三六号棟ホテル・リュックス第五六号室

六 民族・ 玉 籍 日本人、 国籍喪失

七 パスポート

八 職業 外国労働者出版所、 翻訳 編集員

九 社会的出身 父 元商人・木材加工工場所有者、 神戸 市 一九二九

年死亡

 $\overline{\bigcirc}$ 社会的地位 (職 種 ・資産

a 革命前 生徒―一九一八年まで

> 革命後 家族構成 夫―オカノ、 九一八年後、二年教師、 コミンテルン執行委員会幹部会員、 政治政党活動

九

b

三六年より外国におり、 居所は知らない

母一クズノ・アキ、 日本、 神戸市

兄弟 ―クズノ・サクタロウ、 神戸市、 工場所有者

教育 (普通、 特殊) 高等、 一九一八年、 高等師範学校卒業

員証番号 三 党籍 (一九二三年以降日本共産党、 (過去・現在) 一九二三年以降、 一九三二年以降全連邦共産党 全連邦共産党(ボ)員、 党

より、 逮捕済みのタナカとのつながりで党から除名され

一九三八年一月末、コミンテルン執行委員会アパラート下級党組織に

四 いかなる弾圧を受けたか、 前科、 逮捕等 (いつ、いかなる機関に

より、 なにゆえに

日 本で 四回逮捕 (二日間から二〇日間)、 回裁判

逮捕は一九二八年、 日本の革命運動と共産主義活動に加 わっ たた

一九二八年七月から裁判がある一九二九年七月まで在獄。 裁

私が非合法にソ連に渡ったためである

b ^連では逮捕されたことがない

判はおこなわれなかった。

Ŧi. ソヴェト政権下での受賞

六 兵役登録

白軍・反革命軍での軍

なし なし なし

八 武装犯罪集団・反革命組織・反乱への参加

社会・政治活動にかんする情報

サイン キム・シアン

# 被疑者キム・シアン(リョウ・ノサカ)の供述(一九三八年二月一七日

- (問) ソ連領内に住む親しい知人を全員あげてください
- 答) ソ連領内に住む私の知人のうち、

ンチェフ横町第二号棟A第八号室に住んでいます。
二 タナカの妻、アンドー・ユキ・タナカ[関マツ――加藤注]はレオ三七年一一月二日に逮捕されました。逮捕の理由は私にはわかりません。 タナカは、日本共産党代表で、コミンテルンで働いていたが、一九

れた。 り第一三号棟に住んでいたが、一九三七年五月にNKVD機関に逮捕さ り第一三号棟に住んでいたが、一九三七年五月にNKVD機関に逮捕さ 四 コン・ジョ [前島武夫――加藤注] は学生でトヴェルスコイ並木通 四 コン・ジョ [前島武夫――加藤注] はスターリン地区の工場

捕された。 スコイ並木通第一三号棟に住んでいたが、やはり一九三七年の八月に逮スコイ並木通第一三号棟に住んでいたが、やはり一九三七年の八月に逮五 コン [国崎定洞――加藤注] は外国労働者出版所で働き、トヴェル

- てください。 (問) あなたがいつ、どこからソ連領内へ国境を越えたのか詳しく話し
- のロシア人同志を訪ね、タケダが私たちにあたえた暗号をつたえました。市支鉄道を使って満州を抜けポグラニーチナヤ駅まで行き、そこで一人口にてモップル中央委員会に報告をし、その後、残って勉強するようにとのいてモップル中央委員会に報告をし、私は日本のモップルの活動にいてコミンテルン執行委員会に報告をし、私は日本のモップルの活動にとのいてモップル中央委員会に報告をし、私は日本のモップルの活動にとのロシア人同志を訪ね、タケダが私たちにあたえた暗号をつたえました。

はタナカに会いました。非合法な形でソ連領に入りました。ヴラヂヴォストークに着いて私たちそのロシア人同志の助けを得て、私たちは蒸気機関車の炭水車に乗り、

- (問) 一九三一年まで日本であなたは何をしていましたか
- スから追放されフランスのパリ市に移り、 二一年のウェールズの鉱山労働者のストライキの時に、私たちはイギリ ためイギリスにでかけました。一九二○年の末に私は日本を出てイギリ 月には夫は日本の労働組合の特派員として、 国語を教えていました。 を卒業してすぐ、 (答) にたずさわりました。一九二二年に私たちは日本へ戻りました。 た。そしてパリからドイツのベルリンに移り、そこでも労働運動の研究 スの夫のもとへ行き、そこで同じく労働組合運動を勉強しました。一九 一九一八年に日本の東京市の高等師範学校を卒業しました。 兵庫県明石市の女子師範学校で一九二〇年まで英語と 一九一九年の初めにオカノに嫁ぎましたが、 そこで一ヵ月ほど暮らしまし 経済と労働組合運動を学ぶ 七

田本帰国後、私は東京で女性労働者たちの間に手芸サークルをつくり、日本帰国後、私は東京で女性労働者たちの間に手芸サークルをつくり、日本帰国後、私は東京で女性労働者たちの間に手芸サークルをつくり、日本帰国後、私は東京で女性労働者たちの間に手芸サークルをつくり、正本には一世が、東京の市ケ谷刑務所に入っていました。一九二八年には私は何度が日本の警察に捕まり、二日間から三○日間拘留されました。一九二四年から、一九二八年は私は何度が日本の警察に捕まり、二日間から三○日間拘留されました。七月にも大学の間に手芸サークルをつくり、日本帰国後、私は東京で女性労働者たちの間に手芸サークルをつくり、日本帰国後、私は東京で女性労働者によっていました。

は母のところで暮らし、モップルの活動を手つだっていました○円を払って保釈されました。ソ連への逃亡、つまり一九三一年まで私しかし一年後、夫の弟オノ・ゴウイチが私の保証人になってくれ、八

問

とアベ・リュウ(主婦)も東京に住んでいます。私は一九三一年以後誰 では夫の弟オノ・ゴウイチがモーター輸入会社に勤め、 兄クズノ・サクタロウ とも連絡をとっていません。 トモツチが私の兄と一緒に働いており、また夫の姉妹二人ハヤカヤ(主婦 Н 「本に住んでいる私の親族のうち、 (箱工場経営) が神戸市に住んでいます。東京市 母クズノ・アキ 夫の兄クズノ・ (主婦) ٤

さい。 問) なぜあなたは全連邦共産党(ボ) から除名されたのか話してくだ

年一月、 連領入りした後の一九三二年一月に日本共産党から全連邦共産党(ボ から除名されました。 へ移籍されました。 答) 私は一 コミンテルン執行委員会の党組織によって全連邦共産党(ボ 九二三年に東京で日本共産党に入りましたが、 しかし人民の敵タナカとのつながりのため一九三八 非合法にソ

のか、 問) 取り調べに対して嘘偽りのない証言をしてください あなたがいつ、 誰によってソ連領内でのスパイ目的にやとわ 'n た

もなく、 (答) 私は、 誰にもやとわれたことがないと言明します。 ソ連領内に住んで、 反革命的スパイ活動をしたことは 一度

をやとったのか嘘偽りのない供述を要求する ために反革命的スパイ活動を行なったことはわかっている。 問) あなたは嘘を言っている。 あなたがソ連領内に住み、 誰があなた 日本国家の

反革命的スパイ活動をしたことがないという先の供述を確認します。 (答) 私は、 誰にもそして一度も私はやとわれたことがなく、また私が

ました。 調書は私のことばどおりに正しく記録されており、 キム・シアン」 私はそれを通読し

#### 74 釈放

#### 裁判中止

次の文書は、 「裁判中止の決定」にかんするものである。

クワ州局国家保安局キエフスキー地区支所全権捜査官、 イバルキンは、キム・シアン(リョ・ノサキ)の起訴にかかわる審理事 九三八年三月三一日 一九三八年三月二八日、 小官、 国家保安少尉 NKVD モス

件第六七六号を審理し、 キム・シアン(リョ・ノサキ)、一八九六年、 次のことを明らかにした。 神戸 (日本) 出身、 民族

メンバー、一九三七年一一月、人民の敵とのつながりでコミンテルン執

籍日本人、大木材業者の家庭の出身、一九三二年以来、

全連邦共産党

行委員会アパラート党組織によって除名。

法に国境を越えた。 いた。一九三八年二月一一日にスパイ容疑で逮捕された。キム・シアンは、 九三一年に日本人の夫オカナ[ママ]とともに、満州からソ連へ非合 逮捕されるまで外国労働者出版所で編集員および翻訳員として働いて

の指示によれば、 されない。彼女の夫オカナ、コミンテルン執行委員会アパラートの要員は 九三六年から秘密の外国出張中である。 行なわれた審理ではキム・シアンの側からのスパイ活動の事実は キム・シアンの拘禁は妥当ではない HKVD国家保安本部第三課 確認

以上のことから次のとおり決定した。

のコピーをモスクワ軍管区検察官に送付する。」 するためNKVDモスクワ州局国家保安局第八課に送付する。 審理を打ち切り、 キム・シアン(リョ・ノサキ)の起訴にかかわる審理事件第六七六号は キム・シアンを釈放し、 事件ファイルは文書館に保存 本決定

決裁される。 この文書は、一九三八年三月三一日、前記のヤクボヴィチ少佐により

一九九四年三月号六一ページ)。
方、党籍も回復されたという(「歴史としての野坂参三(上)」、『思想』方、党籍も回復されたという(「歴史としての野坂参三(上)」、『思想』ただし和田春樹氏の調査では、出国禁止という処分を受けたという。一関である国家保安本部の第三課の指示で中止させられたことがわかる。

こうして竜は逮捕から五○日余で釈放される。国崎、山本、カンジョ、タケウチ、モスクワ東洋学専門学校の教師たちはタナカと並んでオカノをもスパイとのに、ひとり竜だけが死どころか投獄さえ免れた。ついでに言えば、モスクワ東洋学専門学校の教師たちはタナカと並んでオカノをもスパイとして供述しているのに、オカノこと野坂も逮捕さえされない。これらのして供述しているのに、オカノこと野坂も逮捕さえされない。これらのは、ひとり竜だけが死どころか投獄さえ免れた。ついでに言えば、モスクワ東洋学専門学校の教師たちなど竜とかかわりのあっとはたしかに奇異である。それはなぜか。この謎をめぐってさまざまな憶説が流される。

竜の釈放を懇請し、その結果、 任者」のクーシネンに猛烈に働きかけ、その結果、クーシネンと 一三七~一三八ページ)。 ンテルン人事部長のアンドレーエフ」がディミトロフに竜の釈放を進言 によれば、 『闇の男』 その場でディミトロフがエジョフ 根拠はもとのソ連共産党高級幹部コヴァレンコの証言である。 野坂はコミンテルンのディミトロフ書記長や は夫の野坂が妻の救出のために必死の努力をしたのだと見 竜が釈放されたのだという(『闇の男』 (NKVD議長) に電話をかけ、 「東洋部の総責 「コミ それ

いたかのような証言であるが、かれははたして電話記録でも調べてみたまるでコヴァレンコがディミトロフのそばで電話のやりとりを聞いて

であろうか。だが竜が拘束されている時期にアメリカにいた野坂が、のであろうか。だが竜が拘束されている時期にアメリカにいた野坂が五○日足らずのあいだに郵便あるいは別の送付方法で「猛烈に働きなが五○日足らずのあいだに郵便あるいは別の送付方法で「猛烈に働きかける」ことができただろうか。この疑問は、竜の釈放が野坂が山本をかける」ことができただろうか。この疑問は、竜の釈放が野坂が山本をかける」ことができただろうか。この疑問は、竜の釈放が野坂が山本をかける」ことができただろうか。この疑問は、竜の釈放が野坂が山本を当局に売った見返りであるかのように見る憶測についても言えることで当局に売った見返りであるかのように見る憶測についても言えることである。

### 野坂は秘密国際要員?

「裁判中止の決定」には、オカノが「コミンテルン執行委員会アパラートの働き手」として(コミンテルン執行委員会幹部会の一員としてでいてつぎのように語っている(A. Kuusinenn, Before and after Stalin, pp.58-59;坂内知子訳『革命の堕天使たち』一九九二年、平凡社、 T八〜七九ページ)。

る任務は出張先の党の内部問題の調停であった。して随時、外国へ――ただし自国をのぞいて――派遣されていた。主た長けた要員は、所属セクションや地位にかかわりなく、「国際要員」と長いた要員は、所属セクションや地位にかかわりなく、「国際要員」と

そういう「国際要員」は突如としてひそかにコミンテルン本部から消

える。 おろかトップすら粛清を免れなかったのだ。 逮捕されたその妻を救ったということは考えにくい。 しかし野 野坂はおそらくそうした 【坂が秘密工作従事者であるがゆえに、 「国際要員」 のひとりではなかったか。 NKVDがスパイ容疑で NKVDの高官は

はずである 売ったとしても、 にもかかわらず、 共産党内で、夫オットー・クーシネンが野坂以上の枢要な地位にあ 11 え、党の最高幹部のひとりとして、 前記のアイノ・クーシネンにしても、 それで身の安全が保障されるほど事態は甘くなかった 逮捕と投獄を免れなかったのである。 コミンテルン内部でどころかソ連 事実上、 離婚状態にあったとは かりにだれ かを つった

もだれをも売ってはいない。 はもとめられるが、 ように判断する根拠は得られない。 であるという自供を得ることであったと考えてよいとしている 特別に安全な地位にいたとしなければならない。 尋問さえしていない。 前掲論文、前掲誌五八ページ)。しかし竜ファイルを見る限り、 偶 和 田氏は、 『然のいたずらでなかったとすれば、 NKVDが竜を逮捕したのは、竜とその夫が日本のスパイ 断固それは否認するし、 無根拠な憶測は禁物である。 山本についてさえ彼女はどちらかと言えば 竜は自分がスパイであることの自供 野坂夫妻はまことに不可 オカノについては取調官は 謎はつきない 加えて竜は少なくと 和田 和 思議な 田 0

#### 「闇の男」 における史料誤読

か

れに有利な証言をしていると言える

の男』 ここで 注 意深い読者なら気づいて不審に思ったのではないかと思うが の 『闇の男』での史料操作の問題点にふれておく。 「国崎定洞にかんする報告」では、 私が東洋学専門学校として 層

> 設が、 られているため、 五~二三六頁)。 訳出した部分が、 同じ段落の中で「東洋大学」 同じモスクワ東洋学専門学校 意味が通じない。 あたかも別の施設のように訳しわけられている とか 「東洋学研究所」 (原語は前掲) という施 とか訳しわ け

略語) とする根拠はなんであろうか。当時のコミンテルンの組織機構を調べて 頁。 みてもそういう機関はでてこないのだが ロシア人研究者もそう解読した)が、これを「東方ラテンセクショ また私がコミンテルン執行委員会 私は l/s を lichnyj stol (人事担当係) と理解した と訳した部分が「東方ラテンセクション」とされている 「東洋人事係」 (原語は (滞日中のある 5 1/s とい う

九四頁)。 している(『野坂参三と伊藤律』 時通訳に当たるようなベテランである」ことをのべ、 あらかた内容をつかんだ資料のコピーを日本に送り、 に関わるところは向こうで通訳を雇った」こと、「通訳の協力によっ 動にともなう「言葉の障害」に言及しつつ、「こみ入った専門的な問 の男』に出ている資料の翻訳は信用してもらってよい」とわざわざ説明 『闇の男』 の専門家に翻訳を依頼した」こと、「その翻訳者は日ソ首脳会談で同 の筆者のひとりである小林峻一 社会運動資料センター刊、 氏は、 モスクワでの取 こちらではロ それゆえに 九九四 冒闇 材 活

語

れら通訳・ だが、 そもそもロシア語がよくわからないらしい 両氏に協力した彼我の通訳 翻訳者の翻訳の信用性がわかるの 翻 訳者の仕事ぶりはすこぶる疑わ 小林氏に、どうしてそ

なり悪筆のものが多かった イピングされた部分は簡単に判読できても、 私にしても加藤哲郎氏から提供された史料の検討作業にさい は 周辺のロシア人の協力を得てようや 手書きの部分 しかもか 夕

かえすがえすも残念なことである。無稽な議論が散見され、同書の信憑性を疑わせる結果になっているのは無稽な議論が散見され、同書の信憑性を疑わせる結果になっているのはた部分も多い。概して『闇の男』にはいいかげんな「解読」による荒唐もなんのことやらわからず、私との共同の判読作業ではじめて解読できた。しかもクートヴェとかオカノとかの固有名詞が出てくるとロシア人く判読できるというありさまであった。それも完全にとは言いがたかっく判読できるというありさまである。

疑惑に関連する記述である。 もうひとつだけ問題点を指摘する。それはNKVDの野坂へのスパイ

係をつたえているだけの文書で、 テルンの活動とも緊密に結びついていた」となる。これはたんに事実関 ナカこと山本懸蔵にかんする「証明書」 年五月一三日付きで作成し、 コテリニコフ(コミンテルン・アパラートの党委員会書記)が一九三八 の尋問調書に収録されていたある記録に注目する。 こと)がタナカとオカノの緊密な関係をNKVD側に吹き込んでいるな ニコフ ざわざ傍点を付している部分である。 ていて判読しにくいが、私には「アンケート資料」と読める。肝心なの ると」などという冒頭部分の文言は原文にはない。原文は文字がかすれ につくが、そこの引用文にある「労働争議の際の監視団からの報告によ 全文を引用しているにしては、 『闇の男』の著者たちは、 オカノとの関係について記している部分である。 コミンテルン活動家を通じて『緊密な関係を保っていた』」とわ (そこではコチェリニコフと表記されているが、 どちらでも同じ ここは 「オカノと、 モスクワ東洋学専門学校の日本語教師たち おそらくNKVDに届けたと見られるたタ 脱落や余計な語句や不正確な訳出が目 『闇の男』が言うように、 したがって日本共産党の線でコミン まず文意が不明なのだが、 (島袋ファイル所収) その記録とは、 山本が 別にコテリ 「『オカノ』 である。 原文ど F

るのはごくあたりまえのことなのである。どというものではない。二人が日本共産党の代表として緊密な関係にあ

そこには信じがたいほどの誤訳がいくつか見られる。を記しているだけのものである。それも同書に全文が引用されているが、かしまりにオカノ(本名ナサカ・テツとある)の略歴と現在の地位書と同じようにオカノ(本名ナサカ・テツとある)の略歴と現在の地位書と同じようにオカノ(本名ナサカ・テツとある)の略歴と現在の地位書と同じように対しているが、それをうけてNKVDがオカノ逮捕しかしそのことより問題なのは、それをうけてNKVDがオカノ逮捕

それはいずれも訳としてはでたらめ。に呼ばれたとか、日本共産党の「専従」となったとか訳されているが、に呼ばれたとか、日本共産党の「専従」となったとか訳されているが、これは「一九一九年に渡欧」の誤訳。のち「イオカノは「一九一九年 [わざわざママとして] に東京で大学を卒業し

「非常に複雑な状況で、オカノは一九二四年までに何度も拘束を受け もロシア語を解する人物が翻訳したとは思えない。 もロシア語を解する人物が翻訳したとは思えない。 もロシア語を解する人物が翻訳したとは思えない。 もロシア語を解する人物が翻訳したとは思えない。 もロシア語を解する人物が翻訳したとは思えない。 もロシア語を解する人物が翻訳したとは思えない。 もロシア語を解する人物が翻訳したとは思えない。

ことである。
だが最大の問題点は、この文書の署名者をバチェルニコフとしている

国外にいるので逮捕は不可能という意味をこめてこのように報告したとNKVDのオカノ逮捕決定を察知したバチェルニコフが、オカノが現在、『闇の男』の著者たちが助力を仰いだ前記の某学者は、この文書を、

解釈したとい

した」という(一二九頁)。 類に精通している人間なら常識的な判断であることを複数の証言で確認 はそれにはふれていない。 は たいこのバチェルニコフとはどこのい かれ独自のものではなく、「ロシア語が読め、 著者たちによれば、 かなる人物か。 右の某学者のそうした解 ソ連NKVDの書 層 『の男』

に

か

最初の文字が重なってしまっている。 ₽ ってさえBという文字に読めなくもない 人物だからである。『闇の男』が依拠した文書は島袋ファイルにあった あとの文書の作成者バチェルニコフとはもともとコチェリニコフと同じ ののようであるが、そこでは、 もし、それが事実なら、 たいへんなことである。 作成者の姓はタイピングがまずくて、 だから最初の文字はロシア人にと なぜか。 なぜなら、

ちがう。まえの文書にはコピーと記してあったが、こちらにはコピーと 先の文書の判読困難な数字はここでははっきり四と読め おそらくこちらが正本であろう。 (Koteľnikov) いう文字はない。加えて証明者の手書きサインがある(コピーにはない)。 同じだが、タイピングのしかたがちがい、 にもオカノにかんするそれにも、 しかし実は、 という姓がタイピングされている。 箱盛ファイルにも同じ内容の文書がある。 そしてそこではタナカにかんする証明 はっきりと同じコテリニコフ より鮮明であり、 混同 0 文言は 余 地 行かえも 心がない。 はまった

てみれば簡単に処理できた問題点である。

ソ連の学者たちにいったい

照合しさえし

小林

加

二人にかんする証明書の異本が複数あることに気づき、

なる文書をいかなる形で解読してもらったのであろうか。

氏

史料

闇の男』

の著者たちの取材の労苦は多とするし、

私も加藤哲郎氏も

の誤読からとんでもない結論をひきだしたことになる

ちで同書の翻訳上の問題点を発見し、そのことに言及している。 うした『闇 こうした欠点は右の文書について見られるだけでないのである。 反応を示すことであろうか。 る野坂参三』 念ながら両氏は史料を適切に操作しえているとはいえないようである。 男』 れら 「歴史における野坂参三」を執筆した和田春樹氏は、 における上記のような が収集した史料を使って粛清問題にとりくんでいる。 の男』に依拠するほかなかったわけだが、 では、 氏はのちに入手しえた原文を検討した結果、 「史料操作」を知ったら、 著書 その時点ではそ 和田氏はどんな 『歴史におけ L かし、 だが『闇 あちこ 残

Komkova ゃん 寿子さん(富山国際大学講師)の助力を得ました。 (本稿を準備するにさいし、 (イルクーツクからの留学生) 判読困難な原史料の解読作業で Ekaterina O, お二人に感謝します。) また翻訳作業で金森

## 第二部 粛清されていた邦人日本語教師たち

# ソ連に亡命した渡米移民の運命

#### はじめに

洋学専門学校で日本語を教えていた日本人教師たちがいっせいに逮捕さ 野坂竜が逮捕されて、 取り調べを受けているあいだに、 モスクワの東

れるという事件が発生する。一九三七年三月のことである。

警察)によるモスクワの日本人社会の秘密調査がすすめられていた。 もっとも、それに先だってNKVD(内務人民委員部という名の秘密

事係がNKVD特別部の照会にたいして回答した極秘文書である。これ はすでに小林峻一・加藤昭著『闇の男』(文藝春秋社、 それを示すのが、一九三五年二月、コミンテルン執行委員会の東洋人 一九九三)で紹

介されている。ただし翻訳には多くの問題点がある。

よる。 点は克服されている(翻訳担当は金森寿子氏)。同秘密文書の全文はこ よって紹介することにする。(史料は加藤哲郎・一橋大学教授の提供に の後者を参照していただくことにして、ここでは必要部分のみ原史料に 九五)にも同じ文書が収録されているが、そこでは前書の翻訳上の問題 その後に刊行された川上武・加藤哲郎著の『人間・国崎定洞』(一九

所属する日本人にかんする情報をNKVD特別部に通報したものである ア語名の略称)、 この文書は、クートヴェ(KUTV、東洋勤労者共産主義大学のロシ 外国労働者出版所、 ナリマノフ記念東洋学専門学校に

> つぎのようなものである。 そのうち問題の東洋学専門学校に勤務する日本人にかんする部分は

「ナリマノフ記念東洋学専門学校ではつぎのとおりです」

- エン・ボリス・Andr
- <u>-</u> ユク・Nik. Petr.
- $\equiv$ ニュー・パーヴェル・Petrov.
- 回 シェヌ・ステパン・Bor.
- $\widehat{\Xi}$ ッ・Al・Aleksandr
- 子) パク・Petr.Ivan.
- 七 キム・グリゴーリー・Stepan.
- 八 ツォイ・セルゲイ・Andr.
- 九 フヴァン・イヴァン・P.
- $\bigcirc$ ナム・N・Petr

機械的に復元できないので、こうした―

―藤井]

[ローマ字で表記した部分は、ロシア語文で略記されており、

省略部分は

名を名乗っていたことがわかる。それは後述する史料から判明するよう 東洋学専門学校に勤務しているという上記の日本人たちは朝鮮人風の このスタッフの本名は追ってお知らせします。

鱗も記録に出てこない(レニングラードの日本人教師たちのほうは尻尾 邦人教師たちにかんするかぎり、不思議なことに、 なんらかの形で名が出てくるのだが、ことモスクワの東洋学専門学校の 提供を受けた秘密文書集にはない。当時ソ連にいた同胞共産主義者の多 ものであった。だがかれらの本名を明らかにする文書は加藤哲郎教授が くはその時点で日本側官憲にすでに把握されており、 に、コミンテルンの日本人幹部である野坂参三や山本懸蔵の指示による いまのところその片 日本の官憲資料に

0 をつかまれているのに、 消息はまったく不明であった である -後述)。 だから上記 の一〇名の同

これも、 供されたものである なった。 を入手すべく奔走されたフジテレビ報道部の熱田氏から加藤哲郎氏に提 しかるにこのたび別のNKVD文書によってかなりの部分 その文書とは、 前 回 の野坂竜ファイルのばあいと同じく、 逮捕された同胞たちの尋問・供述記録である。 モスクワで極秘文書 が 明らかに

肢 0 介しようと思う。まず、 同 以下、 がありうることを示す。 ≧胞のうちつぎの八名の本名を記そう。 この逮捕記録にもとづい それらの記録から明らかになった上記の一 て事件の経過をできるかぎり詳 ( ) 内は、 別の漢字の選択 こしく紹 〇名

エン 福永与平

ク 島袋正 (盛) 栄

ユ

ニュ 1 照屋忠盛

シェ ヌ 箱盛 (森、 守 改造

IJ 山城次郎

キム 山下尚 宮城与三郎

ク

ツォ

イ

又吉淳

郎 照屋とそれ以外の七名との逮捕時期が 後にキム=山下尚、 ツォイ=又吉淳、 九三七年三月一五日、 ユク=島袋正栄、 エン= ニューこと照屋忠盛が逮捕され、 福永与平、 シェンド=箱盛改造、 パ 週間ちがうが、 ク=宮城与ニ 一郎も逮捕される。 この違いが両者 リ= その Щ

週間 城次

それにしてもこれらのわが同胞たちは、 77 かにしてそのような運命を

ず間接的な証言によってではあるが、

そのおよその輪郭を明らかにして

0

運

命の明暗

を分けることになる

たどることになったのであろうか

胞

から一 あろうか。 宮城や照屋の えにアメリカに赴き、さらにはソ連にまで渡るようなことになったので メリカを追われてソ連に渡ったことがわかる。 ここではまず他の記録によって明らかにしてみよう。 上記の八人の逮捕後の供述によれば、 五年ほどさかのぼることになる。 まずこの問題から調べてみることにしたい。 供述からも断片的にうかがい知ることができる(後述) か れらはすべて一九三二年にア かれらは 歴史は、 それはたとえば いったいなにゆ 逮捕時点

#### 第 章 ア メリカでの 革命運

あまりの らの閲歴にかんする個々の詳細は尋問調書にゆずることにし、 尋問に虚偽を供述する理由は考えられないからである。 そのことはいくつかの変名で活動していた事実から歴然 がみずからの 接の記録・ 尋問調書での当人たちの供述であると考えられる。 公然の活動を余儀なくされていたアメリカでのかれらの直接の発言や間 人の個人的経歴をもっとも正確につたえる文書は、 たままであることを記しておく。二〇〇九年七月三日 [以下の記述には、 の調査によって不正確であることが明らかになった事 べられていないか 伝聞には事実の隠蔽が大いにありえたことが推定される 「祖国」と信じて亡命したソ連で、 劒 持 れ らのアメリ が 健物 だったことなど、 カでの活動について、 祖国」 なぜなら、 したがってか あとで紹介する のちに 項 の官憲による が一 が、 そこでは なかば 部含ま 加藤 か れ 哲郎

おきたい。

ダ(日本名は米田剛三、一九○六年生まれ)の回想記である。 あり、ついで、同じくそのアメリカでともに活動していたカール・ヨネ りである宮城与徳がゾルゲ事件に連座して逮捕されたあとの「供述」で 働者でアメリカで労働運動・革命運動にかかわったかれらの仲間のひと かれらのアメリカでの活動にかんするもっとも貴重な記録は、移民労

# なにゆえに革命運動に? 宮城与徳の供述

٤ 郎 代史資料』三「ゾルゲ事件」三、 西村義雄が、また一九二三~二四年頃には西村義雄、 ンゼルスを中心とする運動の進展についてつぎのように記している(『現 宮城は、一九一九年頃、 みずからもかかわる一九二五年頃からのサンフランシスコやロスア 加藤注 鬼頭某 一等が初期的な党活動に参加していた模様であるとのべたあ [鬼頭銀一——加藤注]、矢野某 [矢野務、 東部ニューヨーク中心に、片山潜、 みすず書房、三三七~三四一頁)。 矢田某、 本名豊田礼助 田口運蔵 石垣榮太

会合をもっていた。 地新政、中村幸輝とともに「社会問題研究会」を組織した。週に一回、地新政、中村幸輝とともに「社会問題研究会」を組織した。週に一回、一 一九二五年頃、宮城は、又吉淳(のちのツオイ)や屋部憲伝、幸

樹心院真道、前ロス日本人会長近藤長衛が参加してきた。堀内鉄二、柳井、大畑孝一、サンフランシスコの健物貞一、本願寺派のロス在住の山口東栄、箱盛改造(のちのシェヌ)、福永与平(のちのエン)、二 一ヵ月ほどたつと、そこへニューヨークからきた矢野、高橋や、

講義がおこなわれるようになる。社会思想問題を研究するようになる。マルクス主義の世界観、経済学の社会思想問題を研究するようになる。マルクス主義の世界観、経済学の三、やがて研究会は「黎明会」と改称され、共産主義者の指導により

五 一九二八年(昭和三年)、階級戦社は「労働協会」と改称、機関誌五 一九二八年(昭和三年)、階級戦」と週刊紙「労働新聞」を発行するようになる。二六年、アメリ「階級戦」と週刊紙「労働協会を組織、「労働新聞」もサ市で発行されるこなって同地に日本人労働協会を組織、「労働協会のメンバーがこれに入党する。日本人党組織の本部はサンフランシスコに移され、健物がその組織者とした。

より新たに組織者として矢野(または武田)がサ市にくる。 八 二九年、健物、小林がサ市で検挙される。ニューヨークの党本部

人支部はその中心メンバーを失い壊滅におちいった。 
西村、宮城(与三郎)、長浜、島、又吉、吉岡、照屋が検挙され、党日本でかり、ロングビーチ市でのロ市党支部大会が襲撃され、箱森、福永、 
三〇年、党活動が活発になり、それとともに官憲の弾圧もはげし

年後、裁判の結果、国外追放に決定、ドイツ大使の保証でハンブルグにこのロングビーチ事件で逮捕された党員たちについて、宮城は、約一

と付記している。 送られたこと、それ以後の行動は不明だが、入露したことは事実である、

述するNKVDの尋問調書にはかれらの直接の回答が断片的にでは 内がもっとも先進的な共産主義者として活動していたことがわ では、 以上の宮城の供述から、 かれらはなにゆえに共産党に入るようなことになっ ロスアンゼルスでは、 箱盛 福永 たの か Ш か。 る  $\Box$ あ 後 堀

代

弁しているように思われる

のべられるが、

宮城与徳のつぎのような供述もかれらの声なき声

(仮名遣いはあらためた)。

昭和四年頃共産主義思想を抱く様になりました。 昭和四年頃共産主義思想を抱く様になりました。

ればならないと云うことでありました。主義を信ずる様になった頃の根本観念は、働く者の食える社会にしなけ主義を信ずる様になった頃の根本観念は、働く者の食える社会にしなけ共産主義に関する本は余り読んで居りませんが、昭和四年頃私が共産

之が共産主義の概要でありコミンテルンは共産主義を世界的に実践すると産手段を収奪し即ち私有財産制度の否認を行い之を社会有とする。建設することにより取り除かれる。革命に際しては資本家の私有して居建設することにより取り除かれる。革命に際しては資本家の私有して居資本家は富を増大しプロレタリア階級を搾取して居るのでこの弊はプロ資本主義社会はブルジョア階級とプロレタリア階級との対立があり、

ことを目的として居ります。

通 加 うことであります。 とは日本の労働運動や日本共産党の活動が過重評価されて居ること、 革命が起るだろうと云う予想を持って居りました。 常に高く評価されて居りましたから、 私が共産主義思想を抱く様になった頃アメリカでは日本の労働運動が非 現を目的とし、 にはアメリカ共産党東洋民族課日本人部員矢野某の勧誘により同部に加 のでなければ価値がないと考へて居たので、 メリカに於ける日本人の共産主義者が共産主義運動に真面目でないと云 てコミンテルンは世界革命の一環として日本に於ても共産主義社会の 合には、 人しました。 ^ヤの独裁等を企図して居ることも昭和四年頃から承知して居りました。 共産主義社会実現の過程に於て日本でプロレタリヤ革命を実行する場 りプロレタリヤ芸術会赤色救援会日本人支部に入会し、 入を勧められても右の理由で断って居りました。 日本の天皇制を打倒すると云うことも聞いて居りました。 其為に日本の天皇制打倒、 私は共産主義を正しいと信じても之を実践し得るも 私は日本に間もなくプロ 私有財産制度否認、 アメリカ共産党日本支部に 然し次第に判ったこ 其後警察官に申した 昭和六年秋頃 プロ レタリヤ 実

の願だったとみていいであろう。 命運動にとびこんでいった、そしてのちにソ連に亡命するわが同胞たち働く者が食える社会――それがひとり宮城のみならず、アメリカで革

## 日系アメリカ人革命家の回想

をつたえている。(カール・ヨネダ『がんばって・日系米人革命家六〇者をはじめとする在米の日本人共産主義者について個々のリアルな消息カール・ヨネダはやがてソ連で粛清される右のロングビーチ事件関係

年の軌跡』大月書店、一九八四年、三〇頁以下)

恩師」であり、以来、二人の親交がはじまる。

恩師」であり、以来、二人の親交がはじまる。

恩師」であり、以来、二人の親交がはじまる。

恩師」であり、以来、二人の親交がはじまる。

恩師」であり、以来、二人の親交がはじまる。

労働者、 働者であった。麦人(バクニン)という名はもちろんロシアの無政府主 者が多かった あった。 記 義者バクーニンに由来するものであった。この協会は一九二五年に、 集会で福永麦人を知る。 ークレーに住む共産党員学生の剣持貞一(宮城の供述では健物という表 つい 加藤哲郎調査で健物が正しい) の主筆であった)。 で問題の福永。 集会の司会をしていた。 家事労働者、 一九三○年には会員は一○○名近くになっていた。 日雇い、 かれは「分厚い眼鏡をかけた学者ふうの大柄な 九二七年四月、ヨネダは羅府日本人労働協会の メンバーはほとんど共産党員かそのシンパで 学生などがメンバーで、とくに沖縄出身 協会きっての理論家といわれた農場労 の力添えで結成された (剣持は 庭師、 農場 バ

集会を計画する。 について説いた。 口 また シア革命の教訓、 て箱盛。 「階級戦」 そこに箱守(ママ) 協会は 九二八年一月、 など日本人労働者階級の定期刊行物を読む重要性 アメリカ帝国主義のもとでの日本人の運 九 一七年一一 箱森 改造が登場する。 月 (ママ)改造は協会の会計係 ロシア革命 かれは ○周年 柳井 一命につ -の記念 バジム

福永は教育係、ヨネダは宣伝係に選ばれる。

放され、 プル(国際労働者救援会のこと)が保釈金を用立ててくれたおかげで釈 もにする。 軍の練習艦の乗組員に反戦ビラをくばる活動で箱森とヨネダと行動をと ているとき、 最後は農園労働者の堀内鉄治。 起訴は結局、 一九二九年七月のある日のこと、 「アカ狩り隊」に踏み込まれ、 却下される。 かれは、 ロスアンゼルス寄港の日 浮浪罪で告訴される。 箱森の部屋でその相談をし モッ 本海

ている。かれらのたたかいについてヨネダはつぎのようなエピソードをつたえ

で国外追放になった。
で国外追放になった。
で国外追放になった。
日本で、田本でも一万人近い人々が集会に参加した。そのさいに山口、おおれた。ロスでも一万人近い人々が集会に参加した。そのさいに山口、んだが、山口だけは一年八ヵ月投獄されたあげく、共産党員ということをおれた。ロスでも一万人近い人々が集会に参加した。そのさいに山口、んだが、山口ではる失業者デモがおこ

と名づけられた。の名を世に残すために、モップルのロスアンゼルス支部は「ホリウチ支部」の名を世に残すために、モップルのロスアンゼルス支部は「ホリウチ支部」に送られ、刑期満了後に、共産党員という理由で国外追放になる。堀内堀内も一九三○年四月、労働者のストライキ集会で逮捕され、刑務所堀内も一九三○年四月、労働者のストライキ集会で逮捕され、刑務所

>が逮捕される。 それからほどなくして、サンフランシスコで西村銘吉と小林勇・ジョ

ネダはかれらもソ連に渡ったことを知らないようである)。国人共産党員ということで軍国主義日本へ送還されることになった」(ヨードをかかげて一○○○名以上の人々が集まったのであった。二人は「外ードをかかげて一○○○名以上の人々が集まったのであった。二人は「外ードをかかげて一○○○名以上の人々が集まったのである)。

九三二年一月一五日の夜、ロングビーチで共産党員会議が赤狩り隊

そのあとの経緯についてヨネダはつぎのようにつたえている。まれた。いわゆるロングビーチ事件として世につたえられる事件である。に襲われ、一○○人以上が逮捕される。そして八○人が刑務所にぶちこ

能を動かすうえで重要な人たちを優先させた。 だれから先に保釈させるかを決めた。 には、 供してくれる、 になる保釈資金を集めること、 はまた、 口 すること、 ーカーを利用せずに、会員や支持者たちから現金を借用した。私たち 捕者の釈放や告訴が不当に延ばされたときには、 「国際労働者救援会地域本部は、すぐ集まりをもち、救援対策を練っ 裁判中「法廷を埋める」よう支持者に訴えること、そして当然必要 十分な資金を集めるのに一、二週間かかった。私たちはいつでも 労働問題や政治的権利にかかわる事件の保釈に進んで私財を提 警官の暴行と集会の自由の侵害にたいする抗議を集中するこ 地域の資産家たちのリストを作成した。 などが決まった。 ふつうは、 私たちは保釈保証書ブ 婦人や負傷者、 人身保護令状を入手 一斉逮捕のとき 党の機 た

次郎 業別組合オルグの福永麦人、 沖縄出身の庭師で活動家の五名、 庭師で日本人労働協会の設立者の箱森改造、 放ということで移民局に引き渡された。 吉岡北次郎、 は 「が九名いた。 逮捕者のうち四五名が、『不法集会』のかどで告訴された。そこには 島盛栄、 被告にたいする告訴を却下した。 名を加え、 だった。これにヒンドウー教徒の労働者一名、 運転手で国際労働者救援会活動家の長浜敬次郎 五週間にわたる裁判で陪審が行きづまり、 計 名が追放されることになった。 召使いで『日本人プロレタリア芸術』主筆 又吉純、 九名の一世とは次の人々だった。 しかし、 官城与三郎、 農園労働者で農業労働者産 外国人一一名が国外追 照屋忠盛、 地方裁判所判 ギリシ および 山 城

> 受け入れてくれる国を自分でえらび、 訴された者たちは、 は上訴を却下したが、 しても長年の刑務所入りが科されるだろう、 強制送還する、 一九三三年末までに合衆国を退去しない場合は、 という条件がついていた。 日本やギリシャへ帰国すれば、 『自由意志による出国』 自費で出国することになっ という理由もつけ を認めた。 死刑をまぬ それぞれの本国 つまり、 た。 がれ 法廷 たと

かっただろう。 入れられたであろうが、少なくとも闇から闇へ葬られるということはな結果的には本国へ送還されたほうがよかったわけである。刑務所には

う(『羅府の時代』一一頁)。

一一加藤注]には、福永は「ロサンゼルスにおける社会主義運動の中で、それによれば、福永は「ロサンゼルスにおける社会主義運動の中で、それによれば、福永は「ロサンゼルスにおける社会主義運動の中で、利藤注」には、福永麦人と又吉淳についての詳しい記述がある。

ついても詳しく論じられている。 同教授は福永がロングビーチ事件で逮捕されたあと獄中から書き送られたプロレタリア革命をへの思いをうたった一連の詩を紹介している。 また又吉は「当時の移民社会のタブー、常識、諦念に対する挑戦的な生また又吉は「当時の移民社会のタブー、常識、諦念に対する挑戦的な生またフロレタリア革命をへの思いをうたった一連の詩を紹介している。

であろう。なにしろはじめからスパイと決めつけての逮捕なのだから。できない。ソ連の官憲にとってかれらの入ソ理由はどうでもよかったの向かったのであったろうか。尋問調書からはそれをうかがい知ることがさて、アメリカを追放されたわが同胞たちは、どんな気持ちでソ連へ

国外追放命令にたいして、

救援会はすぐ上訴した。

共産党員として告

肉なことに日本側の官憲がそれを正確に記録していた。しかし、かれらの思いを代弁する貴重な手記が別に残されていた。

皮

## なにゆえにソ連へ? 剣持の手記

名遣いと使用漢字は改めた。)(それは、「ロシアへ旅立つに望んで」と題された剣持の手記である。(仮

っこ。 「過去二ケ年戦ってきた送還問題もここに終りを告げ出国することにな

執拗に日本へ送還せんとする支配階級の意吐(ママ)に対し我が救援会及び同情者諸君の支持により日本への送還より救われ僕は今労働者農民の支配するソビエットロシアへ旅立たんとしている。私は同志及び同民の支配するソビエットロシアへ旅立たんとしている。私は同志及び同民の支配するソビエットロシアへ旅立たんとしている。私は同志及び同民の支配するソビエットロシアへ旅立たんとしている。私は同志及び同民の支配するソビエットロシアへ旅立たんとしている。私は同志及び同民の支配するが、それはここに喋々する必要はない。今後に於ける行動を公及び同情者諸君の支持により日本への送還より救われ僕は今労働者農会及び同情者諸君の支持により日本への送還より救われ僕は今労働者農会及び同情者諸君の支持により、

第三のソビエットロシア実現のために働くことを誓う。 第三のソビエットロシアへ行く私は諸君と共にロシア擁護のために第二、った。此の秋にロシアへ行く私は諸君と共にロシア攻撃の機をつくるにいた家国家の憎悪の的たるソビエットロシアへ行く。日本資本主義政府は既家国家の憎悪の的たるソビエットロシアへ行く。日本資本主義政府は既ないりに四ヶ年に終んとする資本がよいがら労働者の祖国計画は異状な成功りに四ヶ年に終んとする

―判読困難)共産党運動者の『追放』も『送還』も出来ない。資本主アメリカ帝国主義は一介の労働者の追放に成功した。\*\*し(然し?

関係資料集成』不二出版、第一六巻「外事警察関係」、一九九二年、四○ ★ ソビエットロシアを守れ!★ 帝国主義戦争と闘え!」(『特高警察家の欲すると否とにかかわらず共産主義革命への運動は必然だ。諸君健家のの矛盾、資本主義経ざいと社会主義経ざい(ロシヤ)の矛盾は資本

### ソ連に渡った同胞の氏名

─四一○頁)

宮城の供述やヨネダの回想には、アメリカから追放されてソ連に亡命 宮城の供述やヨネダの回想には、アメリカから追放されてソ連に亡命 宮城の供述やヨネダの回想には、アメリカから追放されてソ連に亡命 宮城の供述やヨネダの回想には、アメリカから追放されてソ連に亡命

宮城 をあげているロングビーチ事件関係者から先の七名をのぞいた吉岡北次 やヨネダの記録には出てこなかった山下尚の名が見えるのである。 於ける邦人共産主義者」という節があり、そこにロシアに渡った日本人 る。 事警察概要 欧米関係」と題された内務省警保局の極秘文書がそれであ できなかったのであろう。 やヨネダはおそらく山下尚とそのアメリカでの変名を一致させることが のリストがかかげられている。そのリストは不完全なもので、 山下尚の名は、 そのなかの 与三郎-「在外邦人共産主義者の動静」という章に「羅府方面に 実は別の官憲記録に登場する。 加藤注]などの名は見あたらないが、 ヨネダがアメリカからソ連に渡ったとして名 「昭和八年に於ける外 逆に、 照屋とか 宮城与徳 与徳

かに、 郎 根拠はなんなのであろうか? 妻を帯同してソ連に向かったとあり、 ヨネダは敬次郎という名まで明確にしている。 で確認しておきたい。宮城与徳の供述では長浜という姓のみだったが たのであろう。それにしても『闇の男』がキム=山下を吉岡仁作とする ないと考えられる。 長浜敬次郎のいずれかが山下尚の可能性があるが、 長浜敬次郎夫妻がいっしょにソ連に渡っているという事実をここ たぶん吉岡北次郎は山下尚のアメリカでの変名だっ ともあれ、 後述するように、 尋問記録で判明する八名のほ 長浜は山下では 長浜は妊 延 中の

さらにジェームズ・オダは、つい最近、一九三〇年代のはじめにアメンらに日本語版ではおそらく『闇の男』に依拠して、吉岡仁作という姓と名をあてている)。

確定したとは言いがたい。

ではオダは、ナガハマの名をマルヤとしたうえで、その妻の名けることはオダは、ナガハマの名をマルヤとか丸也はどこから出てきたか。ナガハマ夫妻の身元はまだ恵司までつきとめている。ただし日本語版では、永浜丸也・永浜さよとしてマルヤとはオダは、ナガハマの名をマルヤとしたうえで、その妻の名サ

――無事帰国できた小林勇を例外として――ソ連で悲惨な運命をたどるに亡命した日本人のリストも示しておこう。それらの同胞もほとんどなお上記のロングビーチ事件の直接の関係者以外にアメリカからソ連

ら。ことになる。上記の諸記録によれば、それは少なくともつぎの人々であことになる。上記の諸記録によれば、それは少なくともつぎの人々であ

る

内鉄治、 東ジョー 剣持貞 山口栄之助、 (ヨネダ)、 小林勇、 森ジョー 谷登 (ヨネダ)、平礼二 (官憲) 西村銘吉 (ヨネダ) (官憲記録) 別 名 惣 礼次(ヨネダ)、 (ヨネダ)、

永浜さよさんの身元と、日本にいる親族が判明した (別記)]

追記

# 界・モスクワ東洋学専門学校党細胞|章 「労働者の祖国」ソ連――疑心暗鬼と密告の世

## 朝鮮姓を名乗ってクートヴェへ

ある。 うべきであろう。 鮮系ソ連人」を偽装していたのであり、 は ゆえにソ連の市民権をとったかは明らかでないが、 をとったさいに登録の必要上、発案したものかもしれない。 乗るよう指導されたようである。記録によると、それだけでなくさらに、 滞在の手続きをとってもらい、以後二人の指示で行動することになる。 の援助でソ連に入ることになるのだが、 はソ連に入るやすぐにコミンテルンに野坂参三と山本懸蔵を訪れ、入国 ロシア人風の名前と父称までもつにいたった。しかしこれはソ連市民権 アメリカを追放されたわが同胞たちは、 まず日本の官憲に目をつけられないようにするため、 ソ連市民として逮捕されている。 というよりも、 そのことが 「人民の敵」 いうなれば それがあとで裏目に出るわけで かれらの供述によると、 赤色救援会 づくりに活用されたとい 「日系ソ連人」 少なくとも逮捕時に 朝鮮人の姓を名 (略称モッ いつ、なに **プル**)

入れられたようである。 入ソ後の活動の詳細は不明だが、一同はそろって、まずクートヴェに

一巻、一九八一、所収)。 
「巻、一九八一、所収)。 
「巻、一九八一、所収)。 
「一巻、一九八一、所収)。 
「日本に潜入するが、一九四一年(昭和一六年)に大阪 
三の密命を受けて日本に潜入するが、一九四一年(昭和一六年)に大阪 
この密命を受けて日本に潜入するが、一九四一年(昭和一六年)に大阪 
この密命を受けて日本に潜入するが、一九四一年(昭和一六年)に大阪 
この密命を受けて日本に潜入するが、一九四一年(昭和一六年)に大阪 
この密命を受けて日本に潜入するが、一九四一年(昭和一六年)に大阪 
この密命を受けて日本に潜入するが、一九四一年(昭和一六年)に大阪 
この密命を受けて日本に潜入するが、一九四一年(昭和一六年)に大阪 
この密命を受けて日本に潜入するが、一九四十年(昭和一六年)に大阪 
この密命を受けて日本に潜入するが、一九四十年(昭和一六年)に大阪 
この密命を受けて日本に潜入するが、一九四十年(昭和一六年)に大阪 
この密命を受けて日本に潜入するが、一十年(昭和一六年)に大阪 
この密命を受けて日本に潜入するのでは、 
この密命を受けているのでは、 
こののでは、 
こののでは、

事件被告小林勇手記 運動に関する調査」、 務していることになっている。 その消息がつたえられており、 う学校にはいなかったという。 に及ぼしたる影響」(昭和 いては、『思想月報』 ルン東洋人事係からNKVDにあてた報告(一九三五年二月) 工場で働いているか、ヴラヂヴォストーク方面に行ったものと推測した。 の四人の名をあげられている(二二七頁)。そして伊藤が一九三五年の ミン)、小林勇 入ってクートヴェでともに学んでいた仲間として、 月に冬休みを利用しての地方実習からもどってみると、この四人はも その伊藤の供述に、一九三二年一一月の時点で、 そのうち小林勇(リャンフー)については、まえに援用したコミンテ 特集第六三輯 (リャンフー)、山口某 (パウレイ)、西村銘吉 (ハンシャ) 『思想月報』 第三八号 アメリカ及ソ連見聞記」、及び司法省刑事局 四年七月) 「コミンテルン第七回大会の新戦術が裁判上 国崎定洞や野坂竜とともに「小林勇につ 小林はモスクワの外国労働者出版所に勤 伊藤はかれらがモスクワ市内のどこかの (三七年八月) 』第四四号(三八年二月) 加藤注 に 「在米邦人の共産主義 堀内鉄次 アメリカからソ連に 「治安維持法 (変名シン のなかに 『思

> る、 ニングラードへ派遣され、 村銘吉(ハンミャ、 現在の在露日本人共産主義者の一覧が掲載されており、 警察状況』第三巻(昭和一二年)(龍渓書舎) ャの誤記と見られる)は、 カから入ソした山口某 (パウレー)、堀内哲 (ママ) 次 (シンミン)、西 にわずかにその後の消息がつたえられている。 あ と記されている(一二二頁)。 との山! П 堀内、 別の官憲記録ではハンシャとでてくるので、 西村の三人については、 以来レニングラード東洋学院で教師をしてい クートヴェ卒業後の一九三四年にそろってレ に、一九三七年一二月末 当時 内務省警保局 の日本側 編の の官憲記録 アメリ

手がかりである。 息にかんしては、さしあたり当人たちのNKVDでの尋問調書が唯一の息にかんしては、さしあたり当人たちのNKVDでの尋問調書が唯一のよほど巧妙に偽装していたということであろうか。ソ連でのかれらの消議なことに、これまでのところ日本側の官憲記録にまったく出てこない。ところが上記の四人をのぞくアメリカからの入ソ者については、不思

### モスクワ東洋学専門学校

ばって』 にただしたとき(一九七二年)、 坂の指示でモスクワ東洋学専門学校で日本語教師をすることになった旨 派遣される。 けたあと、 を供述している。 ていたためかれらの身元がわからなかったと回答したという 当人たちの供述によれば、 八〇~八一頁) ある者はモスクワの東洋学専門学校へ日本語を教えるために 赤色教授団学校へ派遣された者もいた。 ヨネダは、 が、 アメリカから入ソしたかれらの消息を野坂 かれらはクートヴェで七ヵ月ほど講習を受 野坂は二重、 野坂はソ連ではかれらが中国名を名乗 三重に嘘をついていたわけで 照屋は、 自分が野

現象形態についての、 連で活動していたわが同胞たちが体験したコミンテルン型 配される共産党細胞としての「共同体」でもあった。つぎにとりあげる るにいたる。 に被逮捕者としてあげた八名で構成されていた(後掲記録)。 にもかかわらず、 ルン東洋人事係 NKVDファイルに含まれる一連の そこでロングビーチ事件での国外追放者による「運命共同体」を形成す 照屋たちはい それは党への忠誠=相互疑惑・告発という特異な規律に支 からのNKVDへの通報では一〇人の名が記されている ず 実際にはフヴァン・イヴァンとナム・Nを除く ^れもアレクセーエフ学生街の寮に住むことになり′ またとない記録である。この共同体は、 「上申書」 は、 「労働者の祖 「党派性」 コミンテ 国 の ソ 頭

#### 密告合戦

かげた。 学専門学校の共産党組織内で規律違反問題が発生し、 いる。 は うをとりあえず正文、 恐慌状況を的確に示す貴重な史料である。 関に処分を申請した文書である。 イ ファイルに分散して綴じこまれていた。 ル ためてある。 には、「上申書」という日本文で記された二種類の文書が収録され ルにある。 モスクワ東洋学専門学校の日本語教師たちにかかわるNKVDファイ は、 れわれが入手したファイル集では、 内容はほとんど同じものであるが、 スパイ問題で揺れに揺れるモスクワの日本人党組織内の当 ш 以下、正文により、 内は著者 原文では変名が用いられているが、 そうでないほうを下書きと呼ぶことにする (藤井) による注釈 紹介する。 一方は下書きと思われる。この 後者は全文がユク なぜかツォイ、 筆跡がちがう。これは、 丁寧な筆跡で記されているほ 引用部分は新かな使いにあ そのことで上 キム、パクの各 内に本名をか (島袋) 「上申 ファ 東洋 級機 前 蒔  $\vec{o}$ 7

> 探求の結晶である前記の『人間・ ていた人物である(国崎にかんしては川上武・加藤哲郎の二○年越し 助教授の社会医学の先駆者で、ベルリン留学中に共産党に入党し、 蔵をスパイでないかと疑ったことであった。 スの台頭にともなってソ連に亡命し、以来五○年近くも消息不明になっ 間 [題の発端は、 加 藤注]の逮捕(一九三七年八月)に関連して、 東洋学専門学校の日本人党員たちがコンこと国崎 国崎定洞』を参照されたい 国崎とは元東京大学医学部 田中こと山 ナチ 定

洞

娘の安子に会って国崎と田中についてただしたという事実が によれば、 警告つきの譴責」を申請するという決議をおこなうのである。 で会合を開き、 「私」とは文脈からしてセヌこと箱盛と見られる)。 セヌ とされたのであった。八名のグループからなる党組織は、 (箱盛) そうした決議にいたる経過はつぎのとおりであった とニュー 「もし再びかかる誤謬を犯す時は党から除名するという (照屋) が 「田中に疑問符をつけ」、 片山 「上申書 政治的誤 そのこと (文中の

なかった。 文では「来られた」という敬語が使われていて、 ンテルン日本部とはなんの関係もないとして、 ことをうかがわせる] たことを聞いた。 八月一五日 (一九三七年)、私はパク (宮城) 九旦、 ので、 田中が自分のところに連絡をとりにきた 国崎の検挙のことを訊いたが、 その問題にふれ 上下関係ができてい から国崎が検挙さ 国崎はコミ ようとし

田 しえなかった」ことで、 上先生でもあった。そういう関係だったのだから、国崎が検挙され [年以上もわれわれの集会に毎月 オカノ わ n (野坂) れが 「階級的鋭敏姓がなかっ が国崎を自分たちの組織に紹介してから、 「自己批判的な見地からでも」なんらかの注意が 出席し、 われわれを指導した。 たがためコンの仮面を観破 た以 国 崎

あってしかるべきだと私は考えた。

安子に訊けばなにかわかるかと考えて、彼女に会った。 なかった。そこで二人は「同志田中に疑問符(?)つけた」。そして片山二人は右のことを不審に思い、田中にただすべく電話をかけたが、通じ上のことをつたえた。私とニューは当時グループのビューローであった。王 八月二一日、ニュー(照屋)が南方から戻った。私はニューに以三 八月二一日、ニュー(照屋)が南方から戻った。

四 ニューはまず安子に国崎の検挙のことを訊いたが、検挙されたことしか知らないという回答であった。ついでニューは、片山潜と田中ととしか知らないという回答であった。ついでニューは、片山潜と田中ととしか知らないという回答であった。ついでニューは、片山潜と田中とさらに重大なことには、自分についても田中についても「古いデマがあるが、過去のことだから水に流したほうがいい」と語った。デマの内容は明かさなかった(このデマ問題についても、上記を表してもらえなかったこと、さらに重大なことには、自分についても田中についても「古いデマがあるが、過去のことだから水に流したほうがいい」と語った。デマの内容は明かさなかった(このデマ問題については、加藤哲郎『モスクワで粛清された日本人』九一頁以下を参照されたい)。

> について、また片山父子との田中の関係について語った)。 ・ こューが安子と会った事実をつげると、田中はこう言った。二人が ・ ニューが安子と会った事実をつげると、田中はこう言った。二人が ・ ニューが安子と会った事実をつげると、田中はこう言った。二人が

七 申請書に田中の賛成を得て、東洋学専門学校の党委員会に提出した。主張する。 団体として申請書をだすことは認められない、個人的に別々な「格級的犯罪」と糾弾したことにたいする反論である。「私」は、そを「階級的犯罪」と糾弾したことにたいする反論である。「私」は、そを「階級的犯罪」と糾弾したことにたいする反論である。「私」は、そを「階級的犯罪」と糾弾したことにもの問題にかんして他の同志たちと意見を異にする「私」の主張が付せられている。それは党組織がセヌ、ニューの誤謬る「私」の主張が付せられている。それは党組織がセヌ、団体として申請書をだすことは認められない、個人的に別々たりに表述している。

ローとして当然の義務をはたしたことである。田中に疑問符を付したのは不審を感じ疑問を起こしたからで、ビュー

と思います。自分が正しいと思うことを実行し、もしそれが誤謬であっに対してなんらの手段もとらないというような態度は断じて正しくないには誤謬を犯し又誤解される恐れがあるから不審や疑問があってもそれ「不審や疑問を解かんとすれば、そこには種々の困難や危険が伴って時

の疑問をも解かんとしたのであります。」とすることとが正しいと思います。両人(ニュー、セヌ)はコミンテルにすることとが正しいと思います。両人(ニュー、セヌ)はコミンテルたらその誤謬を認め自己批判をなし再び同様の誤謬を繰り返さないよう

や筆跡から判断してニュー= V  $\mathcal{O}$ ル をもつもので、それが なる政治的誤謬」 セヴィキー的政治生活の貧弱」 D 反論の筆者は、二名のビューローのメンバーのひとりであるが、 ただし「私」 の獄中でも貫徹される。 は、 で、「特に現在の状勢下では敵に利用される危険性 非党員の安子に会って疑点をただしたことは、 「マルクス・レーニン主義理論の把握の欠如とボ 照屋であろう。 に起因するとして、 かれの果敢な原則性はNK 自己批判する。 大

ったもので、その骨子はつぎのとおりである。はもっぱらニュー(照屋)の欠点を羅列して、かれへの疑惑をあげつら中に、ニューと私は田中を疑って同志たちに批判されたとある)。これ中にかんするものである。こちらは筆者はセヌ(箱盛)であろう(文ューにかんするものである。こちらは筆者はセヌ(箱盛)であろう(文コーにかんするものである。

とりこんだというもの。での日本語教師の仕事をめぐってのもの。キム(山下)の分まで自分ででの日本語教師の仕事をめぐってのもの。キム(山下)の分まで自分で筆者の恨みをのべたといったほうがいいもの。つぎは、赤色教授団学校一 ニューの欲の深さを指摘。まず長靴問題で。しかしこれはむしろ

態を如実に示す。 グループのなかで互いにスパイとして疑いあうという悲惨な疑心暗鬼状グループのなかで互いにスパイとして疑いあうという悲惨な疑心暗鬼状

は私に田中はスパイであるかも知れない、又田中や根[コンこと国崎「ニューと私は田中を疑って他の同志から批判された、この時、ニュ

てエン、 同志、 ない 近接しても少しも不審の点を見付け V 2 引 を送らせる様に努力しニューが赤色教授団学校の日本語教授の材料 と思われる。ユクがエンに東洋学専門学校の日本語教授の材料 考い乍ら田中、 させるのではなかろうかとも思われる。 クにも良く思われ様とする。 ている、そして非常にユクと親しそうである。 質問しても、 絡が断たれると萎れるのも不審である、 接近した者に反革命の奴が多いのは偶然ではなかろう、 で賛成した。ニューはこの時、 少しも田中や、 く見られ様とする手段であるか知らないが、…活動写真の切符を私とチ ないかも知れないと言ってその理由を語らない。又私がニューにユクの らせる事であった。 偵察しなければならぬと言った。 を知る手段方法としてこの際セヌ、ニューは田中及び他の同志に謝罪 ・イ[又吉]に与えた… ニューは私にも良く思われたいし又エン、ユ のでその仕事は貰う事が出来なかった) をエンに造らせる様に努力した、 のかも知れない… (後略)。」 が如何なる関係にあるかを知る事が出来る。 特にエン の影響下にある者が我々の同志の中にいるかも分からない、 ユクを擁護する様な傾向がある。 ニューは之に答えない。 エン、 他の同志を疑っていない様に見せて、 (福永)、 だがニューは今それを実行しない。 ユクの仕事の一部を分担して働いたのではない ユク (島袋)、 エン、ユクはニューを通じて私を偵探(マ 私に約束した。 私は初めニューの意見に反対したが後 ない、 (しかしエンはロシア語が分からな 今ニューは絶えずユクの室に行っ 又ニューは革命的仕事であると 等の不審の点があったら私に知 君はこれについて何と思う 之によってもユク、 例えばエンやユクはスパイで 或いは見付けても私に知らせ だがニューは私にも親し それは、 ニューはユク、 敵に油断させ エンが田中と連 ニューはかえっ 田中、 (会話の本) 及び他の エンと 敵

「申請書」ではつねに「同志田中」と表記され、かつ敬語が使われていうのは、文中で田中はすでに呼び捨てにされているからである。まえのつの言動がその見地から判断されることになる。この文書には日付がな知心暗鬼は、グループのすべての仲間に疑念をいだかせ、ひとつびと

ほとんどについて疑わしい事項が列挙されている。セヌ(箱盛)はもうひとつ告発文書をのこしている。そこでは仲間の

たのに

である。がエンを批判するのに他の同志たちがそうしないのは不審だという趣旨がエンを批判するのに他の同志たちがそうしないのは不審だという趣旨た壁新聞のテーマにかかわるもので、エンに不満を表明している。自分疑惑の第一はエン(福永)に向けられ、クートヴェ時代に発行してい

た者をさぐるために不可欠だというもの。 に者をさぐるために不可欠だというもの。 第二は再びニューについてのものであるが、事実上は、ニューとかか 第二は再びニューについてのものであるが、事実上は、ニューとかか

破ったというもの。かれを疑っていることを安子に気づかれないようにしようという約束をかれを疑っていることを安子に気づかれないようにしようという約束を第三は、ニューは、田中への疑惑問題で安子に会って質問したとき、

の歴史を講義しに来たとき、「ニューは田中と特別な話を二人丈でして視(ママ)していた様である」こと、また田中がグループに日本共産党第五はもっとも重大な告発で、「ニューは田中の命令で片山安子を看第四、ニューはユク(島袋)の影響を受けているとするもの。

もつことを示唆している。箱盛がコミンテルン型共産党の党派性を必死いた」ことを記して、ニュー(照屋)が逮捕済みの田中と特別な関係を

に発揮しようとしているさまが見える

らに「保身」という契機がなかったとはいえないかもしれない によりも当時のコミンテルンの指針であり、 るはずである。 なくいっせいに逮捕されるが、それはすでに逮捕されていた国 たとみるべきであろう。 よりも党派性の発揮という契機 めてともに加害者でもあり被害者でもあったというべきであろう。 コミンテルンの掟であった(後述)。 の「供述」もあっただろうが、 こうした仲間内の告発合戦がただですむはずはなかった。 こうした「密告地獄」にかれらを追いやったものは、 かれら自身の相互告発も原因になってい (革命のためにという) この地獄ではかれらは、 その指針への盲従を強 のほうが強かっ 八人はまも 野坂を含 |崎や山| が、 かれ な

### モスクワ東洋学専門学校

とにする(公式名称にはモスクワという都市名はつかない)。『闇の男 すことにした。 である。 関を指すときとあって簡単には判断できないが、このばあいは教育機関 その名を学校に冠したものである。 imeni Narimanova というもので、ナリマノフとはソ連の政治家の名で、 くるものであるが、 での文献では「東洋学院」、「東方学院」、「東洋大学」とかの名称ででて るほど充実した高度の教育機関ではなさそうなので、 ここで私がモスクワ東洋学専門学校という名称で語る学校は、 よって日本語には大学と訳すことが多いが、 全体としては、 本来のロシア語名は、 ナリマノフ記念東洋学専門学校と呼ぶこ Institut は学校を指すときと研究機 Institut vostokovedenija 当時は大学と称す 私は専門学校と訳

では、 したほかの史料についても滑稽きわまりない誤読が見られ によって翻訳されたことを示している。 それ 同じ機関が東洋大学とか東洋学研究所とかの別々の名称で出 は肝心のロシア語史料が、 ロシア語文献をよく読めない 小林・加藤両氏が苦労して入手 人物 てく

しばらくソ連における日本語教育の歩みをかえりみることにしよう。 モ ソ連における日本語教育ないし日本語研究の歴史はもちろん一〇月革 スクワ東洋学専門学校とはいかなる学校であったか。ここでまず、

ちのエヌキゼ記念レニングラード東洋専門学校である 中 命 九二〇年にペトログラード現用東洋語専門学校が設置される。 ンベルグ等が教鞭をとっていた。一 ○月革命後に限定すると、まずペトログラード大学の東洋学部をその 心的存在としてあげなければならない。そこではポリヴァノフやロゼ 前 にさかのぼるし、 それには日本の学者たちも多く貢献しているが、 九一九年にその学部 が廃止され、 これ がの

コ

となる。 方 九二二年からは高名な日本学者コンラドがそこの日本語 コンラドはレニングラード大学でも教えてい モスクワではナリマノフ記念東洋学専門学校で日本語教育 講座 の がは 主任

れ

ドゥリ、 じまっていた。ポリヴァノフやプレトネルが担当者であった。 スクワを去った後、三○年代のモスクワ東洋学専門学校では、 ヴォイチンスカヤ、 プレトネルが亡くなり (一八九三~一九二九年)、ポリヴァノフが フォミン、それに極東大学から移ってきたT・S・ユルケヴィ マルコヴァ、 グシチョ、 ゴルプシテイン、 ナヴロン ヴァル モ

関係学校は五校あった。 が 2ある。 九三〇年代はじめのソ連での日本語教育については日本側にも記録 日露年鑑』 極東大学、 九三一年版) レーニングラード大学、 によれば、 当時、 口 シ モスクワ東 ァ (O Ħ 本語

・S・アヌフリエフ、

N • P

マツォキンが教鞭をとった。

『年鑑』 洋学院、 記載のまま レーニングラー ・ド東洋学院、 モスクワ陸軍大学である

フ(アヌフリエフ Anufriev の誤記?)、ヨルケーウィチ では「東洋科日本学部」の主任教授はマツォキン、 ィ Jurkevich の誤記?)、 極東大学(一九三〇年、 オヴィゼフの各教授が 、ヴラヂヴォストークからハバ ほかにアヌフェ ロフスクに移る) (ユル

者の名を同校に冠した 同校の創立記念日は中央専門学校の発足の日とされてい 教育機関を統合してモスクワ東洋学専門学校へと改組されたのである。 された。 紀はじめに創設されたラーザレフスキー東洋語専門学校が一九一 二年版では、 アルメニア専門学校に改組され、それがのち西アジア専門学校と改称さ 中央専門学校として創設された。もっともそれには前身があり、 オシフォウィチ) が主任 マノフというアゼルバイジャ レーニングラード東洋学院の日本語主任教授はやはりコンラド。 ルパクチ (コルパチキ Kolpachki の誤記?)、ジョセン (?) さて、モスクワ東洋学専門学校は、 レーニングラード大学では「日本語学部」 ついで一九二〇年に前記の現用東洋語中央専門学校 それが一九二一年一〇月二七日、 ネフスキーがレーニングラード大学同様主任教授とある)。 (一九三二年版では、 ン出身の政治家でソ連東方の共和 一九二〇年九月七日、 モスクワ所在の各種の東洋語 にコンラド (ニコライ 、ネフスキーの名が加 る。 へとさらに改組 現用東洋語 のち、 が 玉 いる 九年に ほ おる)。 の 九世 ナリ 指導  $\widehat{\Xi}$ 

機関とされ、 で外務人民委員部ならびに外国貿易人民委員部の東方関係勤務者の養成 ード東洋専門学校とならんで、 日 「本の官憲記録によると、 修業年限は四年で、 ナリマノフ東洋学専門学校は、 ソ連中央執行委員会に付属する教育機関 入学者は共産党員に限られる。 レニン ・グラ

は、 ペルシャ、 ソ連外務省付置のモスクワ国際関係大学に移された 在約五〇名とある。この学校は一九五四年に廃止になり、 Ħ 本、 } 中 ・ルコ、 闽 モンゴル・チベット、 中央アジアの八学部がある。 インド・アフガン、 日本語学部の学生は現 東洋語教育は アラビア、

本学者ツインの夫である。

本学者ツインの夫である。

第二次世界大戦のあと数年は、日本語の教育・研究ではこの学校がソ東で中心的な役割を占めており、コンラドがそこで日本語学科の主任を連で中心的な役割を占めており、コンラドがそこで日本語学科の主任を連で中心的な役割を占めており、コンラドがそこで日本語学科の主任を連び中心的な役割を占めており、コンラドがそこで日本語学科の主任を

学校について貴重な記録を残している。 は『凍土地帯』(吾妻書房、昭和五二年)などで一九三〇年前後のこのは『凍土地帯』(吾妻書房、昭和五二年)などで一九三〇年前後のこのしていない(NKVDファイルのほかには)が、祖国に生還できた勝野アメリカから入ソした同胞たちは、この学校についてほとんど記録を残アメリカから入ソした同胞たちは、この学校についてほとんど記録を残

# 第三章 総粛清――逮捕から処刑への記録

材した結果をもりこんでさらに詳しく報道した)。
づく一九九三年一月には沖縄テレビが沖縄やアメリカでその関係者に取ープ・ニュースとして報道するまでまったく世に知られていなかった(つせいに逮捕される。この事実は一九九一年一〇月にフジテレビが、スクさて八人の日本語教師たちは、一九三七年三月、突如としてほぼいっ

すでにふれたように、カール・ヨネダなどかれらのアメリカ時代の同

れらの同胞の運命を知る貴重な手がかりが潜んでいたのである。まさにが旧ソ連で渉猟して入手してきた膨大なNKVD極秘資料の山の中にこまったく水泡に帰していた。それがこのほどフジテレビ報道部の熱田氏らについてそれなりに調査を試みていた経緯はあるものの、その試みは志たちやその身内の人々はソ連に渡ったまま行方が知れなくなったかれ

義者たちの鎮魂の意味をこめて。に、伝えることとしたい。故なくして非業の死を強いられた同胞共産主に、伝えることとしたい。故なくして非業の死を強いられた同胞共産主日本人』で紹介されているが、ここでは可能な限り詳細に、かつ個人別日本人』で紹介されているが、ここでは可能な限り詳細に、かつ個人別日本人の史料は、ごく部分的に『闇の男』や『モスクワで粛清された

熱田氏の怪我の功名であった。

#### 照屋忠盛

照屋にかんする裁判記録である。 モスクワ軍管区軍事法廷裁判記録第二八五九八番ファイル――それは

#### 起訴状

いる。
こには尋問記録がない。そのかわり唯一、法廷での裁判記録が含まれてこには尋問記録がない。そのかわり唯一、法廷での裁判記録が含まれて訴状である。しかしあとでとりあげる被粛清者のばあいとちがって、そ 照屋ファイルの最初の文書は、一九三九年六月(日付無記入)付の起

まず、 ニュー・パーヴェル・ペトローヴィチことチュセイ・テルヤ、 まで赤色教授団学校で日本語教師を勤む。 口、 連市民、 そこに記されている被告の身分はつぎのとおりである タダシ・オキ、 非党員、 九二九年ー一九三二年アメリカ共産党員、 八九九年生まれ、 琉球 一九三八年三月一五日逮捕 (日本) 出 身 ハルオ・ 日 1本人、

起訴状の骨子は、以下のとおり。タガンスカヤ監獄に収監中。

日本領事館とつながっていた。

日本領事館とつながっていた。かれはロスアンゼルス市の課報機関の手先で、ブルジョア新聞の編集者であったマチダことイノウ課報機関の手先で、ブルジョア新聞の編集者であったマチダことイノウニによってスパイ活動にひきこまれた。イノウエはロスアンゼルス市在住時に、日本の書紙機関のために課

付されることとなる。

国内に送り込まれた。 三 一九三三年、諜報活動を目的として日本の諜報機関によってソ連

ザキが逮捕されるまで諜報活動でかれとつながりをもっていた。テイドーことクニザキ・テイドー(有罪判決ずみ)と連絡をとり、クニいていた日本諜報機関の手先、日本陸軍の中尉コン・アレクサンドル・四 日本諜報機関の命令で、モスクワで外国出版社の編集者として働

りをもっていた。 五 諜報活動で東洋学専門学校の日本語教師アヌフリエフともつなが

た こューは東洋学専門学校や赤色教授団学校で日本語教師をつとめ の気分、日本の政治やスペインの事件にたいする聴講生たちの態度など の気分、日本の政治やスペインの事件にたいする聴講生の卒業後 の気分、日本の政治やスペインの事件にたいする聴講生の卒業後

- 一飛行場の位置や工事、そこの飛行機の数量などについての私的な観――から、会話の実習と称して入手した秘密情報や、オスタフィエフス七 学校の聴講生たち――その中には軍人、軍需工場の勤務員もいた

は証明される。 リエフの供述や、証人として尋問されたユルチクの供述によっても罪状の、上記の点で完全に罪状を認めた。被告コンことクニザキやアヌフ 察で得た情報などを報告していた

りとして、刑事訴訟法第二四条により、ソ連最高裁の軍事部会の審理に以上を根拠として、照屋は、ロシア刑法第五八条第六項違反の疑いあ

保安軍曹ハハノフで、予審部長のオレハノフ大尉がそれを裁可している。起訴状作成者は、内務人民委員部モスクワ市局予審部上級取調官国家刑法第五八条第六項とは、スパイ行為について定めた条項である。

#### 無罪の上告

る。 ピーで、文書の上部が切れているが、前後の関係からなんとか判読でき 私が入手した文書(一九三九年七月一六日付、日本語文)は不完全なコ 照屋は予審の過程でなんどか自分の無罪を訴える上申書を提出する。

つぎのように記されている(かなづかいは改めてある)。 いる。この「証言」についているこれにたいしていかなる回答も得かれの心情をよく示している。しかしそれにたいしていかなる回答も得かれの心情をよく示している。しかしそれにたいしていかなる回答も得いる。この「証言」についている二重カギは照屋がつけているもので、日までに書かれた私の「証言」を全部拒絶する」旨の上申書を提出して日までによれば、照屋は七月二日にすでに、「五月一二日から六月二〇

学生としての関係の他に何の関係もありません。コンとは私がモスコー りませんでした。 てもソヴェト同盟に於いても又他の如何なる国に於いてもスパイではあ 依って始めて会ったのであります。 余儀なくウソの証言をしたのであります。 へ来てから、 部分はロシア語で記されている;予審判事の意] 「その「証言」は全くのウソであります。 コミンテルン日本支部の指導者、 又現在もそうではありません。 (中略) 私は其 岡野 私はコンとも唯先生と への時、 私はアメリカに於い のゴーモンに依って (Okano) の紹介に sledovateľ 5

はわれわれにも関心がある。全文を紹介しておこう。 かれの過去また照屋はそこで自分の生い立ちや経歴にも触れている。かれの過去

パイではありません この会から現在、 志と共に沖縄青年会を組織しました。この会はとても進歩的な会です、 それは私がアメリカへ行った時、 他神戸市 田 入った。一九三二年アメリカ憲官(ママ)に検束され同年アメリカのモ 働協会の接 ほとんど農業労働者として働きました。 サンフランシスコへ一九一八年一月に着いた。一九一七年まで私は全く プルを通じてソヴェト同盟へ来ました。それで??今日まで何も動揺す 終わり .舎ものでしたから何も知りませんでした。日本に於いても Ryukyu の 家に生まれました。村の小学校を卒業しました。 私は一八九九年沖縄(OkinaBaママ)即ち、 (Kobe) (一二月) アメリカに居た父の呼びよせでアメリカへ行った。 まっすぐに革命的な道を歩んで来たのであります。 (ママ) 続々共産党員が出ます。 に三週間位居ただけです。その他日本を知りません。 極的な会員になった。 即ち一九一七年でした。アメリカでは Y・(ニュー) 一九三九年七月一六日 一九二五年にアメリカで他の同 一九二五年私は在米日本人労 一九二九年アメリカ共産党に 琉球 ? (Ryukyu) [判読不能] 決してス の農民 年

いる唯一の裁判記録なので、詳しく紹介してみたい。された。照屋ファイルにはその記録がある。現在、われわれが入手してされた。照屋ファイルにはその記録がある。現在、われわれが入手してモスクワ軍管区の軍法会議は、一九三九年一一月五日、非公開で開催

して同席。 官スクリュートが会議メンバーとして、またスタロヴォイトフが書記と 議長はクルグレンコフ、ほかに上級政治委員ボロヴィク、第一級軍技

ヴォイの二人が呼びこまれる。一〇時五五分開廷。被告のニューのほか証人としてユルチク、ドゥボ

避はない。 人定尋問につづいて、被告による裁判官忌避の有無が問われるが、忌人定尋問につづいて、被告による裁判官忌避の有無が問われるが、忌

ある旨が告げられる。
ついで審理中の被告の質問の権利、証人への反対尋問の権利が被告に

ナリオ風に要点を再現してみる。るかと尋ねると、照屋は、あるとして、つぎのように述べた。以下、シ裁判長が被告に、審理開始に先だって法廷でなにか要請することがあ

照屋 が らないからだ。また証人は、 ていないからだ。 弁護士をつけてほしいというのは、 ン、エク、キム、ツォイ、 あったかどうか証言できるはずだ。」 ^カでの活動のことをよく知っているからだ。 かれらにスパイ情報をあたえたかどうか、 「弁護士と通訳をつけてほしい。そのほか、パク、 通訳をつけてほしいというのは、 アヌフリエフ、コンを証人として呼んでほしい。 アヌフリエフとコンは別として、 自分が事件のことがまるでのみこめ また一般にかれらと関係 コンとアヌフリエフは私 ロシア語がよくわか ユク、 リ、 私のアメ ファ

判事団は協議の結果、被告の要請を却下する。「軍法会議の事前会議

時点で、後述のように、すでに銃殺刑に処されてしまっていた)。 告はロシア語ができる。 を供述することはできない」として(照屋が要請した証人たちは で検察側も弁護側も同席させずに審理をおこなうことに決めてある。 被告が要請している証人はなんら本質的なこと この 被

否がおこなわれる。 起訴状と軍法会議の事前会議の決定の抜粋が朗読されたあと、 それにたいする被告の答弁はこうである。 罪状認

った。 それ以上のことはなにも知らない。 で東洋学専門学校の学生に日本語会話を教えていたとき、 的で報告したという尋問調書に署名したのだ。アスタフェエフの保養所 名したのは拷問をうけたせいだ。一九三八年、 活動にかんする調書は予審判事が自分でつくったもので、それに私が署 ○機ほど飛行機を見かけた。 [間にわたって拷問を加えられ、 私にかけられた嫌疑はわかった。だがその罪は認めない。 それで、 モスクワの飛行機の数にかんする情報をスパイ活動の目 それ以外のものはどこでも見ていないし、 一九三九年にはそれは一〇日間にわた 私は逮捕されるや否や二 空港のそばで 私のスパイ

めて知った。

ていた。 移った。 と知り合いになったのだ。一九三三年以後はコンとはいかなる関係もな その追悼の会にコンもオカノといっしょにやってきた、 党の幹部殺害の追悼の日、 なった。 れは モスクワへ着くと私はオカノ、タナカ、 しばらくしてわれわれ四人はみな教育活動のため東洋学専門学校に 一九三七年まで教えていた。 私はオカノ(?ママ)と東方諸民族大学に入学した。日本共産 オカノとは一九三五年までに二度会っただけだ。 九三五年にコンも東洋学専門学校にロシア語を教えに来た。 私たちは話し合いをするため寮に集まった。 コンには私はロシア語の授業であっ セン・カタヤマと知り合いに そこで私はかれ

コンに私はいかなるスパイ情報も渡したことがない。

私的な会話はか

れと一 度もかわしたことがない。

裁判長、 スパイ活動にかんする供述書を読みあげる

「それはでたらめだ。

拷問でむりやり署名させられたのだ。

裁判長、 アメリカでマチダに会い、 モスクワで国崎と連絡をとるよう

に言われた旨の供述を読みあげる。

照屋 「死ぬほどの拷問にあったのでそれに署名したのだ。 予審のときに

V 2 いと心に決めたのだ。」

死ぬよりは、嘘の調書に署名して、

裁判になったらすべてを語るほうが

照屋 かれがソ連でコンという苗字を名乗っているということは、 (裁判長の問いに) 「クニザキのことは知っている。 コンのことだ。 予審ではじ

をニューなどから集めていたという供述である。 ちが東洋学専門学校の学生たちからいろんな口実で得ていたスパイ情報 裁判長、コンの供述を読みあげる。 それは、 ニューなど日本人教師た

照屋 「コンは嘘をついている。私は学生のあいだでいかなる情報も集め

たことがない。

照屋 らない。」 7 いる。 (裁判長の質問に) かれは日本語講座の主任で、 「アヌフリエフのことは一 教師である。 九 それ以上のことは 三四年以来、 知 つ

照屋 捕されたとき、 が追及され、 るみに出しかねなかったからである。」 しアメリカで名乗っていた苗字を告げたならば、 メリカ共産党に入ったからだ。もし日本の官憲がそのことを知れば両親 (裁判長の質問に) よからぬ結末になっただろう。 私は再度苗字を変えざるを得なかった。 「私がアメリカで苗字を変えたのは、 その後、 そのことで党組織を明 私がアメリカで逮 というのは、 そこでア

に自分が日本人だと気づかれるのを望まなかったのだ。
言った。私は、それがモスクワの日本領事館のスパイだと思い、その男語でしゃべるのはよそう、電車にどこかの東洋人がのっているから、と願屋(裁判長の問いに)「いつだったかドゥボフという苗字の学生と電照屋(裁判長の問いに)「いつだったかドゥボフという苗字の学生と電

というくだりだけだ。ツォイは私と同郷人で、琉球の出身だ。上げた。そこで私がおぼえているのは、かれがスパイ活動をやっていたして働いていた。一九三七年まで。かれの供述書は予審判事が私に読みツォイのことは知っている。かれは東洋学専門学校で日本語の教師と

同じように、拷問で嘘の供述をさせられたのだ。パイ活動のかどで逮捕されてしまった。かれの供述は嘘だ。私の場合となぜか琉球出身者はみな、ツォイを含めてだれもやっていないのにス

照屋(裁判長の問いに)「マチダのことは知っている、かれはアメリカ私同様、拷問にかけられたせいだ、絶対にそうに決まっている。」とて働いていた。かれがスパイ活動について供述したとすれば、それはタナカとオカノのことは知っている。リのことも一九二〇年以来知っタナカとオカノのことは知っている。リのことも一九二〇年以来知っ

共産党の幹部だ、

はその新聞を読んでいたし、そこにはいつもかれの苗字が出ていたから

かれのことは新聞で知っているだけだ、というのは私

洋学専門学校と赤色教授団学院で日本語の教師になるまえにクートヴェり投獄されていた。ソ連に来たのはモップルの援助のおかげである。東だ。だから未知の人の苗字まであげたのだ。アメリカで私は八ヵ月あまでがらたいら 田字をあげたのは、知っている苗字を言えといわれたからなけるいのは、知っている苗字を言えといわれたからなけるが日本陸軍の中尉だったとは知らなかった。私が予審判事に

われわれが教えるのは会話だと言った。とになると言った。私はそれを聞いてびっくりしたが、かれはあとで、き、オカノが私たちに、われわれは東洋学専門学校で日本語を教えるこまになると言った。私はそれを聞いてびっくりしたが、かれはあとで、の講習会??[判読不能]で七ヵ月学んだ、そこでロシア語も勉強した。の講習会??[判読不能]で七ヵ月学んだ、そこでロシア語も勉強した。

自分でそう思っただけで、だれに言われたわけでもない。よう申請したが、ことわられた。たぶんロシア語がわからなかったから。私は一九三四年―一九三五年に全同盟共産党(ボ)の党員候補になる

ていたが、その後日本に帰った。私の方はアメリカに残った。で待っている。アメリカでは父は一九一八年から一九二〇年まで暮らし日本には一度も帰ろうとしたことはない。母、父など肉親は私を日本

っただろう。
一九二九年までは私は実際に日本の苗字をもっていた。苗字を変えたのは党籍証明書の上でだけで、パスポートには日本の苗字がのっていた。証期書類は携行していなかったし、家宅捜索もおこなわれなかった。 逮捕時に苗字を名乗らなかったのは、自分の党ネームと日本名を明らかにしないためであった。 もし日本名を言えば、日本に送還されかねなかった。 正しないためであった。 もし日本名を言えば、日本に送還されかねなかったがろう。

たちである。」
、日本のスパイに気づかれたくなかったからだ。それにこの苗字を名は、日本のスパイに気づかれたくなかったからだ。それにこの苗字を名と、日本のスパイに気づかれたくなかったからだ。それにこの苗字を初

われはアメリカの市民でなかったので、モップルの介入がおこなわれる非合法状態である。アメリカの裁判所はわれわれを無罪としたが、われ照屋(問いに)「アメリカでは共産党は法的には合法的だが、実際には

市民でない者はみな追放されたが、アメリカ人は釈放された。ったら、どれだけ獄中にいつづけたかわからない。裁判の後、アメリカまで投獄されたままであった。モップルがあの事件に介入してくれなか

私のアメリカ関係の党籍証明はみなソ連への出発時に党委員会にのこしてきた。私が日本共産党のメンバーであることは日本セクションが知っている。このモスクワで日本共産党への入党手続きをとるようには言われなかった。トナコ (ママ) はコミンテルンのセクションが知のに、そこでどんな仕事をしているかはなにもわれわれに言わなかった。のに、そこでどんな仕事をしているかはなにもわれわれに言わなかった。

のいっさいの文通を絶った。」
二八年までは肉親と文通していたが、日本共産党に入ってからは肉親ととがないし、どこにあるかも知らない。アメリカには一五年いた。一九照屋(別の判事の問いに)「モスクワの日本大使館には一度も行ったこ

つぎの証人はドゥボヴォイ。かれは電車でニューといっしょだった学にも照屋があとで反駁するようないくつかの「虚偽」の証言をおこなう。行機を数えたかどうかが問われる。ユルチクはその事実を認める。ほか言。主に、保養所へ行ったさい、空港のそばを通りかかったときに、飛言。主に、保養所へ行ったさい、空港のそばを通りかかったときに、飛

最後に補足陳述の有無をたずねられて照屋は告げる。

かれはとくに不利な証言をしてはいない。

らない。私は学校では日本語講座が作成したカリキュラムで日本語を教「ユルチクの証言は嘘で、ドゥボヴォイのは正しい。ロシア語は私は知

ここに先入観をもちこんでいる。」治的なもの、日常生活のものもあった。ユルチクは推測でものを言い、えていた。日本語会話のテーマはさまざまで軍事的なものもあれば、政

訳である。 審理は終了。被告に最終陳述の機会があたえられる。つぎはその全文

七時二〇分、裁判は終了。 知っていなかったし、知りません。 ことがないし、親しい関係にもありませんでした。それは教師として許 いまでも知らないことです。 られたからで、そこに書かれてあることは、私がまったく知らなかったし、 書に私が署名したのは、 身していましたし、 スパイ活動がやれなかったことはこれで明白です。私は常に共産党に献 はありませんし、 らなる共産主義者細胞がつくられました。私は一度もスパイだったこと に入り、一九二九年にはアメリカ共産党に入りました。やがて日本人か 業労働者として働くべく残りました。一九二五年私はアメリカで青年会 されないことだと考えていました。日本大使館のいかなる軍人も職員も しました。一九二〇年に父はアメリカから日本に帰りましたが、 私は一 九一八年に父にアメリカに呼び寄せら だれにもスパイにやとわれたことがありません。 階級的に自覚的な労働者でした。私が署名した供述 取調官に一○日間も殴りつづけられ、 自分の学生たちとは一度もどこへも行った 私はいかなる点でも罪はありません。 れ 日本からそこへ移 署名させ 私は農

しようとしたきわめて稀な事例であるといえよう。倒錯した意識や言動とまるで対照的である。これは真実を最後まで貫徹産党を裏切らないために虚偽の自白をあえてする当時の共産党員たちのみごとな法廷闘争というべきである。照屋はだれをも賣っていないし、みごとな法廷闘争というべきである。照屋はだれをも賣っていないし、

されるとして、つぎのような判決を言い渡した。 から収集した秘密情報を国崎につたえていたことが明らかとなり、 こと、国崎とつながりをもち、 極東向けの日本学カードルの養成にかかわる情報を収集し伝達していた 色教授団学院の日本語教師をつとめながら、 は、 ことはすでに刑を受けたコン、アヌフリエフ、 ソヴェト社会主義共和国連邦の名において、モスクワ軍管区軍法会議 一九三九年一一月五日、 審理の結果、照屋が、 日本語会話の勉強という口実で学生たち 日本の諜報機関の命令で、 リ、 東洋学専門学校と赤 ツォイの供述で立証 その

ならびに刑期終了後三年間の公民権剥奪に処す。を矯正労働収容所での服役をともなう、事前拘禁期間を含む五年の禁固でロシア刑法第五八条第六項により、ニュ・パーヴェル・ペトロヴィチ

事部会に控訴することができる。」
モスクワ軍管区軍法会議を通じて上告手続きをおこない、ソ連最高裁軍判決については、判決文コピーを被告に交付したあと七二時間以内に、服役期間は一九三八年三月一六日から算定するものとする。

屈の共産主義者らしい闘志に頭が下がる。際に控訴してたたかう。どこまでも不正義とたたかおうというまさに不像に控訴してたたかう。どこまでも不正義とたたかおうというまさに不他の人々に比べて異様に軽い判決であることに驚かされる。照屋は実

も妥当として、上告を棄却した。 屋の上告について審議したが、かれの犯行は証明されており、その刑罰上告の手続きをとっている。最高裁軍事部会は一九四○年二月五日に照あてた文書によれば、かれはあくる翌日の一一月六日、すぐに最高裁に照屋ファイルに含まれているブトゥイルスカヤ監獄から軍事裁判所に

照屋のその後の運命は不明である。他の東洋学専門学校関係者のファ

うか。 うか。 うか。 うか。 ではある名誉回復決定書も照屋のファイルにはない。ほかの仲間たち ないにある名誉回復決定書も照屋のファイルにはない。ほかの仲間たち ない。 ではなく、軍の裁判──軍法会議 でが緩和されるという政治状況に恵まれたことが幸いしたのであったろ でが、死刑判 でが、死刑判 でが、死刑判 でが、死刑判 でが、のようなNKVDでの尋問・即決方式ではなく、軍の裁判──軍法会議 でが、死刑判 でが、死刑判 でが、死刑判 でが、のようないは一九三九年末まで不屈に法 でが、死刑判 でが、のようない。 でが、死刑判 でが、のようない。 ではなく、軍の裁判──軍法会議

にいられない。 もし健在であれば九六歳である。生きて祖国の土を踏むことを願わず

#### 二 宮城与三郎

過を詳しく知ることができるからである。
城を最初にとりあげるのは、かれのファイルがもっとも部厚で、尋問経と宮城のばあいNKVD審理番号第四七二一。顔写真がついている。宮別の運命が待っていた。まず、パク・ピョートル・イヴァーノヴィチこ別ところが照屋につづいて逮捕された七人の日本人教師たちはまったく

て。

「宮城は一九三八年三月二二日、内務人民委員部モスクワ州局国家保安で
の名をしっかりと銘記しよう。権力犯罪の加担者ないし尖兵とし
国家保安コミッサール、ザコフスキーにより決裁された拘禁状である。
カザコフ国家保安大尉により承認され、かつ内務人民委員代理、第一級 権捜査補佐官コーレソフ国家保安軍曹によって起案され、第一一部長の権捜査補佐官コーレソフ国家保安軍によって起案され、第一一部長の 大記の名をしっかりと銘記しよう。権力犯罪の加担者ないし尖兵とし
これらの名をしっかりと銘記しよう。権力犯罪の加担者ないし尖兵とし
これらの名をしっかりと銘記しよう。権力犯罪の加担者ないし尖兵とし
これらの名をしっかりと銘記しよう。権力犯罪の加担者ないし尖兵とし
これらの名をしっかりと銘記しよう。権力犯罪の加担者ないし尖兵とし

第二文書は逮捕請求状。第一課長ステパーノフによっておこなわれ、

第一一部長カザコフが承認をあたえてい

州局国家保安局捜査部係官ロボフによっておこなわれた。 捜査報告書」 第三文書は宮城の逮捕・捜索命令。 それは、 内務人民委員部モスクワ (第四文書は

いる。 同日おこなったもの。 逮捕されたことがあるとも。 産党に入っていた旨の記載がある。 とある。政治的過去の欄には、 校の日本語の教師。 日は一九〇〇年三月二三日、 第五文書は被逮捕者調書である。 日本では農民、 前歴は、 教育は高等。 調書によれば、 生地は沖縄とある。 民族籍は日本人だが、 一九二九年までアメリカで庭師をしていた アメリカで一九二八年から三一年まで共 非党員 アメリカで共産党に入っていたため 記入は、 姓はパク(ミヤグシク)、 逮捕にあたったロ 職業は、東洋学専門学 ロシア国籍をとって 生年月 ボ フが

第七~第一二までの文書は尋問調書 第六文書は、 パスポートなど押収品の預かり証

#### 尋問調書

ている 部第一一 査欄には、 尋問調書によれば、 課の全権捜査補佐官コーレソフによっておこなわれた。 ウタという妻と娘と息子が日本にいることが新たに補足され 最初の尋問は一九三八年三月二三日、 前記の第一 身上調

る。 被疑者の供述部分がそれにつづく。 尋問・応答の全文をつぎにかかげ

まず、 三月二二日の分

間 「私は、 「あなたは何年にどこからいかなる理由でソ連に来たのですか?」 一九三三年に日本からアメリカ経由でソ連にきました。入ソ

> の理 亩 は アメリカで一九三二年に逮捕され、 ソ連に追放されたことで

す。

か? 間 ほ かにだれがいっしょにアメリカ経由で日本からソ連に来ました

答

ミコ、 してソ連に来たのです。」 民委員部の機関によって逮捕されてしまっています。 す。 「日本からアメリカ経由でいっしょにソ連に来たのは、 エン、セヌ、 ヒンドウ・シム。レニングラードにいるナミコ以外はみな内務人 ツォイ、キム・ゲオルギー、 ニュー、 みな政治亡命者と ユク、 つぎの人々で ナ

間 「ソ連に来てからだれと連絡をとりましたか?

さい。 問 答 「ソ連に来てからなぜ日本姓を朝鮮姓に変えたのか正確に話してくだ 「私はソ連に着くとすぐにオカノとタナカに連絡をとりました。

朝鮮姓に変えることに同意したのです。 した。その説明を聞いて、 パイがたくさんいるが、 鮮姓に変えるように言ったのです。 居住権証明を交付されました。 手続きをしてくれました。 姓を名乗っていましたが、 ンテルンのオカノとタナカのもとへ出頭しました。二人は、 九三三年に日本からアメリカ経由でソ連にくると、 みな朝鮮姓でカムフラージュしていると言いま 私は日本の身分証明書をとりあげられ、 パクと名乗るようになりました。 私はカムフラージュのために自分の日本姓を 証明書を渡すとき、 そのさいかれは、 私は日本ではミヤグシクという オカノが日本姓を朝 ソ連には日本のス 私はすぐコミ 私の入国 連

あくる二三日の分。

連に派遣されたことが取り調べで明らかになっていますが、 「あなたが日本の諜報機関によってやとわれ、 スパ イ活動の目的でソ あなたはそ

れを認めますか?」

問 「いつだれに、いかなる状況下で日本の諜報機関にソ連国内でスパイイ活動のためソ連に派遣されたことで、自分が有罪だと認めます。」答 「はい、私は、自分が実際に日本の諜報機関によってやとわれ、スパ

活動をするためにやとわれたのですか?」

全に同意したのです。」 ところに呼びつけられました。そのさいかれは、もし私が賛成しなければ、私を投獄し、私の肉親を銃殺すると言いました。 脅迫のあとで私はスパイにやとわれてスパイ活動のためにアメリカ経由でソ連に行くことに完めた投獄し、私の肉親を銃殺すると言いました。 脅迫のあとで私はスパイにやとわれてスパイ活動のためにアメリカ経由でソ連に行くことに完めている。 本語の表に、一九二六年にカムラといる。 本語の表に、一九二六年にカムラといる。 本語のためにアメリカ経由でソ連に行くことに完めている。 本語のある。 本語のためにアメリカ経由でソ連に行くことに完めている。 本語のためにアメリカ経由でソ連に行くことに完めている。 本語のためれてスパイ活動のためにアメリカ経由でソ連に行くことに完めている。

『「やとわれたとき、あなたはどんな指示をうけましたか?」

いたいたか。 問 「ソ連国内で日本のための反革命スパイ活動であなたはどんなことを

た。その大学にいながら、私はつぎのようなスパイ情報をあつめました。答 「ソ連に来ると私はオカノの世話でクートヴェで勉強をはじめまし

### 大学の状況について

一 プランやカリキュラムについて

ら追放されたからです。だれもやとうことができませんでした。というのは、数ヵ月後に大学かだれもやとうことができませんでした。というのは、数ヵ月後に大学か三、そのほか、ソヴェト政権に反感をもつ人々をさがしていましたが、

ていました。それは、は反革命スパイ活動を中止せず、やはりつぎのようなスパイ情報を集めあと私は東洋学専門学校の日本語の教師になりました。その学校でも私あと私は東洋学専門学校の日本語の教師になりました。大学から追放された

学校のプランやカリキュラムについて

た。それらのスパイ情報はすべてオカノへつたえていました。」学生のなかでだれが反革命的な気分をもっているかを、つたえていましるか、また極東で日本のためにスパイ活動をやる人間をやとうために、極東向けにどれだけの学生が養成されている、そして日本のために二 極東向けに何人の学生が養成されているか、そして日本のために二

答 「私のほかにだれがソ連国内でスパイ活動をやっているか、知りませか?」

間

「ほかにだれがソ連国内でスパイ活動をやっているか、

知っています

という文言(尋問者が書いたもの)が記され、その末尾に「パク」とサりに正しく記されており、自分も目を通したが、事実に合致している」三月二三日の分の尋問調書はここで終わり、最後に「私のことばどおん。」

に注目したい。拷問がそれほどはげしかったということであろうか。宮城が逮捕された翌日の尋問ですでにスパイ活動を自白していること

インがなされている。

つづいて三月二八日の分。尋問者は同じコーレソフ。

問 「何年から東洋学専門学校で働いていますか?」

して働いていました。」答 「私は一九三四年から逮捕の日まで東洋学専門学校で日本語の教師と

いて供述しましたが、自分のその供述を確認しますか?」問 「あなたは、三月二三日の予審で日本のための反革命スパイ活動につ

完全に確認します。」答「私は三月二三日の私の反革命スパイ活動にかんする予審での供述を

「あなたの日本のための反革命スパイ活動にかんする自分の供述にさ

間

最後に、またしても調書の信憑性を確認する文言とパクのサイン。述は、私の日本のための反革命スパイ活動を十分にくみつくしています。」についてさらにつけ加えることはなにもありません。私がおこなった供感にないと 「前の尋問で私がおこなった供述にたいして自分の反革命スパイ活動らになにをつけ加えることができますか?」

分の全文はつぎのとおりである。
尋問者はこんどはベケレフという第一一部第一課の全権捜査官。尋問部学生(コルホーズ農民)が証人として喚問され、尋問がおこなわれる。つづいて同年五月一四日、ソコロフという東洋学専門学校のロシア人

ますか?」 問 「あなたはパク・ピョートル・イヴァノヴィチ(宮城)氏を知ってい

本語の先生をしていましたし、私は学生でした。」学専門学校の関係で一九三七年九月から知っています。そこでかれは日答 「パク・ピョートル・イヴァノヴィチのことは、ナリマノフ記念東洋

> で、 ジノヴィエフの名が出てくるような事項を用いました。しばしば日本語 本語の授業での会話の時、 品 靴下とネクタイと手袋をもってきて、それを使って日本ではそういう商 ありました。 も安いが、ソ連ではそういう鞄はまったく買えないなどと言ったことも という女子学生にむかって、日本から輸入した彼女の鞄は東京ではとて 印象を学生たちにあたえようとしました。授業の時パクがカスパロヴァ の物価がソ連よりもずっと安いので、 場付属のかなり立派な寄宿舎があり、 こうの労働者階級の状態はけっしてそんなに悪くはなく、 年 年 答 の授業の時、 がいかに立派に生産されているかを説明しはじめました。 一月までの期間、 『われわれはなにでもってスペインを助けるか?』などの質問をしま 生地、 「パク・ピョートル・イヴァノヴィチは一九三七年九月から一 パクはまた学生の間の気分にも関心をもっていました。 職場) 日本の労働者階級の状態について語りながら、 一九三七年一二月のあるときパクは授業に外国製の新しい にたいして過度の関心を示していました。 われわれの組の先生でしたが、学生の経歴データ かれは過度に頻繁にトロツキー、 悪くない生活をしているといった 賃金が低いにもかかわらず、 かれらには工 カーメネフ、 パクは、 学生との日 日本語会話 九三八 Ė 向

問「あなたはいつからキム・グリゴリーを知っていますか?」

るようになったのです。」を知っています。その時からかれはわれわれの組に日本語の会話を教えを知っています。その時からかれはわれわれの組に日本語の会話を教え答 「私は一九三八年二月から東洋学専門学校の関係でグリゴリー・キム

「キム・グリゴリーの特徴を言ってください。」

間

その学生が質問の意味を理解できないでいると、かれはヴラヂヴォスオ学生に日本語で、セヴァストーポリの軍港にいる軍艦の数を訊ねました。答 「一九三八年二月、われわれの日本語の授業のときにかれはひとりの

の質問にはだいたいの答えでいいのだと言いました。」ささか特殊な印象をあたえたことに気がつくと、かれは言い直して、こークの軍港について同じような質問をしました。その質問が聞き手にい

日本語の文字を教えていました。」学校の関係で知っています。私はそこで学生で、かれはわれわれの組に答 「ホンーキムーチオについても同じく一九三七年九月から東洋学専門問 「ホンーキムーチオについて知っていることを話してください。」

問 「ホンーキムーチオの特徴を言ってください。」

しました。」
・ ときどき授業の際に赤軍の構成にたいして関心を示い話を語りました。ときどき授業の際に赤軍の構成にたいして関心を示シア』という漢字の書き方を説明しましたが、そのさい反ソヴェト的な答 「一九三七年の一○月―一一月、授業の時ホンは学生に、『日本』と『ロ

それに目を通した旨の記述と、証言者のサイン。 最後に、やはり供述はことばどおりに正確に記録されており、自分は

全文である。 以上をふまえて、コーレソフにより起訴状が作成される。つぎはその

### 起訴状

「起訴状(審理事件第四七二一)

容疑

ト連邦社会主義共和国刑法第五八条第六項による。 パクことミヤグシク・ピョートル・イヴァノヴィチ、ロシア・ソヴェ

イヴァノヴィチは、内務人民委員部モスクワ州局国家保安局第一一部にソ連国内でスパイ活動に従事していたパク=ミヤグシク・ピョートル・

より逮捕された

パイ活動をおこなうためにやとわれたことが判明した。 六年に日本の諜報機関の手先カムラによってソ連国内で日本のためにスー年にかんしておこなわれた審理により、パク=ミヤグシクが一九二

一九三八年に日本からアメリカ経由でソ連に来ると、ミヤグシクはカムフラージュのために自分の日本姓をパクという朝鮮姓に変え、朝鮮姓で長年にわたってソ連国内で反革命的スパイ活動をおこなった。パクは極東に派遣される学生の数、またスパイ活動のためやとうためにそのなかのだれが反革命的な気分をもっているかのスパイ的性格の情報を渡していた。

デート ことに I 引 こなのに。 ソヴェト連邦社会主義共和国刑法第五八条第六項により提起された容疑ソヴェト連邦社会主義共和国刑法第五八条第六項により提起された容疑・被告として尋問されたパク、ピョートル・イヴァノヴィチは、ロシア・

で自分を完全に有罪と認めた。

以上にもとづき、つぎのとおり起訴される。

党員。逮捕前、東洋学専門学校日本語教師として勤務、

すものとする。

一は、ソ連内務人民委員部の命令により、当該級の裁判所の審理に付口シア刑法第五八条第六項でのパクの容疑にかんする審理事件第四七していたこと、すなわちロシア刑法五八条第六項に規定する罪が疑われ、

され、タガンスカヤ刑務所に拘禁されている。」参考。パク、ピョートル・イヴァノヴィチは三八年三月二二日に逮捕

起訴状は第一一部第一課長ステパーノフ、第一一部長カザコフの承認

判

ぬき処刑システムについては第四章を参照されたい

サルスキーの承認を得る を得たあと、さらに人民委員部モスクワ州局長の国家保安上級少将ツェ

### 処刑

判記録がない。あるのは は ところが、宮城ファイルはこれでおしまいである。そこには肝心の裁 つぎのような文書である 「決定書の抜粋」という文書だけである。

ートル・イヴァーノヴィチの銃殺にかんする決定は、一九三八年一○ 「一九三八年八月二八日のソ連内務人民委員部のパク=ミヤグシク・ピ

三

執行された。

三八年九月一一日である。 たって宮城は という起訴状が用意されたことがわかる。そして起訴状作成から二○日 すでに銃殺刑が決定がされていて、 っていわば闇から闇へ葬られたわけである。 つ八月二八日に、すでに宮城の銃殺が決定されていたのである。 前記の起訴状の日付とつきあわせてみてほしい。起訴状の決裁は 「当該級」の裁判になぞかけられず、 しかるに「決定書」によれば、決裁日に先だ あとから、当該級の裁判に付すなど NKVDによるそうした裁 NKVDの決定によ つまり 一九

## 名誉回復

ともども紹介しよう。 最後の文書は、名誉回復決定書である。様式ができているので、 様式

について 「決定書 刑事事件資料 (アルヒーフ番号第二六三七一) パク・P・I

姓・名・父称

パ (ク・ピョートル・イヴァノヴィチ

> 生年月日 九〇〇年、日本人

日本、アキマヴァ市 (ママ)

生地

非党員

逮捕前の勤務先と役職 東洋学専門学校教師

逮捕前の居所 モスクワ、 アレクセーエフ学生街第四小路

第四棟第六号第三二号室

肉親

不明

か

逮捕時期 訴状、 いついかなる非裁判機関によって処分が決定された

せられる 日付きソ連NKVD特別協議会ならびに検察官の決定により最高刑に処 九三八年三月二二日逮捕、 スパイ活動で告訴、 九三八年八月二八

第 した弾圧の犠牲者にたいする正義の回復にかんする追加措置について\_ 高会議幹部会令「三〇-四〇年代ならびに五〇年代はじめの時期に発生 パク・ピョートル・イヴァノヴィチは一 部第 一条の効力に該当する 九八九年一月 一六日付ソ連最

モスクワ軍管区軍事検察官上級補佐官

法務大佐

検察官 サイン

ソ連国家保安委員会モスクワ市・モスクワ州局審理部長代理

大佐Yu・S・ヤコヴレフ

代行

ザボロトヌイ

モスクワ軍管区軍事検察官

法務少将 V・A・コリヴェルダ

九八九年一一月二八日

イン

直しについては第六章「復権の歩み」で述べることにする に処されたことがわかる。 こうして宮城は名誉を回復されるが、 そうした粛清政策にたいするのちの批判と手 かれはやはり裁判なしに最高刑

あろう。 りは、 で命を落とした与徳のほうがまだしも有意味な死を迎えたというべきで ゲとともにとらわれて獄死する宮城与徳の従兄弟である。皮肉なことだ 宮城与三郎は、 ぬれぎぬを着せられて「労働者の祖国」で極刑に処された与三郎よ 「労働者の祖 ソ連のために日本でスパイ活動に従事したとしてゾル 国 のために働いた事実をもとに、 帝国主義の自国

### 三 **山**下 尚

審理番号第四七一一、写真付き、三月二二日逮捕

る。 政治歴はアメリカ在住中に共産党に入党。ソ連で結婚したらしく、 北海道 あった。尋問調書によれば、 ことが明らかにされている。 ステパーノヴィチ。起訴状でかれがヤマシタ・ナオという日本名をもつ ファィルにある身上調書によれば、 日本人で、 名をアンナ・ペトロヴナ・ポドゴルノヴァという二八歳になる妻が (尋問調書にはさらにオタワ [小樽?] とある)。 ソ連国籍。 東洋学専門学校日本語教師 生年月日は一八九四年五月一五日、 日本に父母と三人の兄弟、 姓はキム、名と父称はグリゴリー・ 二人の姉妹がい 出身は農民、 生地は 逮捕

時

逮捕 をかくして朝鮮人と称していたことから、スパイ容疑をかけられたこと。 ワ州局国家保安局第一一部第一課により逮捕される。逮捕令状によれば、 尋問は宮城と同じく三月二三日におこなわれる。 れも宮城と同じく、 の理由は、 一九三三年にソ連入国以来、 一九三八年三月二二日、 仮面をかぶり、 内務人民委員部モスク 取り調べにあたった 自分の国籍

> やとわれて、アメリカ経由でソ連に入り、スパイを働いたというもの は、 のは 宮城のものとほとんど同じで、 宮城のときと同じコーレソフ軍曹である。 カムラなる日本の諜報機関の手先に 尋問調書でのキムの供述

キムも宮城同様、 調書ではスパイを「自供」している

という結末がまえもって決まっているとすれば途中の形式はどうでもよ 別々の筋書きや供述を用意するのが面倒だったのであろう。 供述内容は表現まで宮城の場合とほとんど同じである。コーレソフは どうせ死刑

かったわけである。

けで終わってい パイであることを承知していて」、 三月二八日にも再尋問がおこなわれるが、 しかしややちがう供述もある。「オカノはすでにかれキムが日本の 朝鮮名を名乗るようもとめたなど。 前回の供述を再確認するだ ス

日本語の授業のさいに軍艦の数をたずねたなどといったたぐいの「証言 である。 尋問記録には、ボンダレフという東洋学専門学校の学生の証: おそらく数詞の勉強をしていたものであろうに 言もある。

け。 変えられているだけ。 いう訴因のかわりに、 起訴状も文言は宮城のものとほとんど同じ。 軍需工場の情報の収集という項目が入っているだ 日付不明。極東派遣要員にかんする情報の収集と 必要に応じて固 有名

ややちがう。 月二九日、 トロイカの決定により、キムことヤマシタ・ナオの銃殺が一九三八年五 しかし同ファイルにある「決定書の抜粋」 執行された」 それには、 とある。 「一九三八年五月一 九日 は、 のソ連内務人民委員部 宮城にかんするものと

 $\emptyset$ 注目されるのは「トロイカ」なる機関である。 執行できる「トロイカ」なる超法規的存在については第四章でふれ この裁判ぬきで刑を定

る。

Щ 下は一 九八九年九月二八日、 名誉を回復される。

## 74

逮捕される。 審理番号第四七一二、 写真付き。 やはり三月二二日逮捕 同じ容疑で

には、 の党員。 をもつことが明らかにされている。 ~ 1 最初の尋問は三月二三日。 ファィルにある身上調書によれば、 (逮捕令状には沖縄市出身とあるので、 口 日本に父母と娘がいる、 ーヴィチ。 日本人でソ連国籍、 起訴状ではかれがシマブクロ・セイエイという日本名 東洋学専門学校日本語教師 尋問者は同じコーレソフ。 とある。一九二八年からアメリカ共 生年は一九〇三年、 姓はユク、 名護のことか?)、 名と父称はニコライ 生地は日本のナ 尋問調書 (産党

ことである。 父称を云々するはずがない。 語るに落ちていることを示している。 いことを知らなかったのであろう。 調書の内容はこれまでのものとほぼ同じ。 自分の日本の名と「父称」と姓を朝鮮人風に改めたとのべている これは調書作成者コーレソフがでっちあげについていわば コーレソフは日本人に父称というものがな 父称などもたない日本人が自分の 一点、 興味深いことは、 島

ていたとしている点である ユクなどいっしょにアメリカから入ソした仲間の名があげられている。 なお、 書には、ニュー、パク、セヌ、 ほかと違うことは、 ユクがあつめたスパイ情報をオカノに渡し リ、 ホ ヾ ナム、 シイ (シム?)、

に日本からアメリカ経由でソ連に来て、 起 訴状は、 九 二六年にカムラによりスパイにやとわれ、 スパイ活動をおこなったこと、 九三三年

> あげている そのため朝鮮姓を名乗って偽装したことなど、 宮城等とほぼ 同じ罪状を

決定により一九三八年五月二九日、 決定書からの抜粋」 によれば、 銃殺刑を執行されている か れ ŧ 内務人民委員部 口 イ カ の

九八九年九月二九日、 名誉回復

第四七一三のファイルは、 私が提供を受けた文書類には存在しな

### Ŧi. 箱盛改造

(かれはシェン、 つ ぎの審理番号第四七一 シェヌ、 セヌとも表記されている。)逮捕容疑は上記の 兀 [番は、 シェンド・ステパン・ボリソヴィチ。

仲間たちとまったく同じ。

日逮捕。

起訴状によれば、

姓はハコモリ、

名はハイゾー。

九三八年三月二二

る、 事とある。かつてアメリカ共産党の党員 サル (三〇)、それに姉妹ヨシ (四八)、 記されている。 本の茨城市、 日本人でソ連国 身上調書によれば、 非党員 セキタヂ村(起訴状ではソキタキ村)。 籍 兄弟は、 無職 生年は一八九一年 ハコモリ・ジジ (尋問調書には東洋学専門学校日本語教師とあ いずれもセキタジ村で農業に従 (起訴状では一九三一年以来)。 (四九歳)、 月。 前 歴は庭 ??マ (三五)、 兄弟と姉妹の名も 師 生地 は H

城などのそれとだいぶ違う。 オカノとタナカがスパイの雇い主として登場するのである。 尋問は三月二六日、

尋問者は同じコーレソフ。

ところが供述内容は宮

カムラなる日本諜報機関の手先にかわって

間 「オカノとタナカにスパイとしてやとわれたということか?」 2

再現してみる

関係部分の

来るとすぐオカノとタナカのところへ行った…」答 「そのとおりで、一九三三年にオカノとタナカにやとわれた。ソ連に

によった。……」というとはちがって、そこにもオカノとタナカが、起訴状もこれまで見たものとはちがって、そこにもオカノとタナカが

登場する。作成者は同じコーレソフ。

し、数年に渡ってスパイ活動をおこなったこと。らアメリカ経由でソ連に来ると、シェンドという朝鮮姓を名乗って偽装「一 一九三三年にオカノとタナカにスパイにやとわれ、同年に日本か「一 一九三三年にオカノとタナカにスパイにやとわれ、同年に日本か

二 オカノの指示で機密情報を集めていたこと。」

のである

一九八九年一〇月二日、名誉回復。

## 六 山城次郎

日本人でソ連国籍、無職。非党員。
日本人でソ連国籍、無職。非党員。
日本人でソ連国籍、無職。非党員。起訴状では一九三一年以来)。
年一一月一〇日生まれで、沖縄県の出身とある。小作人。一九二八年か起訴状によれば、日本名はヤモセ・ズ。身上調書によれば、一九〇二つぎは第四七一五番のリ・アレクセイ・アレクサンドロヴィチである。

逮捕容疑は上記の仲間たちと同じ

尋問は三月二六日、尋問者は同じコーレソフ。

内容も上記とほぼ同じ。ただし、エン、ユク、ニュー、ツォイ、パク、

うぶっこゝう。

あがっている。

起訴状の要旨は、一九三〇年に、カムラにスパイにやとわれたこと、

へ渡していたこと、罪状を認めたことなど。カムラの指示でソ連でスパイ活動をおこない、集めた軍事情報をオカノ

三八年五月一九日付内務人民委員部トロイカの銃殺決定は、一九三八年処分もほかの仲間たちと同じ。「決定書からの抜粋」によれば、一九

一九八九年九月一五日、名誉回復。

五月二九日執行さる、とある。

## 七 福永与平

第四七一六番のファイルは、エン・ボリス・アンドレーエヴィチのも

容疑はみなと同じスパイ活動。
り上調書には、一九二八年から一九三三年までアメリカ共産党員とある。
り連国籍。非党員、定職なし(身上調書には東洋学専門学校教師とある)。
逮捕者身上調書ではオイタとある。大分のことか?)。民族籍は日本人で、逮捕状によれば、一八九三年生まれで、日本のオギタ出身とある(被

尋問は三月二六日。コーレソフ。尋問調書によれば、農民出身

尋問調書にはいくつか新しい記述がある。

ということ。

雇されたこと。 自分の日本姓がフクナガであることを告げていること。一九三五年か自分の日本姓がフクナガであることを告げていること。一九三五年か日本に兄弟姉妹がひとりずついて、定期的に文通しているということ。

回復書もない。かれの運命はまったく不明のままである。 福永については、起訴状も、処分決定書もファイル中にはない。名誉

### 八 又吉 淳

ツォイは一九三三年にアメリカ経由で政治亡命者としてソ連入国 タヨシ。ファイルには囚人写真のほか写真貼付のソ連パスポートもある。 よってスパイの容疑があるというもの。 にいたときはなんどか逮捕されたが、数日警察にいただけで釈放され 逮捕令状によれば、 最 第四七 一七番のツォイ・セルゲイ・アントーノヴィチことマ 逮捕の理由は、 ほかの人びととややちがっている。 日本

身上調書によれば、 民族籍は朝鮮人でソ連国籍とある。日本統治下で唯 生年は一八九一年、 生地は沖縄である。 一の朝鮮=日本人

っていたとある。 政治的過去の欄には、 だったと見られる。 アメリカで一九三一年から三三年まで共産党に入 九二九年までアメリカで庭師をしていたとある。

う日本名を名乗っていたという (コーレソフによる同じ起訴状では、 はタイプではっきりマタナシと打たれている)。 名乗るまでは、ソキヤマ・シチョ、マタナシ(ヨシ?)・ジュンとい 尋問調書での供述によれば、 かれはソ連に来てツォイという朝鮮名を 姓 4)

尋問 尋問は三月二二日と三一日、 経過もこれまでとほぼ同じ。 取調にあたったのはやはりコー レソフ。

起 一訴状は次のような内容である。

- た。 ツォイはソ連国内でスパイ活動をおこない、 NKVDに逮捕され
- イとしてやとわれたことが判明した 審理の結果、 か れが 一九二八年に日本の諜報機関のカムラにスパ
- 三 カムラの指示でソ連で数年にわたりスパイ活動をおこない、 東洋

学専門学校の状況、 の数などにかんするスパイ情報を報告していた。 そこのカリキュラム、 反ソ的学生の探索、 軍

--需工場

ツォイは完全に罪を認めた。

四

以上から、ツォイを当該級の裁判に付すものとする

の起訴状は第一課長ステパーノフ、 第一一部長カザコフの決裁を得

る。

委員部トロイカの銃殺決定により一九三八年五月二 「決定書からの抜粋」によれば、 一九三八年五月二九日付き内 一九日、 執行。 務人民

九八九年九月二九日、名誉回復

断片が数枚含まれている。 タヨシのファイルには、 日本の農民問題について検討したノート 'n

全員銃殺されてしまう」としている(『歴史としての野坂参三』 八名が「逮捕の二ヵ月後、 運命がまるで不明である。 所へ送られたあとの運命は不明であり、 との五名は同年の五月二九日いっせいに。 これまでの史料では、 吉淳の六名である。 ているのは、 一九九六年、 モスクワ東洋学専門学校の邦人日本語教師たちの運命は以上である。 宮城与三郎、 六三頁)が、これは上記のように訂正されなけ 処刑された日は、 逮捕された八人のうち、 すなわち五月二九日に裁判にかけられ、 和田春樹氏は加藤哲郎氏に依拠して、 山下尚、 島袋正栄、 宮城が一九三八年一〇月二日、 福永与平にかんしては逮捕後の 照屋忠盛については強制収容 箱盛改造、 処刑されたことが判明 山城次郎、 ればならな 平凡社、 あ 又

どの被疑者の供述にスパイのいわば首魁として登場するにもかかわら 以 上の調書類に接して生じる大きな疑問は、 オカノこと野 坂がほとん

ず、 そちらを参照していただきたい いては ついに逮捕さえ免れているという不思議な事実である。この問題に 「第一部 -加藤注] 『野坂龍の逮捕』ですでにふれたので、

七八頁、二八六頁)。 法廷で刑法第五八条第六、八、 立ってすでに逮捕されており、 年一一月二日に、 和田春樹氏の調査によれば、 別の日本人たちのスパイ証言により、 タナカこと山本懸蔵のほうは、 一一項により銃殺刑を宣告された 一九三九年三月一〇日、 上記の八人に先 ソ連最高裁軍事 一九三七 (同書

# レニングラード東洋専門学校

ら、上記の粛清ファイルに登場しない人々――それはフヴァン・イヴァ カから入国してクートヴェでともに学んだ堀内鉄次、山口栄之助、<br /> KVD報告にモスクワ東洋学専門学校の職員として名をあげられなが ンとナムの二人である。 同じくクートヴェに学び、 吉川文夫の運命は? かれらはどうなったのであろうか。またアメリ あるいはコミンテルン人事担当者からのN 西村

ド東洋学院で日本語教師をしていることが、 九三〇年代半ばにつきとめられていた。 上記の六人のうち、堀内、 山口 西村、 吉川の四名が、 日本側官憲によりすでに一 レニングラー

れたのである についてごく断片的にではあるがロシア側の研究者の努力で明らかにさ しかしこのたび新たな事実が判明した。上記の人々のうち三名の運命

コライ・ネフスキーが北海道出身の萬谷 (マンタニ) (後述する尋問記 かつて日本に留学し、 姓はヨロズヤではなく、 日本の高等教育機関でロシア語を教えていたニ マンタニとされている)イソとの間に

> とわりのないかぎり、エレーナの回想による 設けた娘、 「Vostok」 1992, No.5, pp.91-92) エレーナ・ネフスカヤが発表した追想記 がそれである。 『両親のこと』(雑 以下、 とくにこ

誌

ネフスキーと日露辞典の編纂にとりくんでいた。 かれは一九二九年に日本から帰国 校で日本語の教師として働いていた。 ってきた。同じ建物に高名な日本学者ニコライ・コンラドも住んでいて、 レニングラード東洋専門学校やレニングラード歴史・哲学・文学専門学 ネフスキーもレニングラード東洋専門学校で日本語教師をしてい その妻は一九三三年八月にソ連にや イソも一九三四年には

## 丘文夫

エレーナはそこで、オカ・フミオなる人物についてこう言及している。 命共産主義者であるフミオ・オカ(?~一九三三)は…」 とレニングラード歴史・哲学・文学専門学校の日本語教師で、 「三〇年代にレニングラードに住んでいたレニングラード東洋専門学校 日本の亡

り詳しく紹介されているのである。そこに、 がその学校で日本語を教授していると記されている(『外事警察報 エヌキーゼ東方学院」という記事があり、そこでこの学校についてかな 一三五~一三八頁)。 (不二出版)の第一〇九号(一九三一年八月)に「レーニングラード、 オカ・フミオについては日本の官憲記録にも記述がある。『外事警察報』 岡文雄(党員)と鳴海完造 3

当時は で登場し、 九二六年に産業労働調査所よりソ連に派遣されたとある。 また昭和八年の『外事警察概要』 「共産党学士院」 岡山県?? (判読困難) のレニングラード支部会員で、 出身の早大政治経済学部卒業者で、 (龍渓書舎) には、 モップルの活動 丘文夫という名 一九三三年

家でもあった(一七二頁)

ていたという記載がある(この会談記録の全文は、 け取った文書を翻訳のためにレニングラードのオコという日本人に送っ 懸蔵と会談したときのメモである。そこには、 それはコミンテルンのアパラートの党委員会の書記コテリニコフが山本 九頁所収の拙訳を参照されたい)。 オカ・フミオなる人物については、 ソ連側の官憲記録にも出てくる。 片山潜がベルリンから受 『窓』一九号、 一九

書房、 をする場面である。 ニングラードの「中野」という仲間の身の上を案じて、 またオカについては勝野金政の 昭和一〇年)という記録にもわずかだが言及がある。片山潜がレ 『ソヴェトロシア今日の生活』 勝野にある提案 (千倉

か

君 てやるから是非モスコーへ来い! の仕事はあれでは出来ないだろうか?」(一〇三頁 'の学校の教師などは廃めてその後へ中野を推薦したっていいだろう? と思って心配しているかも知れないが若し君大学院に入学出来たなら、 - 無刺激のあんな処に一人でぽかんとしているから何時までたっても者 マ)になりやしない、学校へ入りたいなれば何処へでも世話して入れ と、云ってやり給え。 中野は口がな

出でき、 IJ 捕・投獄されるのだが、 な告発の書を公にした。 カからの亡命者たちが勤める数年まえの一九三〇年前後に。 勝野も実はモスクワ東洋学専門学校の教師を勤めていた。 ここではごくエピソード風にふれるにとどめる 帰国後にスターリン下のソ連社会主義についていくつもの貴重 時期が早かったせいか釈放後にうまくソ連 勝野については別の機会にとりあげることにし ただしアメ かれも逮 を脱

片山 ...は北山という名で出てくる。 野 ?のこの著書はフィクション風に綴られているので、 中野も実名ではなく、 オカのことと推 勝野 は絵 Щ

> の中村喜和氏に、 早稲田ロシア文学会『ロシア文化研究』四号、 [丘文夫については、 なかったし、 学校への転勤をオカのために実現してやろうとしていたのであ してみたが、 測してい :ねてから鳴海の業績をまとめ、 この直後、 オカと同じ学校で働いていた日本人に高名の故鳴海完造がいる。私は いであろう。 片山はまもなく世を去り、 答えは否であった。 勝野が逮捕・投獄されたため、 鳴海からオカのことを聞いたことがないかどうか照会 梶重樹「レニングラード東洋大学の日本人たち」 片山は、 勝野がつとめていたモスクワ東洋学専門 その足跡を追っている元一 オカも片山と同じ年に死去する 勝野は片 一九九七年 山の依頼をはたせ 橋大学教授 加藤注]。

# 吉川文夫と長浜夫妻

さてエレーナの回想にもどる

をつぎのように記している。 多くの日本人がネフスキー 家を訪ねてきた。 エレーナ ĺ か れらのこと

うちにはひとりでやってきた。 か つ 歌った。一九三一~一九三七年にレニングラードのあちこちの東洋学施 暢に話せた。ダンスが上手だった。美声でロシアのロマンスをみごとに ょに日本のゲーム、マージャンをやった。 設で働いていた。 はすらりとした美しい青年で、洗練された物腰であった。 ナミの二人のことをよくおぼえている。ミノル・モリ(本名はヨシカワ) た。 れはニーナよりずっと年上だった。あとになるとかれと別れたので |日本人たちのなかで私はモリ・サン(一九〇八―一九三七) はじめのころは夫のイヴァン・フヴァンといっしょにきていた。 ニーナ・ナミは若くてすてきで、 日本人たちが尋ねてくると両親 家中に日本語だけがひびいて 明るい活発な女性だ ロシア語が流 とニーナ・ はいっし

いた。

てくる)にまちがいない。アメリカから入ソした長浜夫妻である。も出てくる)とナム・N(ナミコ、ナミ、ナムなどという名で記録に出てこに登場する夫婦こそ、フヴァン・イヴァン(尋問記録にはホンと

くる(『社会運動の状況』昭和十年版、二九頁)。いう人物がレニングラードの東洋学院で日本語教師を勤めていると出ていう人物がレニングラードの東洋学院で日本語教師を勤めていると出てる、ヴラヂヴォストークからやってきたというクートヴェの仲間、吉川またミノル・モリと名乗った日本人は、伊藤利三郎の供述書に出てく

やがて「恐怖の一九三七年」がくる。

後にエレーナの母が逮捕される。 春にモリが逮捕される。ネフスキーは一○月四日に、そしてその四日

親との最後のわかれとなった。とうした事態を予期してコンラドは、もし自分より先にネフスキーがしたので、コンラドを迎えにやったという。エレーナにとってそれが両供の家」(孤児院)へ入れると言った。だがそれを聞いてイソコが失神と約束していた。それでネフスキーにつづいてイソコが逮捕されるとき、と約束していた。それでネフスキーにつづいてイソコが逮捕されるとき、とが束していた。それでネフスキーにつづいてイソコが逮捕されるとき、と約束していた。

そのコンラド(写真)も一九三八年夏に逮捕される。エレーナはそれ

から三家族のあいだを転々として養育される。

たのだ。なぜなら多くのことを危険にさらしたのだから。私はその人た「私をひきとって養育してくれた人々は、大きな市民的偉業をなしとげ

彼女はのち、両親が一九四五年に病死したとつげられる。一九五七~

ちにきわめて恩義をこうむっており、

感謝している。

五八年には夫妻は名誉を回復された。

に見たあのファイルとほとんど同じもののようだ。覧したファイルの中身は、われわれがモスクワの日本人教師たちのさいとも逮捕直後の同じ一一月二四日に銃殺されていたのである。彼女が閲だが一九九一年になってはじめて彼女は両親の死の真実を知る。二人

たという。われ、みずからもモリやフヴァンをスパイにやとったなどの記載があっわれ、みずからもモリやフヴァンをスパイにやとった日本のスパイにやと尋問調書には、イソコは一九三二年に夫によって日本のスパイにやと

いた。

「は日の一九三七年一一月二四日、ニコライ・ネフスキイ、マンタニー月二四日、ニコライ・ネフスキャ・イツコの夫妻のほか、モリ・ミノル(吉川文夫)とフヴーをでいる。

らしい共産主義者の行方も。からソ連に亡命したシム(ヒンドウ・シム、シン)という名のインド人二人のジョーの消息は不明なままである。またかれらとともにアメリカニかし、ナムこと長浜ナミ、山口栄之助、西村銘吉、堀内鉄次、谷、平、

# 肉親探しにご協力を!

な可能性を証明することになる。 以上、新史料によって明らかにされた、ソ連で日本語教育に携わって 以上、新史料によって明らかにされた、ソ連で日本語教育に携わって 以上、新史料によって明らかにされた、ソ連で日本語教育に携わって

### 第 四 粛清 のメカニズム

## 治安機関 0 裁判ぬき判決・ 処刑システム

体を紹介する(ソ連共産党中央委員会刊行『ソ連共産党中央委員会通報 別協議会」の決定により銃殺…等々の文言が出てきていた ソ連国家保安委員会の 九八九年第一〇号、 それらの正体はいったいかなるものであったのか。 すでに見た日本人被粛清者の記録には、 pp.80-82)° 「裁判外機関について」という文書によりその実 しばしば、「トロイカ」 以下、ソ連検察庁・ B 特

V 告により、 ちの最高会議幹部会にあたる)の決定により、 ゲーペーウー)が設置され、二二年一○月の全ロシア中央執行委員会 サボタージュ対策非常委員会の略称) るシステムのことである。 九一七年一二月に設置されたVCHK D) にうけつがれ、 簡単に言えば、 九二二年、 即 刻銃殺の権限を含む裁判ぬき審理の権限をあたえられる。 VCHKは廃止され、 それらは、 同人民委員部に新たに その起源は一○月革命直後にさかのぼる。 裁判を経ないで即刻、 が、 その機能は内務人民委員部 (ヴェチェカ、 一八年二月、 「国家政治部」(GPU、 凶悪現行犯にたいする、 処分を決定・執行す 全ロシア反革命 人民委員会議布 Ñ K (n)

> 実施が〇 なった。 き活動をおこなっていた メンバーで構成され、 このOGPUの この G P U 「特別協議会」なるものはOGPUの 付属の 「幹部会」 検察側の監視のもとで開かれるというも 「特別協議会」という機関にゆだねられることと 自身も 「特別協議会」と平行して裁判ぬ 「幹部会」 の三人の

た。

## トロイカ

ない 察部門の代表者も加わるものとされていた。 U全権代表部の指導者が入るものとされた。 り、 なるものを設置する。 つぎにOGPU ٦ ١ し「特別協議会」 口 イカ」 には、 は の裁判会議でそれを報告することを目的としてお それは予審事件をあらかじめ審理し、 九二九年と一 OGPUの捜査部門とモスクワ軍管区のOG 九三一 年に またそこにはOGPU ٦ ١ 口 イカ」 (三人組 幹部会」

*€*) ° 事事件が発生した連邦共和国の内務人民委員が加わるとされた D や 人民委員代理 「特別協議会」はNKVDの中に存続させられ、 O 「社会的に危険と認められる者」 の一部局となるが、 GPUそのものは一九三四年に廃止され、 (複数)、 そのロシア全権代表、 矯正労働ラーゲリ拘禁、 の国外追放を宣告する権限を有する 労農民警本部長、 その「特別協議会」には 内務人民委員部 流刑、 五年未満の追放 (検察側 当該刑 N K V

しその代理、 なる。「トロ ロイカ」 部の長とされた。「トロイカ」は追放、 ところが一九三五年には、NKVDならびにNKVDの地方局 が組織され、 イカ」を構成するのは、 委員として民警部長、 そこに 「特別協議会」 「トロイカ」 委員長として、 流刑、 の権限が委譲されることと があつ 五年未満のラーゲリ NKVD局長な かう事件の にもト 担

規

程」

というものが中央執行委員会によって定められ、

そうした措置

0

強制収容所拘禁にかかわる統合国家政治部の権限にかんする

放、

流刑、

九二四年に

会

に反ソ分子を強制労働ラーゲリへ送る権限があたえられ

「統合国家政治部」(OGPU)

が設置され、

「行政的追

銃殺を含む裁判ぬき制裁権が付与され、

同人民委員部の

「追放特別委員

禁について決定した。協議会には検察官の参加が必須とされた。

州党委員会の第一書記、共和国・地方・州検察官から構成された。地方・州局長が、委員としては各連邦共和国共産党中央委員会、地方・一○年のラーゲリないし監獄への拘禁という刑罰が定められた。そう「もっとも敵対的な分子」とその他に分けられ、前者は銃殺、後者は八地方・州の段階でも「トロイカ」が設置され、そこでは犯罪者の種類が地方・州の段階でも「トロイカ」が設置され、そこでは犯罪者の種類がっづく一九三七年七月三○日付きのソ連NKVD命令では、各共和国・つづく一九三七年七月三○日付きのソ連NKVD命令では、各共和国・

検察官と共同で粛清者名簿を作成するようになった。和国内務人民委員とNKVD局長の「ドヴォイカ」(二人組)で当該級ついで一九三七年八月一一日と九月二○日のNKVD命令により、共

日付のソ連最高会議幹部会令によってようやく廃止される。もかかわらず、その後も存続し、スターリン死後の、一九五三年九月一協議会」そのものはNKVDの再編(国家保安省や内務省への編入)にの人民委員会議・党中央委員会決定を受けて廃止される。しかし「特別の人民委員会議・党中央委員会決定を受けて廃止される。しかし「特別の人民委員会議・党中央委員会決定を受けて廃止される。

のいわば全盛期にそのいけにえとなったのである。東洋学専門学校のわが日本語教師たちは、このトロイカ粛清システム

## 一 刑法第五八条

ころをにい。 が援用されていた。ここであらためて問題の条項について詳しく紹介しが援用されていた。ここであらためて問題の条項について詳しく紹介しては、すでに見たように刑法のいくつかの条項

下、「ロシア刑法」)は、一九二六年の全ロシア中央執行委員会で制定さかれらに適用された「ロシア・ソヴェト連邦社会主義共和国刑法典」(以

義共和国刑法』モスクワ、一九五三年版による)。れ、一九二七年一月一日から発効した(『ロシア・ソヴェト連邦社会主

いる。 敵対する犯罪」と題され、 り、 項は特殊的部分の第一章 で用意されている。第二節は「ソ連邦にとりとくに危険な、 口 第一 シア刑法は一般的部分と特殊的部分とに大別されており、 節は「反革命犯罪」と題され、 「国家犯罪」の中にある。 第五九条第一項から第一三項まで用意されて 第五八条第一項から第一 第一章は二節 統治制度に 問題 四 からな 頭ま

本語教師のすべてに適用された第五八条第六項。 まず勝野[金政――加藤注]に適用され、ついで東洋学専門学校の日

割愛)。 第五八条第六項、それは、つぎのような内容である(注記のたぐいは

報償を受けて、 することにより公表を許されていない経済的情報を上記の組織や個人に、 が直接に禁止することにより、または官庁・施設・企業の指導者が指 重大な結果を招いたか、 したり、盗みとったり、あるいは伝達する目的で収集したりする行為は 秘密である情報を外国国家、反革命的な組織ないし個人にたいして伝達 は伝達する目的で収集したりする行為は、 したがってソ連市民権の剥奪およびソ連からの永久追放および財産没収 もしくは一部の没収、またスパイ行為がソ連邦の利害にとってとりわけ つぎのとおり処罰される― その内容からして特別に保持される国家秘密にはあたらない 「スパイ行為、 -銃殺ないし勤労者の敵としての公告、ならびに連邦共和国市民権 あるいは受けないで伝達したり、 すなわち、 招きかねなかった場合は、 その内容からして特別に保持されている国 -三年以上の自由剥奪ならびに財産のすべて つぎのとおり処罰される-盗みとったり、 社会的防衛の最高手

一年未満の自 苗

の第一七条である。 は同じ第五八条の中の第八項と第 0 いるが、 容疑で逮捕されている。 勝野やモスクワ東洋学専門学校の同胞たち、 あとの二人はつぎのような三つの条項も適用されている。 それは次のような内容のものである。 国崎定洞や小石浜蔵も同じ条項が適用されて 一項のほ か、 野坂竜は、この条項 第一 部 般的部分 それ 違 反

第五八条第八項

とは、 覆にかんするものであるが、そこに定められている「社会的防衛の措置 第五八条第二項とは、 される 物によるものであるにせよそのような行為への参画は、 するテロ行為の遂行、 つぎのようなものである。 「ソヴェト権力の代表者もしくは革命的労働者農民組織の活動家にたい 本法典第五八条第二 内外の武力勢力によるソヴェト国家の侵略 ならびに、 一項に定める社会的防衛の措置 たとえ反革命組織に所属していない人 つぎにより処罰 ・転

からの永久追放、 に財産没収と連邦共和国市民権、 産の全部または一部の没収までの減刑 社会的防衛の最高の措置 ただし情状酌量の余地ある時は三年以上の自由剥奪と 銃殺または勤労者の敵としての公告なら したがってソ連市民権の剥奪、 ソ連

また第五八条第一一 項とはつぎのようなものである。

織的活動、 ために結成された組織への参画は、 当該条項で定められた社会的防衛の措置 「本章に規定する犯罪の準備または遂行をめざしたあらゆるたぐいの組 また同様に本章で規定する犯罪のひとつの準備または遂行の つぎにより処罰される 本章

第 七条は共犯にかんする規定である

裁判・矯正的性格の社会的防衛の手段は、 犯罪を遂行した人物

遂

粛清

|の質的内容は決して同じではない

粛清の思想にもとめようとする見地もなくはない。

スターリン時代の

「粛清」

にかんして、

その淵源をレーニンにおける

適用されなければならない 行者にたいしてとひとしくその共犯者 -教唆者や共謀者にたいしても

頻発していた。 ど審理もなしに投獄されるという事件は一九三○年代のはじめにすでに 司法の実態にある。 その頃に日本人自身が体験した初期の粛清の得がたい証言である。 上の規定はあるであろう。 条項そのものにそれほど問題はない。 罪 の遂行を助成したり、犯人や犯跡の隠匿を助成したりした人物である。 教唆者とみなされるのは、 、謀者とみなされるのは、 『凍土地帯』をはじめとする勝野金政の 無実の市民が確かな証拠もなしに逮捕され、 問題は、 助言、 犯罪の遂行へとしむけた人物である。 罪状判断で証拠を無用としたソ連の 指示、 どこの国にもそのたぐいの刑法 手段供与、 障害除去により犯 連の著作は ほとん

### 三 粛清 0 | 論理

レーニン時代の

年、 ないかぎり、 されたもので、 いう方針。それはレーニン時代の第一○回党大会(一九二一年) レーニン時代にすでに開始されている。 九三三~三九年に大規模に展開される 「粛清」それ自体は別にスターリン時代の産物なのではない。「粛清 の再掲である。 拙著『民主集中制のペレストロイカ』 レーニン死後には二度、 出典についてはそちらを参照されたい)。 たとえば党の すなわち一九二九~三〇年と、 (本節での記述はとくに断りの 大村書店、 「全面的粛清」 一九九〇 で提起 は ٤

ーニン時代には、 粛清の方針は、 第 一〇回党大会の 「党建設の諸問

しかし両者における

を党から「粛清する」必要があると指摘されていた。 という実情にかんがみて、全党員を再点検して、「非共産主義的分子」 共産主義的精神において加工されていない」分子が党に入ってきている 題にかんして」という決議の「党の健全化にかんする一般的措置」 項のなかで、まず提示される。 そこでは、 「小プルジョア的であって、 の第

細に検討されなければならない のひとつともされる重要方針なのであるが、この方針の内容はもっと詳 この小プルジョア分子の粛清という方針は、 コミンテルンの加入条件

同年七月二七日付の 題や規準を明らかにしている。 ロシア共産党 会の決定を実行に移すべく、 一九二一年六月、党の中央委員会と中央統制委員会とは第一〇回党大 (ボ) 中央委員会の手紙」という文書はそうした粛清の課 「党の粛清の実施にかんする、すべての党組織への 党の点検、 粛清にかんする決定を採択する。

再登録だけでは不充分であるとして、 展開されなければならない、 に立ちまわって党組織に多大の腐敗をもちこんでいること、を指摘する。 なかで、「社会的にわれわれと無縁な分子」が一定の比率に達し、 してやはり大量に党に入ってきていること、結果として六○万の党員の 存して生計をたてなければならなくなっているインテリゲンツィア、半 を通しての農民の の一途をたどり、 の数字は不正確で、 インテリゲンツィアが立身出世をねらい、権力の一片を手にいれようと この「手紙」は、 そうした腐敗的現象の規模の大きさからして、 非プロレタリア分子の大量の入党 一九一七年の四月協議会の時点ではわずか四万 実際には八万)にすぎなかった党員がその後、 -がつづいていたこと、他方で、ソヴェト権力に依 まさしく 「全面的」 ふつうの定期的 -とくに赤軍 な 「粛清」 巧妙 <del>|</del>組織 増大  $\widehat{\mathcal{Z}}$ が

> である、とする。 ア・インテリゲンッ う「高官」にはあてはまらない、とされる。 官僚の悪しき資質を身につけた者もいるので、 そういう「高官」のなかには、 にとどめるぺきであるとされる。しかし労働者の出身でも「コミッサー 意をむけなければならないのは のためにだけ党にはいっているような分子を対象にする一方、 ル化した」(一定の権限をにぎっている、というほどの意) であるプロレタリアにたいしては形式上の手続きは最小限、 つづいて、 「手紙」 ィア出身の勤務員にはとりわけきびしくのぞむべき は粛清の対象と規準を明確にする。 プロレタリアのすぐれた資質を失って、 「異階層」 出身の党員であり、 農民層については私利私欲 右にのぺたことはこうい なによりも 人間が多く、 必要なもの プルジョ 党の基盤

間の対立をもちこんではならないとしたあと、 つぎのように規定しているという事実である しかし、そこでとりわけ重視したいのは、 この粛清に私怨やグループ 「異見」の持ち主について、

こでは異見そのものが粛清の対象となっていくからである。この当初 は、 それどころか、 ここでは、「異見」そのものは、明らかに、粛清の対象とされていな スターリン時代の粛清のねらいと比してまったく対照的である。 にたいする弾圧はいかなるばあいにも許されない 「党内の異見者-異見にたいする弾圧そのものが禁止されている。 ーたとえば、 以前の 『労働者反対派』

るが、 主義者としての 粛清目的とスターリ この第一次 ーニンも同年の九月、 それは右の「手紙」 「全面的粛清」 腐敗 ン的粛清のねらいの違いを無視すべきではない。 と要約しうるような言行にほかならなかった。 の趣旨にそったもので、 「党の粛清について」という論文を書い 運動の結果、 約六六万の党員のうち約二四 粛清の対象は、 共産 て

活様式、 の遂行、 所期の目的 ٤ 0) 全体の三%に当る約 %にあたる約一六万人が党から離れているが、 いうことであり、 にはか、 その約三分の一 約四%が反革命的目的で入党していた旧官憲、 約九%が収賄などの地位利用や権力乱用、 のとおり、 %が除名処分に付されている。 二五%は出世主義、 一万八千人が自発的に離党、 (約三四%) 無活動分子や は党活動にまったく参加していないと いわゆる腐敗的分子が党から迫放さ 利己主義、 この除名者を理由別で見る その内訳を見ると、 飲酒、 一%弱が侯補に格下げ 約四%が宗教的儀式 プルジョア的生 となっており、 まず

## 異見排撃から 異端抹殺

れているという事実が判明する。

ば、 行とその基準を設けているが、 かるにスターリン時代には粛清の基準が著しく歪曲される。 九三四年の第一七回党大会で制定された規約は、 それはつぎのようなものである。 粛清の定期的実 たとえ

端で敵対的な分子、 を系統的に党から追放するための粛清がおこなわれる。 義務をはたさず、 によって党の品位をおとし、 律 人間 全連邦共産党 い公然、 出世主義者、 党の政策を挫折させようとする面従腹背者、 隠然の破壊者、一 利己主義者、 (ボ) 中央委具会の定期的決定により、 綱領、 党を欺き、 規約、 党の旗をけがす道徳的腐敗者、 プルジョア分子と癒着しつつある変質者、 官僚化した分子、 党の最重要諸決定を習得しなかった消極 党にたいして自分の本当の見解をか 自己の醜悪な行状 つぎのような者 党と国家の鉄の 階級的に異 党員の

か つ、 こうした、「粛清 粛清がやや緩和されるつぎの党大会(一九三九年)では不適切と 条項は、 、それ までの党規約にはなかっ たものであり、

う

して規約から 削除されるものである

帯』で描いた「清党」は、 る共産主義者であった) のであった)。 ーツキー スターリン的粛清の掟と実践は、 口 それゆえにスターリンが放った暗殺者により抹殺された先見の明 ツキーこそスターリンによる社会主義の歪曲にもっとも果敢に抗 派をはじめとするスターリン主義批判勢力 にたいする弾圧の手段として そのトロツキー派粛清のは まず異見排撃として開始された。 (今にして思えば、 しりを意味するも (勝野が 『凍土地 }

L

1 口

し・尋問・抹殺の理論と実践へと変貌していったことであ しかしより重大なのは、 この異端粛清 の論理が 「偽装」 異端 狩りだ

者たちの努力で右の総会の全容が速記録の公表という形で明らかにされ 崩壊にともなって秘密文書の公開がすすめられた結果、 ている文書によってスターリン報告 いう題名をあたえられていた トロツキー主義的およびその他の二枚舌使いの絶滅の手段について」と てきた。 でのスターリン報告である。この総会の内容はソ連で長らく秘密にされ つつある。 それを端的に示したのが、 そのためわれわれはアメリカ版のスターリン著作集に収録され 九三七年 -に接していた。 -それは 一月~三月の党中央委員会総会 「党活動の欠陥ならびに しかしごく最近 ロシアの歴史学 連

ぐりこめるようにするために、 員をよそおうであろう」という重大な予告であったが、 を使うであろうこと、 総会報告でスターリ (『共産主義インターナショナル』 一九三七年、 とくにジノヴィエフ=カーメネフ裁判 そして信用をかすめとってわれわれの組織内にも ノンは、 キーロ 二枚舌を使って、 フ暗殺事件は、 は ボリ 第三号、 人民民 それを実証したと シェヴィキを、 その後の 0) 四頁)。 敵 が二 一枚舌 経 党 渦

うした浸透を防止するもっとも確実な手段である。」と政治的慧眼こそ、ジノヴィエフ=トロツキー派一味の根絶のためにそと政治的慧眼こそ、ジノヴィエフ=トロツキー派一味の根絶のためにそる。スターリンによれば、「二枚舌と偽装こそジノヴィエフ派とトロツスターリンが人民の敵として問題にするのはトロツキー主義者であ

したがって行動する妨害者、撹乱者、スパイ、殺人者の徒党」と化してなかの政治的潮流」ではなくなり、今では「諸外国の諜報機関の指示に現在のトロツキー主義は数年前にそうであったような「労働者階級の

いる

という新しい手段でなければならない、 絶滅する手段が語られるだけである。 否かをどのようにして見わけるのか。 動方法をとっているというのであるから、公然と党に忠誠をつくす党員 かう手段は、これまでのような討論の方法ではなしに、 はトロツキー主義者である可能性が高いことになる。では偽装した敵か 公式の路線を熱烈に支持し、 スターリンのそうした論法によれば、 を偽装し、 見せることをおそれ、 自身の見解を偽善的に、 )見解を公然かつ率直にプロパガンダすることではなくて、自己の見解 ロッキー派の主たる活動方法は、 現在のトロツキー主義者は、 自分の政治的相貌をけんめいに労働者階級にかくそうとしている… 論敵の見解を卑屈に、そしてへつらうようにほめあげ、 自分の真の目的と課題を明るみに出すことをおそ そして欺瞞的に泥にまみれさせることである。 かつ反党分子をきびしく糾弾するという活 労働者階級にたいして自分の本当の顔を 偽装したトロツキー主義者とたた その方法は示されていない。 いまでは、 いまではトロツキー派は、 労働者階級のなかで自己 「根絶と壊滅 党の 自分

そこから見さかいのない肉体的絶滅の路線がでてくる。そして真に、

という手だては、拷問による自白という証明方法であった。となる。近世ヨーロッパを荒れ狂った「異端尋問」や「魔女狩り」では、となる。近世ヨーロッパを荒れ狂った「異端尋問」や「魔女狩り」では、もっとも党に忠実であるはずの党員を含めて、全国民が「偽装仮想敵」

ロギー界を支配することになる。 指示はすぐに中央委員会の決議となり(同年一二月)、やがて全イデオン研究所の雑誌の編集部に送りつける。そこでのべられたスターリンのの問題』という文書を『プロレタリア革命』という党中央付属のレーニスターリンは、一九三一年一〇月、『ボリシェヴィズムの歴史の若干

それはどのようなものであったか。

ヴェト権力にたいし、 にはトロツキズムは、 考える連中にたいするある種の自由主義はそこからでてくる…だが実際 クションである、 には反ソヴェト的でさえあるものの、 ている反革命的ブルジョアジーの先遣部隊なのである。 ることをやめている。 ン、なるほど過ちをおかし、少なからず愚行をしでかしている、 「若干のボリシェヴィキたちは、 と考えている。 もうずっとまえに共産主義の一フラクションであ ソ連の社会主義建設にたいして反対闘争をすすめ 実際にはトロツキズムは、 トロツキストやトロツキー的にものを トロツキズムが共産主義の一フラクシ それでもやはり共産主義の一フラ 共産主義にたいし、ソ とき

主義は犯罪、 労働者階級にたいする裏切りと境を接する投げやりという 偽装しているとはいえそのトロツキズムにたいする自由

が

こもうとする一 著作集』第一三巻、九八—一〇〇頁) 側からだんこたる反撃をくらうべきである」 ・偽装したトロツキズムのがらくたをわが国の著作物に密輸的にもち 部の 『文筆家』 や 『歴史家』 の試みは、 (ロシア語版『スターリン ボリシェヴィキ

八九年、第八号、九五頁以下)。 党中央みずからの手で公にされた(『ソ連共産党中央委員会通報』一九 簡で指針化されていた。この秘密書簡も長い間、 ストロイカの過程で(といってももう六年近くになるが) 偽装敵 の摘発という施策は、 一九三五年にすでに全党 秘匿されてきたが、 ソ連の共産 への秘密書 ~

九三四年一二月一日)から五〇日ほどして送付されてい そこではジノヴィエフ派がすでにキーロフ暗殺の元凶と断定され、 最初の秘密文書は一九三五年一月一八日付のもので、キーロフ暗殺(一 ジ

ノヴィエフ派とたたかうさいの戒めが説かれている

誠とソヴェト権力に対する献身の誓いと上申とによってみずからの悪行 るべく、党に対する主たる方法として二枚舌の道を選び、党に対する忠 ゆる党機関と党指導部に接近することを可能にする党員証をもちつづけ 「ジノヴィエフ一派はみずからの犯罪的行為を党に隠蔽し、 かれらの偽装について語られる。

かつあら

たとして糾弾される 動きにたいする警戒心が不十分で、 しかるにレニングラードの党組織、 防衛にかんしてすこぶる怠慢であっ なかんづくNKVDは、 そうした

を偽装している。

なのは 産党中央委員会通報』一九八九年第八号、 め そして、 「真のボリシェヴィキ的革命的警戒心」であるとした。 「秘密書簡」 「右翼的偏向の残りかす」であると非難する。 は、 党内の 「日和見主義的温情」なるものをと 九五~一〇〇頁) そして必要

敵がいかにたくみに偽装していてもそれを見破る能力でなければならな ジノヴィエフやカーメネフなどの予審での「自白」なるものを多々引き い」としていた(一一五頁)。 合いに出し、「現状での各々のボリシェヴィキの不可欠の資質は、 この種の秘密書簡は、翌年の七月二九日付にも送付される。 こんどは

坂参三も山本懸蔵も、 党に忠実であろうとしたがゆえに密告に走ったはずなのである。 がただちに「密告」と「密告合戦」を招来することは明白であろう。 いだかないことは、 偽装敵を見破るとは、 自由主義となる。 東洋学専門学校の同胞たちもすべて、この意味で 疑惑をいだくことなしに不可能である。 自由主義は犯罪である。 この論理 疑惑を 野

## エジョ 一フ体制

74

ので、 る。 地方から政治局員に送った一九三六年九月二五日付きの有名な電報であ ~ 無 レストロイカの過程でソ連共産党自身によって公にされ それはかつてフルシチョフが有名な『秘密報告』で明らかにしたも !根拠な粛清にさらに拍車をかけたのは、 つぎのような内容のものであった。 ちなみにこの『秘密報告』も スターリンとジダーノフが

OGPUはその仕事で四年も遅れをとっている。すべての党活動家と大 `緊要なことであると考える。ヤーゴダは、トロツキー=ジノヴィエフ 同志エジョフを内務人民委員のポストにつけることが絶対に不可 ックの摘発の仕事で明らかに自分の任務をきちんと遂行しなかった。

報』一九八九年三月号、一三八頁、邦訳、講談社学術文庫版五〇頁)。部分のOGPU州代表者がそう語っている」(『ソ連共産党中央委員会通

動の教訓」という文書がそれである。 この指針が、前述の党中央委員会総会(一九三七年二月~三月)のス の教訓」という文書がそれである。 この指針が、前述の党中央委員会総会(一九三七年二月~三月)のス この指針が、前述の党中央委員会総会(一九三七年二月~三月)のス

# 五 外国人・日本人敵視

# 外国人共産主義者への疑惑

する姿勢があった。 ソ連にはもともと、共産主義者を含めて外国人をいわば「偽装敵」視

ている。として諜報工作にあたっていたW・クリヴィツキーはつぎのように語っとして諜報工作にあたっていたW・クリヴィツキーはつぎのように語っこのホテルは常時、GPUの監視下にあった。かつてスターリンの側近コミンテルン関係者は「リュックス」という高級ホテルに住んでいた。

TOGPUにとって、国費で「リュックス」に住んでいるこの毛色のちでのFUにとって、国費で「リュックス」に住んでいるこの毛色のちがう客たちの全体はつねに嫌疑の対象であった。「プロレタリア革命」のが うなたちの全体はつねに嫌疑の対象であった。「プロレタリア革命」の

粛清の時期にはソ連在住の外国共産主義者の追及や逮捕がはじまった。

すず書房、一九八七年、四八頁)。 〇GPUの手先となった。そして同国人をOGPUに売り渡すことでののGPUの手先となった」(W・クリヴィツキー『私はスターリンの手先いする誹謗をおこなった」(W・クリヴィツキー『私はスターリンの手先いする誹謗をおこなった。そして同国人をOGPUに売り渡すことでのコミンテルンの領事たちはついに重要な仕事をあたえられた。かれらはコミンテルンの領事たちはついに重要な仕事をあたえられた。かれらは

部との、 の中に一分でもよけいにとどまっていたことがわかると、その説明をも らないし、 度ていねいに調べられる。そこには訪問した相手のサインがなければな 書を丹念に調べられ、それから入構証をもらう。 私服の手先で厳重に警護されている。 がディミトロフに会おうと思っても、 いかんにかかわらず厳重な監視下におかれる。 それによれば、クレムリンの正面にあるコミンテルン本部はGP またクリヴィッキーは、 世にあまり知られていない秘密の関係をつたえてい いつ会談が終わったか記載されていなければならない。 コミンテルンのアパラートとGPU 入り口の管理人によって身分証明 その建物に出入りする者は地位の アメリカ共産党の書記長 帰るときも入構証を再 や軍諜報 Û

ドイツ人と日本人は、共産主義者であると否とを問わず、潜在的スパとめられる。廊下での立ち話は厳禁である。

イとして疑われていた。

ている。 クリヴィツキーは一九三四年五月のある朝のエピソードをこうつたえ

名が行進してきた。それを見て局長がこうきいたというのである。「あったあとソ連に亡命してきたオーストリアの社会主義軍隊の隊員三○○を訪ねたときのこと。表通りを、ウイーンでファシストと勇敢にたたかルビャンカのGPUの建物の一○階にある防諜局長ヴォルインスキー

のなかにスパイが何人いると思うか?」

がルビャンカに入ることになる。」「君はひどくまちがっている、六、七ヵ月後にはかれらの七○%あまり一人もいないとクリヴィツキーが腹をたてて答えると、かれはいった。

しとして自国の大使館にかけこんだ。されたし、後の者は、ソ連にとどまるよりも祖国の獄中生活のほうをよ実際には、ひとりとしてソ連に残らなかった。多くは入ソ直後に逮捕

に」かけこんだ共産主義者であった。 勝野も同じ時期に「祖国の獄中生活のほうをよしとして自国の大使館

# 日本人はみなスパイ

こには、日本人にかんしてたとえばつぎのような規定があった。さきに一九三七年の中央委員会総会で決定された指針に言及した。そ

(『歴史の諸問題』一九九四年第一○号、四頁)。 妨害的・スパイ活動的・後方撹乱的な方法でたたかいをおこなってきた」済を公然かつ合法的に破壊する可能性を失って、偽装した、深く陰謀的な、済を公然かける法のに破壊する可能性を失って、偽装した、深く陰謀的な、「日本・ドイツ・トロツキーの手先は、わが国における社会主義の建設

門学校のわが同胞たちをはじめとする忠実な共産主義者こそたくみに偽が日本のスパイであってみれば、モスクワやレニングラードの東洋学専連中でのことである。手当たりしだいに人民の敵を「発見」し、摘発・が、四年の遅れをとりもどすためにいかに奮闘したかは想像に難くない。が、四年の遅れをとりもどすためにいかに奮闘したかは想像に難くない。が、四年の遅れをとりもどすためにいかに奮闘したかは想像に難くない。

エジョフ体制の時代の『プラウダ』(一九三七年七月九~一○日付)装しているスパイとしてその槍玉にあげられたにちがいない。

偽装日本人スパイについてつぎのようにのべていた。

NKVD要員がそれにもとづいて片っ端から日本人を逮捕していくされている(ロイ・メドヴェーデフ『歴史の審判へ』四二八頁、邦訳を立たいでいる(ロイ・メドヴェーデフ・歴史の審判へ』四二八頁、邦訳が出像できる。モスクワやレニングラードの東洋学専門学校で働く日まが想像できる。モスクワやレニングラードの東洋学専門学校で働く日まが想像できる。モスクワやレニングラードの東洋学専門学校で働く日まが想像できる。モスクワやレニングラードの東洋学専門学校で働く日まが想像できる。モスクワやレニングラードの東洋学専門学校で働く日まが想像できる。モスクワやレニングラードの東洋学専門学校で働く日まが想像できる。モスクワやレニングラードの東洋学専門学校で働く日まが想像できる。

して誇張にはならないであろう。」同様に、外国に住んでいる日本人はいずれもスパイであると言っても決同様に、外国に住んでいるドイツ市民がいずれもゲシュタポの手先であるのと

あった。だが問題は、ソ連の国家と党が社会主義の敵と味方を識別でき在ソのわが同胞たちに疑惑の目が向けられることはやむを得ないことでさまざまな諜報活動をおこなっていた事実は否定できない。その意味で当時のドイツと日本がソ連侵略を狙っていたこと、そのためにソ連で

なかった、あるいは識別しようとしなかったことである。

# 六 上意下達システム

のかという問題は、しばしば不問にされる。 ――いかに高い地位にあれ――の無法行為を抑えることができなかったばしばスターリン個人に帰せられるが、党がなぜそのスターリン個人に開せられるが、党がなぜそのスターリン個人国民を指導する「前衛」を自負する共産党というものの組織原理である。 画内のかという問題は、しばしば不問にされる。

である。 ここで問題にされるべきは、民主集中制という名の上意下達システム

全党員にとっての上級機関の決定の無条件的な拘束性」。
った。この規定はつぎのような義務を党に強いる――「下級機関およびと――をも絶対化させる「民主主義的中央集権制」なるものの規定があ機関のいかなる決定――客観的に見ていかに不当な内容をもつであろう機関のリン時代の党規約(一九三四年制定)には、第一八条に、上級スターリン時代の党規約(一九三四年制定)には、第一八条に、上級

志は絶対であった。しかしスターリン時代には批判は異見・異端を意味した。上級機関の意しかしスターリン時代には批判は異見・異端を意味した。上級機関の意いのか。不当な上意にたいする下部の「抗命権」は認められているのか。いのか。不当な上級機関の決定は、不法なものであれば、全党を拘束しな

いった元凶である。党員、とりわけ権力機関にある人間は、ときには自そ、不法きわまりない粛清を国中に――ひいては世界中におしひろめてれしもその決定に従わなければならないのである。この自縄自縛の掟こ「疑わしき者は殺戮せよ」という方針が上級機関で決定されれば、だ

発し、処刑していったはずなのである。二○世紀世界に蔓延したコミン主義の理想を近づける道であると信じつつ、無実と知りつつ、同胞を告分自身の意志に反してさえ、この掟にしたがって、おそらくそれが共産

テルン共産党版マインド・コントロールである

である。現代世界の共産党(たとえば日本共産党)のなかに生きつづけているの現代世界の共産党(たとえば日本共産党)のなかに生きつづけているの会主義からの逸脱」とか「大国主義」とかを非難するような外見を示すそしてこの民主集中制という名の上意絶対化の掟は、スターリンの「社

# 第五章 コミンテルンの粛清責任

# コミンテルンの掟と粛清政策

第四巻、一九八一年刊、三六九頁)。第四巻、一九八一年刊、三六九頁)。の決定は下級党機関を拘束する」、「コミンテルン資料集』大月書店、党指導機関の決定は、ただちに実施される」とする掟である(「コミン党指導機関の決定は、ただちに実施される」とする掟である(「コミン党指導機関を拘束する」、「コミンテルンとその諸機関、およびの決定は下級党機関を拘束する」、「コミンテルンとその支部である各国共産党との関係は「民主主義的中コミンテルンとその支部である各国共産党との関係は「民主主義的中コミンテルンとその支部である各国共産党との関係は「民主主義的中国に対している。

が厳然として生きている。 産党の現行規約にはコミンテルンがなくなった現在でも、こうした規定でなく、コミンテルン加盟の各国共産党の共通の掟なのである。日本共民主集中制という名の上意下達の組織原理は、ソ連共産党特有のもの

をとっていたか。上級組織であるコミンテルンはソ連共産党の不法をとでは、コミンテルンはソ連共産党の粛清政策にたいしていかなる姿勢

がめたであろうか。

している(同六巻、六八頁)。 一九三三年のコミンテルン第一三回執行委員会総会(一一月~一二月) 一九三三年のコミンテルン第一三回執行委員は、一一月に死去したばか場一致で採択された(日本共産党の執行委員は、一一月に死去したばかの「ファシズム、戦争の危険および共産諸党の任務」というテーゼは満の「カニ三年のコミンテルン第一三回執行委員会総会(一一月~一二月)

ぎのように呼びかけている。 またコミンテルン執行委員会の一九三七年のメーデー・アピールはつ

巻、二四〇頁)。 巻、二四〇頁)。 巻、二四〇頁)。 巻、二四〇頁)。 巻、二四〇頁)。 巻、二四〇頁)。 巻、二四〇頁)。 巻、二四〇頁)。

テルン執行委員会幹部会の決定である。三七年の中央委員会総会の決定を「審議」したうえで採択されたコミンでとりいれている。その点でもっとも重要な文書は、ソ連共産党の一九でればかりではない。コミンテルンはスターリン流の階級敵偽装論ま

謀略分子、 日本の諜報機関のためにソ連の社会主義とソヴェト権力の破壊を目して 決定をほとんどおうむ返しにしたもので、 題された『共産主義インターナショナル』 ような労働者階級内部 スパイ妨害活動をしているとしている。 ンテルン決定の内容をつたえたものだが、 九三七年六月の テロリスト 「トロツキスト妨害者を労働運動から放逐せよ」 の政治的潮流ではなくなり、 妨害者の凶悪な無原則的徒党に変わったことを そしてトロツキズムがかつての それは、 トロツキストはゲシュタポや 誌の無署名論文は、 決定はソ連共産党の いまでは 「スパイ、 右のコミ ٤

> 六巻、三八八~三八九頁)。 共産主義者は見落とした」というスターリンの指摘を正当視している(同

任を問題にするさいに忘れてはならないことである。極的に支持したのである。このことをしっかり銘記しておこう。粛清責コミンテルンの最高機関も、スターリンとソ連共産党の粛清方針を積

党代表団の報告にたいする決定」はつぎのようにいう。 一九三七年一〇月一日付けの執行委員会書記局の「オーストリア共産

に示さなければならない」(同、二六五頁)。 びオーストリアの独裁者の利益をはかって活動していることを、具体的進的なスローガンやデマゴギーに隠れて、実際にはドイツの侵略者およばならない。党は、トロツキズムが『左翼的な』仮面をかぶり、えせ急ばならない。党は、トロツキズムにたいする闘争を全労働者階級の事業としなけれ

# 野坂・山本の「密告」問題

を送ったことが、野坂に対する党の調査で明らかになったとして、「スった野坂がスターリンの粛清指針に積極的に呼応するために問題の書簡人間的にも恥ずべき行為といわなければならない」とか、アメリカにあとし、それを「共産主義者として許されない行為であることはもちろん、の同志であった山本懸蔵を裏切り、スターリンの大量弾圧に加担した」日本共産党は数年まえ、「山本懸蔵を根拠なく告発することで、長年

会総会決議)。 会総会決議)。 を総会決議)。 を総会処分にした(一九九二年一二月二七日付の「野界して、野坂参三を除名処分にした(一九九二年一二月二七日付の「野ルた」とし、「このような行為はけっして許されるものではない」と断ターリンの不当な弾圧に積極的に加担する立場に身をおき、これを実行

指針と掟に絶対服従する立場にあったわけである。なのである。であってみれば、その一支部であった日本共産党も、そのた公認の指針であり、さらに、コミンテルンによっても公認された指針ン一個人の指針なのではなく、ソ連共産党の中央委員会総会で承認されしかし粛清・告発政策はすでに明らかにしたように、たんにスターリ

ものであったはずである。のようなコミンテルン支部(日本共産党)の中央幹部も絶対遂行すべきは、野坂や山本のようなコミンテルン中央幹部はもとより、宮本顕治氏は、野坂や山本のようなコミンテルン中央幹部はもとより、宮本顕治氏

強いるのが党員としての責務であったはずだ。それがボリシェヴィキ的表面的には、否それどころか内心でさえ、これを支持するように自分に抵抗しうる党員がありえただろうか。内心では疑問をいだいたとしても、抵抗しうる党員がありえただろうか。内心では疑問をいだいたとしても、当時のコミンテルン傘下の共産党幹部で――当時の日本共産党の獄中当時のコミンテルン傘下の共産党幹部で――当時の日本共産党の獄中

当然の義務であり、党派性の発揮であったはずである。うコミンテルンの機関の指針=決定を忠実に遂行することが、かれらの指針には従わなければならなかったはずである。粛清のための告発とい野坂にせよ山本にせよ他のいかなる共産主義者にせよ、偽装敵摘発の

党派性というものでなかったか。

ン型共産党の組織運営や規律意識にたいする断罪ではないのか。ものであろう。なにより必要なことは、野坂や山本をはじめとする多くものであろう。なにより必要なことは、野坂や山本をはじめとする多くとして許されない行為をおこなったとして断罪するのは片手落ちというとして許されない行為をおこなったとして断罪するのは片手落ちというたまたま海外にあって活動する「不幸」にめぐまれた野坂や山本(な

# 第六章 復権の歩み

ストと含むもこの後生音がたいで見重ないた。、た含むもこの後生音がたいで制造的なものでしかなかった。それでも日に開始されているが、それは微温的なものでしかなかった。それでも日本清の犠牲者の復権は一九五○年代半ばからのスターリン批判ととも

本人を含む多くの犠牲者がそれで復権された。

かし復権が本格化するのはゴルバチョフ時代である。

(『ソ連共産党中央委員会通報』一九八九年、第一号、七頁)。の補足研究にかんする特別委員会」というものが政治局に設置される〜四○年代ならびに五○年代はじめにおこなわれた弾圧に関連する資料一九八七年九月、ソ連共産党中央委員会政治局の決定で、「三○年代

きによってそれら事件を審理することを指示した。 裁判所にたいしては、当該検察官の異議申し立てにもとづいて裁判手続の時期に弾圧された人々の「事件を再検討すること」を、またソ連最高の時期に弾圧された人々の「事件を再検討すること」を、またソ連最高の時期に弾圧された人々の「事件を再検討すること」を、またソ連最高の時期に弾圧された人々」の復権にかんする作業を完全に終了する必要があるとして、ソ連検察庁と国家保安委員会(K る。

るが、これは救済措置をいっそう具体的に明確にするものであった。義を回復する措置」を講じる必要があるとする政治局決定がおこなわれ翌一九八九年一○月には、さらに同時期の「弾圧犠牲者にたいして正

を明らかにした。
や、弾圧される人々の名簿を編成し承認するという行為であった」ことや、弾圧される人々の名簿を編成し承認するという行為であった」ことや、弾圧される人々の名簿を編成し承認するという行為であった」こそこでは、調査の結果、「大量弾圧と専横の行為が実際にあった」こ

定するとした。 定によって弾圧された市民のすべてを復権されたものとみなす」旨を決法行為によって撤廃する」ことを提議するとともに、「右の諸機関の決時期に「トロイカ」、「特別会議」によってくだされた「裁判外決定を立時期に「トロイカ」、「特別会議」によってくだされた「裁判外決定を立

東洋学専門学校関係者の多くは、この幹部会令で復権されたわけであ

かにしている。 定の遂行状況についての決議を発表したが、それは、つぎのことを明ら定の遂行状況についての決議を発表したが、それは、つぎのことを明ら

その共和国別の内訳はつぎのとおり。裁判・検察機関の決定で責任を問われた者三万一三四二名が復権された。ロイカ」や協議会、特別会議の決定で弾圧された者が八〇万七二八八名、一 一九九〇年一月現在で、一九八九年の最高会議幹部会令で、「ト

ロシア――五三四五七三、ウクライナ――一五四七五四など人口に比例

二 非裁判機関で粛清された者の復権作業はほぼ完了した。

市民の絶対多数(九〇%)は死後の復権であった。

権措置はまだつづく。

名においてスターリン指導部によっておこなわれた大規模な弾圧と専横○〜五○年代の政治的弾圧のすべての犠牲者の権利の回復について」と○一九九○年代の政治的弾圧のすべての犠牲者の権利の回復について」と一九九○年八月にはゴルバチョフの大統領令が発布される。それは「二一九九○年八月にはゴルバチョフの大統領令が発布される。それは「二

決定する」とした。 の理由でおこなわれた弾圧を、 職者等の迫害などを意味していた。大統領令は「二○~五○年代に、集 具体的にはそれは、 と不法」 団化の時期に農民に対し、また政治的、 に反する不法なものと認め、 が、二〇年代の半ばからはじまっていたことを確認している。 強制集団化にともなう弾圧、 それら市民の権利を完全に回復することを 人間の基本的な市民的、 社会的、 宗教上の理由による聖 民族的、 社会経済的 宗教的その 権利

50-kh godov. 1991, M. p.97)。

こに登場した農民・聖職者・医師・技師などさまざまなたぐいの受刑者市民たちのラーゲリでの生活にかんする得がたい見聞記録であった。そ勝野金政の各種のラーゲリ記録は、それら復権の対象となるソヴェト

たことになる。 たちはいまやっとゴルバチョフ大統領令によって復権該当者の地位を得

的弾圧の犠牲者の復権にかんする法律」という法律である。新生ロシアのゆくえをうかがわせるひとつの法律が制定された。「政治一九九一年夏のクーデター粉砕から二ヵ月ほどたった一○月一八日、

歴史全体の否定につながる面をもっているからである。的なものである。ある意味で過去七五年の「ソヴェト社会主義体制」のこんどのロシアの法律はそれまでのものとまったく質を異にする画期

まずその前文の全体を紹介しよう(詳細は拙著『新ロシア革命』窓社、

候のせいで弾圧を受けた。になり、政治的・宗教的信条のゆえに、また社会的、民族的その他の兆になり、政治的・宗教的信条のゆえに、また社会的、民族的その他の兆「ソヴェト権力の時代に何百万という人間が全体主義国家の専横の犠牲

九九二年、

を参照されたい)。

道徳的損失にたいして現在の時点で可能な補償をあたえることである。」という。 民的諸権利を回復すること、専横のその他の影響をとりのぞくこと、物的・ア連邦領内で政治的弾圧を受けたすべての犠牲者を復権すること、その市この法律の目的は、一九一七年一〇月二五日(一一月七日)以降にロシこの法律の目的は、一九一七年一〇月二五日(一一月七日)以降にロシこの法律の目的は、一九一七年一〇月二五日(一一月七日)以降にロシー連邦領内で政治的弾圧を受けたすべての犠牲者を復権すること、事間を表現し、法秩序と人権をまたちと不適の理念と相容れないものとして糾弾し、不当な弾圧の犠牲者ロシア連邦最高会議は、自国民にたいする長年のテロルと大規模迫害

のカテゴリーに入ることになりそうである。ッテルをはられた人々、ソヴェト政権に抵抗して処刑された人々までこ

以下、法律の内容を紹介する。

などをいう。(第一条)の強制収容、国外追放、市民権剥奪、強制移住、流刑、追放、強制労働の強制収容、国外追放、市民権剥奪、強制移住、流刑、追放、強制労働おこなったさまざな強制措置、すなわち生命や自由の剥奪、精神病院へ まず「政治的弾圧」とはなにをさすか。それは国家が政治的理由で

でなく、その子どもも該当者とされる。(第二条)わらず、外国人も含めて――適用される。また弾圧の直接の犠牲者だけ二 この法はロシア連邦領内のあらゆる市民に――市民権の有無にかか二

- 三 復権の対象者はつぎの四種類にわけられている。
- A 国家犯罪その他の犯罪で有罪とされた者。
- OGPU、NKVD、国家保安省、内務省、検察庁の諸機関の決定によB 革命直後に設置されたヴェチェカー(全ロシア非常委員会)、GPU、
- り刑事弾圧を受 けた者
- C 流刑、追放、強制労働などの行政罰を受けた者。
- D 精神病院に強制収容された者。(第三条)

罪や暴力行使罪は除外される。(第四条)四 右にあげた刑罰のうち、スパイ行為や対ファシスト協力などの反逆

これまで政治的弾圧の理由として愛用されてきたつぎのような行為

はなんら「社会的危険性」を含まないものとして事実根拠の有無にかか

Ŧī.

A 反ソ的扇動・宣伝

わりなく復権される

B ソヴェト国家体制を傷つけるデマをひろめること。

よぶものとされていることがわかるであろう。不当に「反革命分子」の

九一七年一〇月のロシア革命以降の「政治的弾圧」

復権がたんにスターリン時代の

「粛清」の犠牲者にのみとどまらず、

の犠牲者にまでお

レッテルをはられて粛清された人々ばかりでなく、正当に(?)このレ

C 教会と学校との分離の法にたいする違反

D 教儀式の口実での市民の権利の侵害

三ヵ月を越えないことと定められている。 で内務省か検察庁の機関にたいして申請をおこなう。 ができるようになっており、 も注目される。 権利等の回復や補償措置についても規定されている 申請の手続きが申請者に有利になるようにはかられていること 復権申請は犠牲者本人でなくともだれでもおこなうこと 弾圧措置を決定した機関・役職者の所在地 またそこでは 復権審査の期間 連の喪失した は

以上は、 この法律に先立ってすでに復権されている犠牲者にも 適用さ

れる。

には当然必要な処罰策である。 にかんする情報は定期的に出版物に発表される。 た裁判官とともに刑事責任を問われるということである。これら加担者 よりも快挙というべきは、 復権された人々は定期的にソヴェト機関の出版物に発表される。 弾圧を加えた治安機関の職員はそれに加 権力犯罪 の防止 正のため それ 組し

る権限が保障されている 最後に、この法律の執行をにはすべての司法・ 治安機関の資料にあた

請 の資格があることになるだけでなく、 そうであってみれば、 本書でとりあげた日本人被粛清者たちも復権申 補償をもとめる権利さえあると

いことになろう。

である。 局 絶ってい がロシア当局に消息をただしたところ、 現実にその適用例が出てきた。 上記の新しい復権法にもとづく名誉回復がおこなわれ た小石浜蔵について、 遺族にかわって北海道新聞のモスクワ支 やはりクートヴェで学んだのち消息を 粛清ファイルが交付され たの

事例であると考えられ 代行者 の要請で関係のNKVDファイルを入手した日本最 それもひとえにこの新生ロシアの法律のおかげ 初の

ヴェ 置と同種の要求を提起していくことであろう。 ロシアにたいして、 これからの私たちの課題は、 ルでも。 犠牲者の埋 - 葬地 への遺族の墓参など、 全真実の明確化、 旧ソ連の責任を継承する領域につい 犠牲者 シベリア抑留者にかかわる措 への補償、 民間レヴェルでも政府 行方不明者の て、

索

償協議会へとどけられたことを報じた。 ま戦犯として裁かれた日本軍将兵四日 折しも昨年 <u></u> 二九 九五年)八月、 新聞 ○八人の名誉回 故斉藤六郎会長の積年の努力の は、 シベリア抑 [復書が 留中 全国: に 無実 抑留者補 ŧ

所産である(合掌)。

ろうか。 らず、 ばソ連の盟友としてソ連に渡った人々なのである。 とすれば、 日露両国 法を看過していいわけではない。 意志で入ソした共産主義者であったということで、 がソ連を仮想敵とする関東軍に所属するいうなれば敵性日本人であっ 点ではシベリア抑留者のそれに決して劣るものでない。 ソ連を敵視する自国の帝国主義権力に抗する共産主義者たち、 シベリア抑留者に比べて被粛清者の存在は日本ではあまり したがってあまり問題にもされてこなかったが、 に真相究明・名誉回復・ 本書や加藤哲郎氏の書物でとりあげられている同胞たちは 補償要求運動を開始すべきではないだ 遅まきながら、被粛清者組織を設けて、 過去のソ連国家の不 かれらがみずからの シベリア抑留者 犠牲の不当さの 知られ いうなれ てお

# 永浜丸也・サヨの身元が判明

文芸春秋社を通じて同氏に届けられた永浜サヨさんの肉親の手紙が私に のほど、 層 の男』 の著者のひとりである小林峻 氏 から、 版 元

芸春秋社に手紙を書いたのであった。

芸春秋社に手紙を書いたのであった。

さんである。大町田さんは『週刊新潮』や『週刊文春』に掲載された記すや『闇の男』を読んで、そこに久しく消息の知れなかった実の姉の名事や『闇の男』を読んで、そこに久しく消息の知れなかった実の姉の名事や『とれた。永浜夫妻についての経歴の説明や二人の写真も添えられて

# ① 永浜夫妻の経歴

(六男) もご健在の由である。(六男) もご健在の由である。

# アメリカでの夫妻

ている。 二人の結婚前後の経緯について大町田安次さんはつぎのようにつたえ

親に金子、

品物の届けものがあった。

国で拘束などといったのであろう。 いなかった。姉は真相を知らせると両親を心配させると配慮して、密入めなく、丸也が日系共産党員で拘束をうけていることなど無想だにして刑務所にいるとの便りがあった。両親はロングビーチ事件など知るよし紹和七年(一九三二年)、初春、姉から、いま丸也は密入国がばれて

殺されるそうなと恐怖心をいだいていたからであった。という党員の教員がいて、母ムメが日頃、六左衛門は共産党をやめるとというのは、夫妻の結婚前後、種子島の隣村の出身で、山田六左衛門

た。 年かしたらシベリア経由で帰ると便りがあった。 る、 るみの確執が生じる。不穏な関係はいまだにつづいている。 夫婦間には別れる別れないの悶着がおこり、 できて別れて帰ってくるそうな、と近隣に吹聴してまわり、 まもなく、 両親は姉に、 こんなに仲良くなりました、これからドイツ経由でソ連に行く、 昭和七年の暮れ、 別れて帰れと矢の催促。そのうち義兄が釈放となるが、 姉から、 いまニューヨークのホテル 義兄側は、 写真もいっしょにあっ サヨは別に男が 双方家族ぐ たにい 何

予言者をまわるうちに不慮の死をとげた(昭和一三年)。それが最後だった。一人娘の音信途絶以来、母は近隣の神仏に祈祷し、

ら訊ねていた。 は、こんどの船にサヨが乗っていなかったかと岸壁に想いをはせなが 場に、こんどの船にサヨが乗っていなかったかと岸壁に想いをはせなが がしたらシベリア経由で帰るという最後の便りを忘れかね、長男夫 くは、舞鶴に復員兵の引き揚げ船が入港するたびに娘の生存を信じ、

大町田さんがつたえる永浜夫妻の入ソ前の消息は以上である。サヨさヨの墓がないと嘆き悲しんだ。その父も昭和四四年に他界する。丸也の家族は昭和四○年にかれだけの墓石を建てた。サヨの父は、サ

ならない。一九三八年、官憲がサヨさんを逮捕しにきたとき、

しかしサヨさんの消息については、

悲しいことをお知らせしなければ

五階の窓

んが生存していればまだ八五歳、 その可能性は充分にある

3 永浜サヨの運命

であった。 が最近(一九九七年六月初め)、ペテルブルグへ行く機会があったので、 エレーナ・ネフスカヤさんに会って、サヨさんの消息を訪ねてきてくれ るように依頼した。現地でうまくエレーナさんと電話連絡がつき、 ーナさんのほうからわざわざホテルにヴィーカを訪ねてきてくれたとの 私のところへ留学しているロシアのある若手研究者(ヴィーカという) エレ

果は私の予想どおりで、写真を見るなりエレーナさんは、「これがあの くるナミとフヴァンであることを確認してもらうことを意図したが、 き日の写真をもっていってもらい、二人がエレーナさんの回想記にでて 二人です」と語ったそうである。 サヨさんの実弟の大町田さんからいただいていた丸也・サヨ夫妻の若

らないとのこと。 か。 から身をなげてみずから命を断ったというのである いたらしい。ひとりは四~五歳で、 また、エレーナさんによれば、 ひとりはキムという名だったそうである。 サヨさんは二度結婚し、二人の息子が もうひとりはまだ乳飲み子だったと いずれもその運命は わかか

カに語った内容をもりこんでいる。 その内容はまえに彼女が雑誌に掲載したものよりかなり詳しく、 ている『ペテルブルグ東洋学』(一九九六年)という書物を現地で購入 してきてくれた。そこにもサヨさんについての消息が記されているが、 なおヴィーカ嬢はエレーナさんが 「両親のこと」という回想を掲載し ヴィー

> う乳飲み子が再婚相手との子どもだったのであろう。 いる可能性がある。 た丸也とのあいだに生まれた子どものことであろう。 レーナさんがいう四、 五歳の息子とはアメリカですでに身ごもって いずれも生存して そしてキムとい

## 履歴書

名前 ナム 二二歳 女

旅券名 シズコ・東洋

本名 サヨ・ナガハマ

父の名 ヤスケ・オマチダ

母の名 ムメ・オマチダ

夫の名 フバン

生地 ナカタネ村、 クマゲ郡、 鹿児島県、 日

らず、 たが、 との兄弟(一九才)は満州にいます。 女の姉妹はいません。 しているかわかりません 七ヘクタールの土地をもっていますが、その三分の一しか耕作されてお 私は日本人です。 それ以来、 あとは森林です。 かれに手紙を書いていないので、いまはどんな仕事を とくに職業はありません。 兄は農業で両親を助けています、二四才です。 生活条件は悪いです。 そこで二年まえ鉄道学校にいまし 両親は貧しい農民で、 男の兄弟は六人ですが、 約

しょにクートヴェで学んでいます。 した)。一八才のとき、同志フバンと結婚しました。 いました。 私は子どものときから日曜や放課後には母の家事や畑仕事を手伝って 高等小学校を卒業すると、 両親と畑で働きました(一六才で かれはいま私とい

九二九年八月に夫とメキシコに渡り、 九月に旅券なしに不法に国境

かくれていなければなりませんでした。 関をごまかすだけの英語がやや話せるようになるまで、しばらく田舎にリカ不法入国で逮捕されていたからです。それで私たちは、私が入管職と入国管理職員を恐れていました。毎日、日本人労働者のだれかがアメいっしょに働きました。私は女中として。アメリカへ来てから私はずっを越えてアメリカに入りました。カルフォルニアのパサデナ近くで夫と

は高等小学校の先生で、月に九○円もらっています。母は農地をもっていました。かれらの生活は貧しいものです。私の伯父母は農地をもっていました。かれらの生活は貧しいものです。私の伯父

B 知的発達と教育

尋常小学校 六年 卒

高等科 三年 卒

独学

(普通教育)

なし

クートヴェでマルクス・レーニン主義を八ヵ月学んでいます。革命運動の経験はありません。マルクス主義の本もほとんど読んだことはありません。

行先生の追悼の会にて

日本語は立派に話せます。

藤井

一九三二年七月、アメリカC 政治生活

なぜソ連に来たか?

ェヴィキになりたかったのです(夫の保釈金は二○○ドルでした)。 した。ILD(国際労働者擁護組織)のおかげでかれはソ連への「任意 出国」を得ました。それで私はかれに同行することを望みました。それ 出国」を得ました。それで私はかれに同行することを望みました。それ とは一九三二年一月、共産党員であるということで逮捕され、日本へ

D 社会生活への参加

E 訴追? なし 工LDに加入しました。そこでは、その本当の意味が理解できていなかったので、あまり活動的ではありませんでした。アメリカ出国の直前、私は一九三一年に「日本プロレタリア文化連盟」に参加し、また同じ頃、

F 職業 なし

胞の組織者、同志M・ブラック、ロス部門のILDの組織者です。三地区、ロスアンジェルス部門の組織者、同志カスピン、われわれの細G(私が知っている指導的な党活動家は、同志アイダ・ロスタイン、一

一九三四年一月二九日

サイン ナム [ロシア文字]